

令和 2 年 度

# 福 祉 の 概 要

米 沢 市 福 祉 事 務 所

# も く じ

米沢市の概要	1
人口推移と財政状況	2
令和元年度米沢市福祉行政運営方針	5
福祉事務所の機構と職員数	6
福祉事務所事務分掌	7

## I 一般社会福祉

1 民生委員・児童委員	11
(1) 地区別の委員数	11
(2) 活動状況	12
2 援護・恩給	13
3 災害弔慰金支給 及び災害援護資金貸付事業	13
4 社会福祉法人に対する認可等事務	14
5 災害時要援護者避難支援事業	14
6 福祉バスの運行	15
7 日本赤十字事業	15
(1) 社費収納状況	15
(2) 講習会実施状況	15
(3) 災害救護	16
(4) 義援金等の受付状況	16

## II 低所得者福祉

1 生活保護	17
(1) 生活保護世帯等の推移	17
(2) 保護の開始理由別世帯数の推移	18
(3) 保護の廃止理由別世帯数の推移	18
(4) 生活保護世帯類型別の推移	19
(5) 生活保護費の扶助別支給状況	19
(6) 被保護者の救護施設入所状況	19
2 生活困窮者自立支援	20
(1) 必須事業	20
(2) 任意事業	20
(3) 事業実施状況	20

## III 障がい児・者福祉

1 障がい児・者福祉	21
(1) 障害者相談員	21
① 身体障害者相談員	21
② 知的障害者相談員	21
③ 相談内容及び件数	22
(2) 手帳の交付	22
① 身体障害者手帳	22
② 療育手帳	25
③ 精神障害者保健福祉手帳	25
(3) 自立支援給付	25
① 訪問系サービス利用状況	27
② 日中活動系サービス利用状況	27
③ 居宅系サービス利用状況	28
④ 相談支援利用状況	28
⑤ 障がい児通所支援事業	28
⑥ 補装具の給付	29
(4) 自立支援医療給付	30
① 更生医療	30
② 育成医療	30
③ 精神通院医療	30
(5) 地域生活支援	31
① 地域活動支援センター事業	31
② 手話通訳者設置事業	31
③ 手話奉仕員派遣事業	31
④ 移動支援事業	32
⑤ 日常生活用具給付事業	32
⑥ 日中一時支援事業	33
(6) 自立に向けた施策	33
① 紙おむつ支給事業	33
② 福祉タクシー利用助成事業	34
③ 自動車燃料費助成事業	34
④ 訪問入浴サービス事業	34
⑤ 人工透析患者 通院交通費助成事業	35
⑥ 在宅酸素療法者支援事業	35

# も く じ

⑦ 自動車改造費、自動車運転免許 取得費助成事業・・・・・・・・	35	① 保育所・・・・・・・・	44
⑧ 介護用自動車改造等助成事業	35	② 認定こども園・・・・・・・・	44
⑨ 声の広報・・・・・・・・	35	③ 小規模保育事業・・・・・・・・	45
⑩ 軽度・中等度難聴児 補聴器購入支援事業・・・	36	④ 施設型給付を受ける幼稚園・	45
⑪ 障がい者虐待防止支援事業・	36	⑤ 市外委託保育所等・・・・・・・・	45
⑫ 成年後見制度利用支援事業・	37	⑥ 私学助成を受ける幼稚園・	45
(7) 各種手当・・・・・・・・	38	⑦ 認可外保育施設・・・・・・・・	45
① 障害児福祉手当・・・・・・・・	38	⑧ 児童センター・・・・・・・・	46
② 特別障害者手当・・・・・・・・	38	(4) 地域子ども子育て支援事業・・	46
③ 福祉手当・・・・・・・・	38	① 一時預かり事業・・・・・・・・	46
④ 特別児童扶養手当・・・・・・・・	38	② 病児保育事業・・・・・・・・	47
⑤ 重度心身障がい児養育手当・	39	③ 子育て短期支援事業・・・・・・・・	48
(8) 山形県心身障がい者扶養共済制度	39	④ 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)・・・	48
(9) 障がい者権利擁護研修会・・・	39	⑤ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	49
(10) 障がい者スポーツ教室・・・	40	⑥ 放課後児童健全育成事業・・	49
(11) 障がい者芸術作品展・・・・・・・・	40	(5) 児童手当・・・・・・・・	51
(12) 障がい者就労施設等からの 物品等の調達実績・・・・・・・・	40	(6) 医療給付制度・・・・・・・・	51
(13) 医療保護入院の市長同意・・	40	① 重度心身障がい(児)者医療給付	51
(14) 心身障がい児在宅福祉事業 「親子ふれあい教室」・・・	41	② 子育て支援医療給付・・・・・・・・	52
(15) 障がい児通園事業 「ひまわり学園」・・・・・・・・	41	③ ひとり親家庭等医療給付・・	52
(16) 「いこいの家」施設協力会 運営事業・・・・・・・・	42	④ 未熟児養育医療給付制度・・	52
(17) 未就学児に係る山形県こども医療療育 センターの発達障がい初診受付・	42	(7) 家庭児童相談室・・・・・・・・	53
		(8) 米沢市要保護児童対策 地域協議会・・・・・・・・	53
		(9) 児童厚生施設・・・・・・・・	54
		(10) 米沢市立興望館・・・・・・・・	54
		(11) 里親制度・・・・・・・・	56
		(12) 『よねざわ子育てハンドブック』 の作成、配布・・・・・・・・	56

## IV 児童福祉

1 児童福祉・・・・・・・・	43
(1) 就学前児童の推移・・・・・・・・	43
(2) 就学前児童の教育・保育施設等 利用状況・・・・・・・・	43
(3) 就学前児童の教育・保育施設等 利用状況内訳・・・・・・・・	44

## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

1 母子・父子及び寡婦福祉・・・・・・・・	57
(1) 母子・父子家庭の 状況及び相談件数・・・・・・・・	58
(2) 児童扶養手当・・・・・・・・	59

# も く じ

(3) 母子父子寡婦福祉資金	60
(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況	62

(1) 入所者の状況	71
(2) 入所者等の異動状況	71

6 権利擁護事業	72
----------	----

## VI 高齢者福祉

1 高齢者福祉	63
(1) 高齢者人口の推移	63
(2) 5歳階層別高齢者人口	63
(3) 高齢者の状況	64
2 社会参加と生きがい対策	64
(1) 老人クラブ育成事業	64
(2) 生きがいと創造の事業	64
(3) 高齢者いきいきデイサービス	65
(4) 老人体育レクリエーション	66
(5) シルバー人材センター	66
(6) 高齢者温泉利用福祉事業	66
3 在宅高齢者サービス	67
(1) 愛の一声事業	67
(2) はり、きゅう、マッサージ等助成	67
(3) あんしん電話事業	67
(4) 訪問理美容助成事業	67
(5) 高齢者生活支援事業 (ホームヘルパーの派遣)	68
(6) 高齢者生活支援短期入所事業 (ショートステイ)	68
(7) 紙おむつ支給事業	68
(8) 寝具洗濯乾燥サービス事業	69
(9) 高齢者等除雪援助員派遣事業	69
(10) 高齢者等雪下ろし助成事業	69
(11) 老人日常生活用具給付等事業	70
(12) 高齢者等生活支援事業 (生活援助員の派遣)	70
(13) シルバーハウジング 生活援助員派遣事業	70
4 寿賀祝品贈呈	71
(1) 市敬老祝品支給事業	71
(2) 県祝品支給人員	71
5 老人福祉施設の入所状況	71

## VII 介護保険事業

1 被保険者数と認定者数の推移	73
(1) 被保険者とは	73
(2) 要介護・要支援認定者数の推移	73
(3) 要介護度別認定者数	73
2 保険給付の状況	73
(1) 受給者数の推移	74
(2) 保険給付の状況	74
3 地域支援事業	75
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	76
① 一般介護予防事業	76
② 介護予防・生活支援サービス 事業	77
(2) 包括的支援事業	78
① 地域包括支援センター の設置・運営	78
② 在宅医療・介護連携支援事業	80
③ 生活支援体制整備事業	80
④ 認知症総合支援事業	81
⑤ 地域ケア会議推進事業	81
(3) 任意事業	82
① 介護給付等費用適正化事業	82
② 家族介護者交流激励支援事業	82
③ 成年後見制度	82
④ 福祉用具・住宅改修支援事業	83
⑤ 介護相談員派遣事業	83
⑥ 高齢者見守り支援事業	83
4 低所得者対策	83
(1) 高額介護サービス費	83
(2) 高額医療合算介護サービス費	84
(3) 特定入所者介護サービス費	84
(4) 介護保険居宅サービス費等 利用者負担額助成事業	84

# も く じ

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象サービス・・・・・・・・・・ 84</li> <li>② 対象者と助成内容・・・・・・・・ 84</li> <li>③ 利用実績・・・・・・・・・・ 84</li> <li>(5) 社会福祉法人による 利用者負担軽減措置事業・・ 84</li> <li>5 財政状況・・・・・・・・・・ 85           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歳入・・・・・・・・・・ 85</li> <li>(2) 歳出・・・・・・・・・・ 85</li> </ul> </li> <li>6 介護保険料・・・・・・・・・・ 85           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第7期計画期間の保険料段階・・ 85</li> <li>(2) 段階別保険料額・被保険者数の 推移・・・・・・・・・・ 86</li> <li>(3) 介護保険料決算状況・・・・・・・・ 87</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 特定地域型保育事業（所） （家庭的保育事業等）・・・・・・ 96           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小規模保育事業（所）・・・・・・ 96</li> </ul> </li> <li>3 児童保育関連施設・・・・・・・・・・ 96           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 私学助成を受ける幼稚園・・・・・・ 96</li> <li>(2) 認可外保育園・・・・・・・・・・ 96</li> <li>(3) 企業主導型保育事業所・・・・・・ 96</li> <li>(4) 事業所内保育所・・・・・・・・・・ 96</li> </ul> </li> <li>4 児童厚生施設・・・・・・・・・・ 97</li> <li>5 児童養護施設・・・・・・・・・・ 97</li> <li>6 放課後児童健全育成事業所 （放課後児童クラブ）・・・・・・ 97</li> <li>7 子育て援助活動支援事業所 （ファミリー・サポート・センター事業） 98</li> <li>8 地域子育て支援拠点事業所 （子育て支援センター）・・・・・・ 98</li> <li>9 児童遊園・・・・・・・・・・ 98</li> <li>10 助産施設・・・・・・・・・・ 99</li> <li>11 相談支援事業所・・・・・・・・・・ 99</li> <li>12 特定相談支援事業所、 障がい児相談支援事業所・・・・ 99</li> <li>13 障害者入所支援施設・・・・・・・・ 100</li> <li>14 就労移行支援・ 就労継続支援事業所・・・・・・ 100</li> <li>15 地域活動支援センター・・・・・・ 101</li> <li>16 生活介護事業所・・・・・・・・・・ 101</li> <li>17 共同生活援助事業所・・・・・・ 101</li> <li>18 児童発達支援事業所・・・・・・・・ 102</li> <li>19 放課後等デイサービス事業所・・ 102</li> <li>20 保育所等訪問支援事業・・・・・・ 102</li> <li>21 養護老人ホーム・・・・・・・・・・ 102</li> <li>22 特別養護老人ホーム・・・・・・・・ 103</li> <li>23 老人保健施設・・・・・・・・・・ 103</li> <li>24 軽費老人ホーム(ケアハウス)・・ 103</li> <li>25 介護医療院・・・・・・・・・・ 103</li> </ul>
<h2>VIII 社会福祉協議会の活動</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉協議会・・・・・・・・・・ 89</li> <li>2 組織体制・・・・・・・・・・ 89</li> <li>3 社協会員・会費・・・・・・・・・・ 90           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 年会費・・・・・・・・・・ 90</li> <li>(2) 会員・会費の状況・・・・・・・・ 90</li> </ul> </li> <li>4 主な事業・・・・・・・・・・ 90           <ul style="list-style-type: none"> <li>～基本計画1～つたえる(広報・啓発) 90</li> <li>～基本計画2～つながる(連携・協働) 91</li> <li>～基本計画3～つくる(活動・拠点) 91</li> <li>～基本計画4～ささえる(相談・支援) 92</li> </ul> </li> </ul>	
<h2>IX 管内社会福祉施設等一覧表</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設・・・・・・・・ 95           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所・・・・・・・・・・ 95</li> <li>(2) 認定こども園・・・・・・・・ 95</li> <li>(3) 施設型給付を受ける幼稚園・・ 95</li> </ul> </li> </ul>	

※ データは、注記表示がない場合は各年度末現在の統計数字です。

※ 令和元年度事業費実績は、見込み額です。

## 米 沢 市 の 概 要



面積：548.51 km<sup>2</sup>  
市の木：こめつが  
市の花：あずましゃくなげ

本市は山形県の最南端に位置し、県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地の南東部にあります。気候は、夏が高温多湿、冬は寒さが厳しく多くの降雪があります。積雪深は、市街地でも約 100cm になり、特別豪雪地帯に指定されています。

米沢の地名は中世後期から見られ、その由来は「ヨネ(米)のなるサワ(草の生える湿地)」や「白い水が沸く米井(よねい)がある」などの説があります。

鎌倉時代に地頭が置かれて以降まちが形成され、特に伊達氏 43 年間・上杉氏 272 年間本拠にしたことから、城下町として栄えてきました。米沢藩初代藩主・上杉景勝の家老である直江兼続が、今に残る米沢の城下町の礎を築いたと伝えられています。

本市は、我が国で最初に市制施行（明治 22 年 4 月 1 日）した 31 市中の 1 市で、令和元年に市制施行 130 周年を迎えました。

平成 27 年国勢調査による本市の産業別就業人口比率は、第一次産業 3.8%、第二次産業 34.3%、第三次産業 58.9%（分類不能 3.0%）となっており、第二次産業の就業者が多いことが特徴です。これは、200 年以上前に上杉鷹山が「米沢織」をはじめとする殖産興業を奨励して以来、「ものづくりのまち」として発展してきたことによるものです。全国初の中核工業団地「八幡原中核工業団地」や平成 12 年に分譲開始した「米沢オフィス・アルカディア」があり、東北有数の工業都市です。

また、市内には 3 つの高等教育機関（山形大学工学部、山形県立米沢栄養大学、山形県立米沢女子短期大学）が立地し、4,000 人もの教職員・学生が暮らす学園都市でもあります。近年は、山形大学工学部を中心として産学官が連携した有機エレクトロニクス関連技術の研究開発が進んでいます。

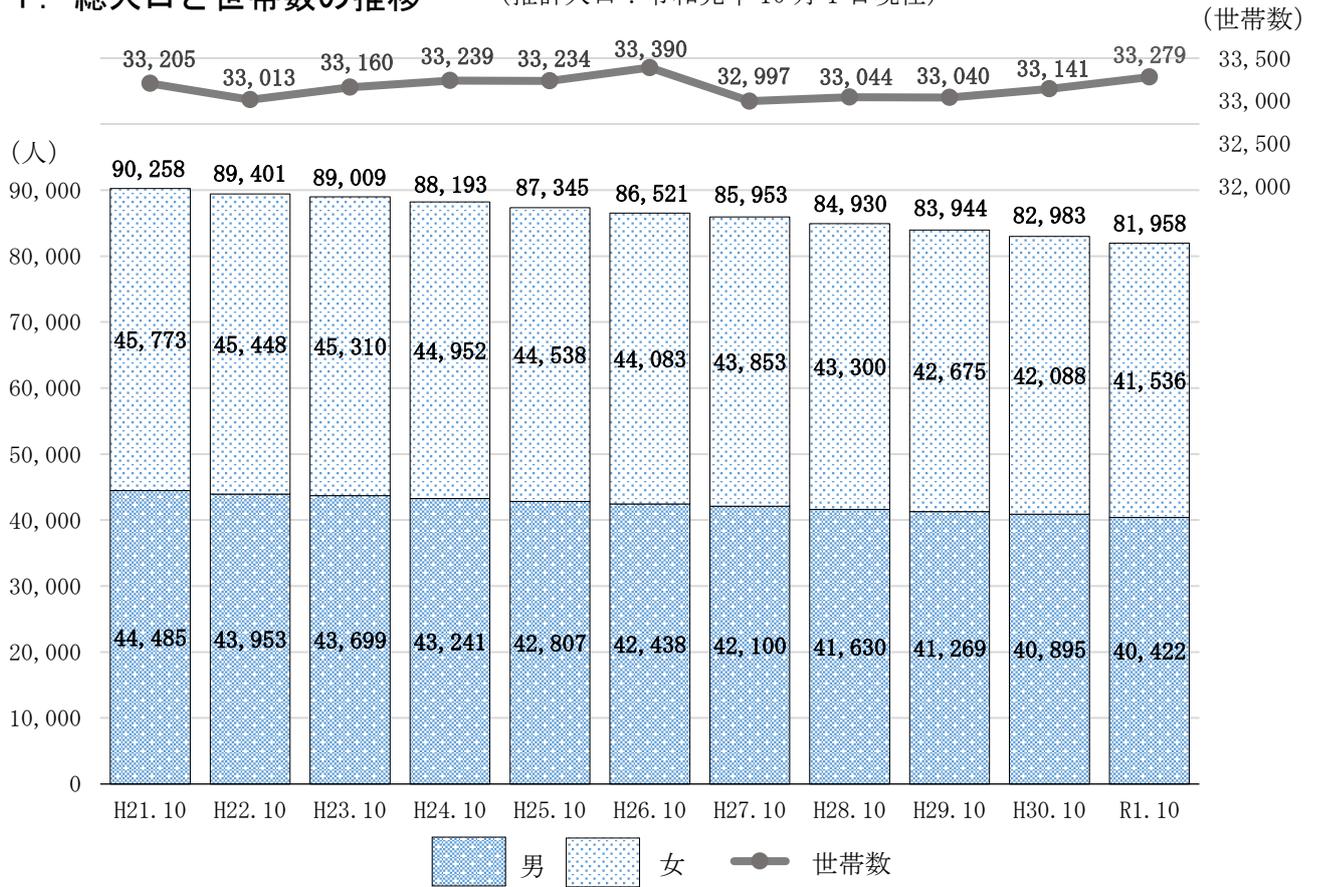
観光では、上杉氏ゆかりの名所旧跡はもとより、国宝「洛中洛外図屏風」「上杉家文書」など貴重な文化財が数多く存在するほか、「米沢上杉まつり」「上杉雪灯籠まつり」など四季を通じて米沢の心を表現するまつりが開催されます。加えて、八つの名湯・秘湯に恵まれるとともに、米沢の味 A (Apple) ・ B (Beef) ・ C (Carp) を代表とする食の宝庫でもあり、歴史と伝統文化が息づく「上杉の城下町」として年間 250 万人を超える観光客が訪れる県内屈指の観光都市です。

平成 29 年 11 月に東北中央自動車道（米沢～福島）が開通し、平成 30 年 4 月には米沢中央 IC に隣接して「道の駅米沢」が開業しました。山形県の南の玄関口として、交流人口の拡大と産業振興の活性化が期待されています。

# 人口推移と財政状況

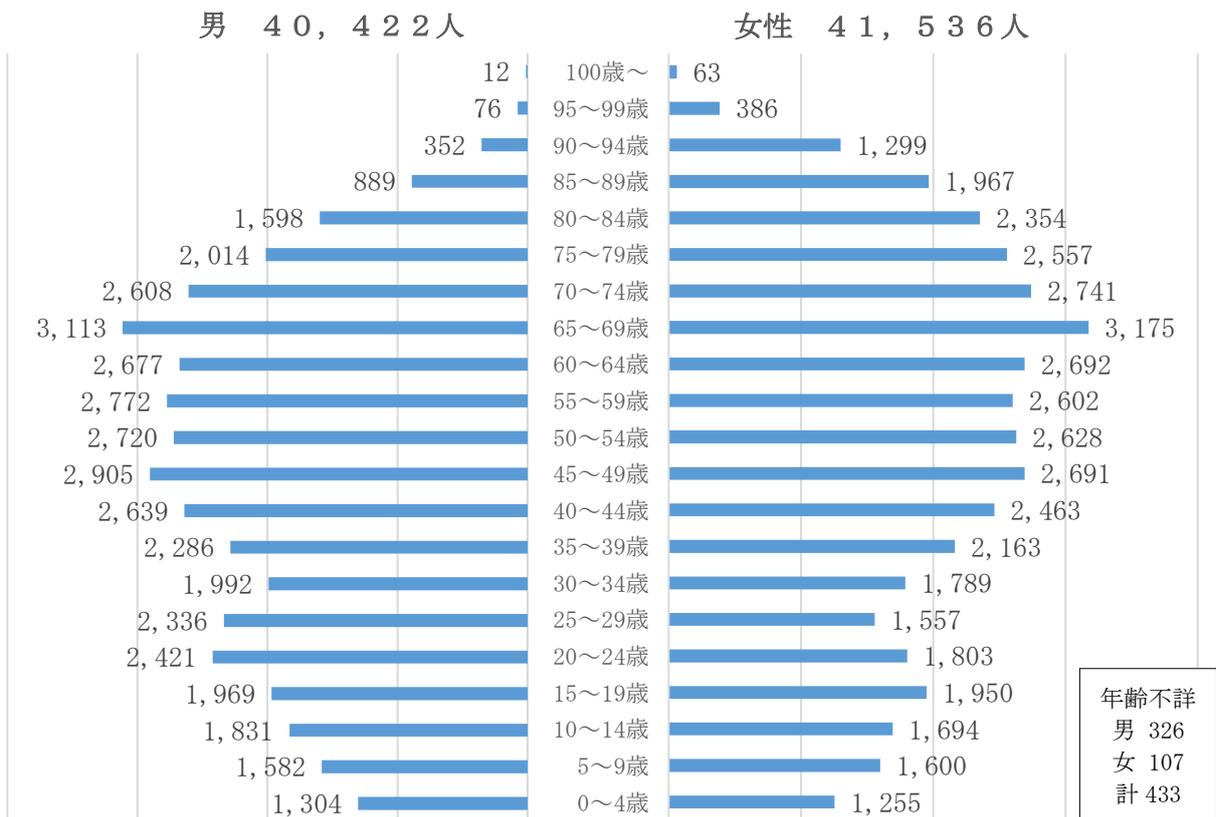
## 1. 総人口と世帯数の推移

(推計人口：令和元年10月1日現在)



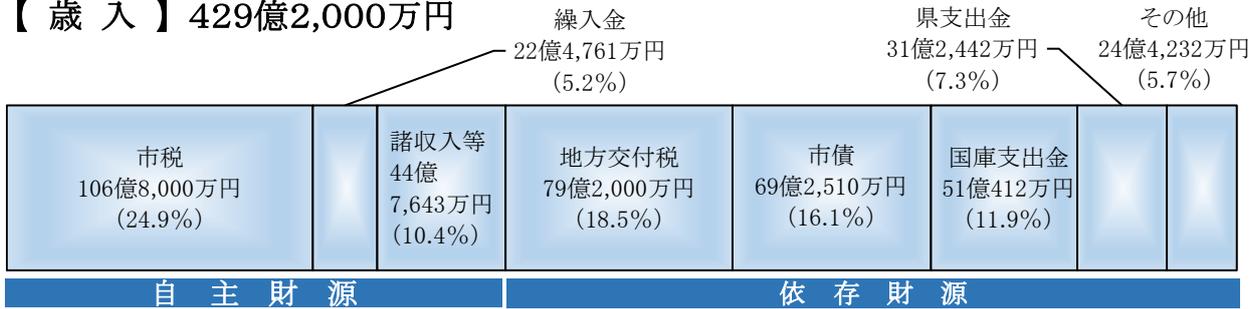
## 2. 性別・5歳階級別人口の推移

(推計人口：令和元年10月1日現在)

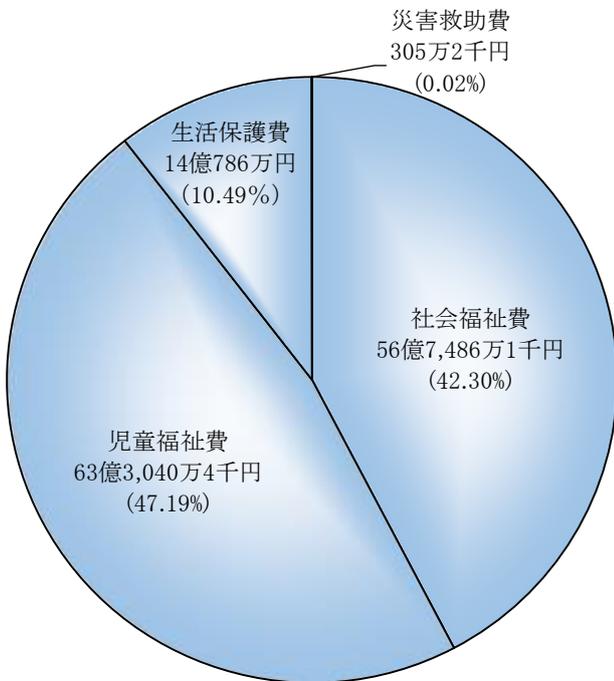
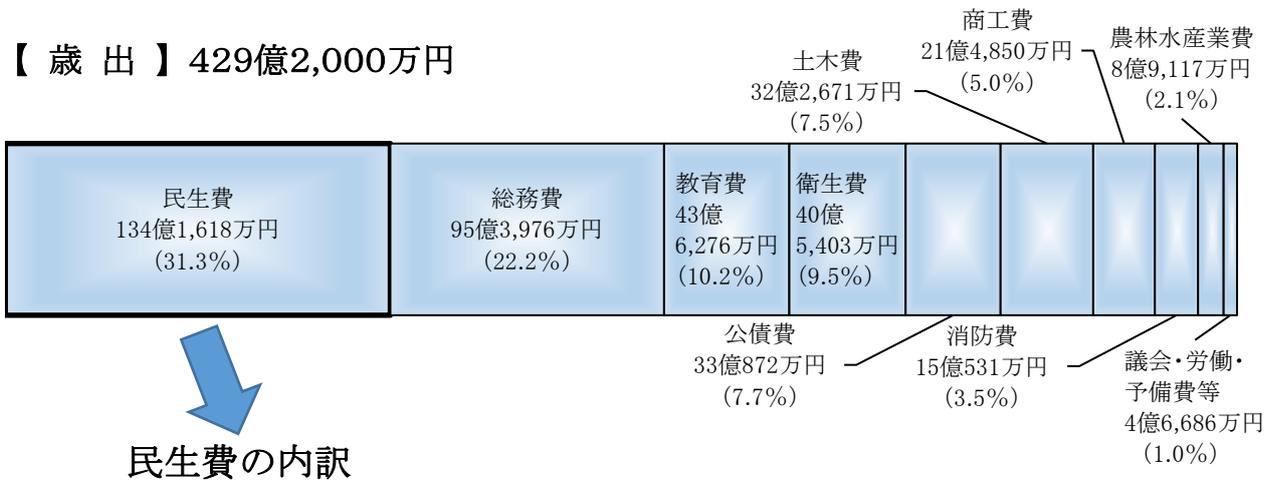


### 3. 令和2年度 一般会計 当初予算

#### 【歳入】429億2,000万円

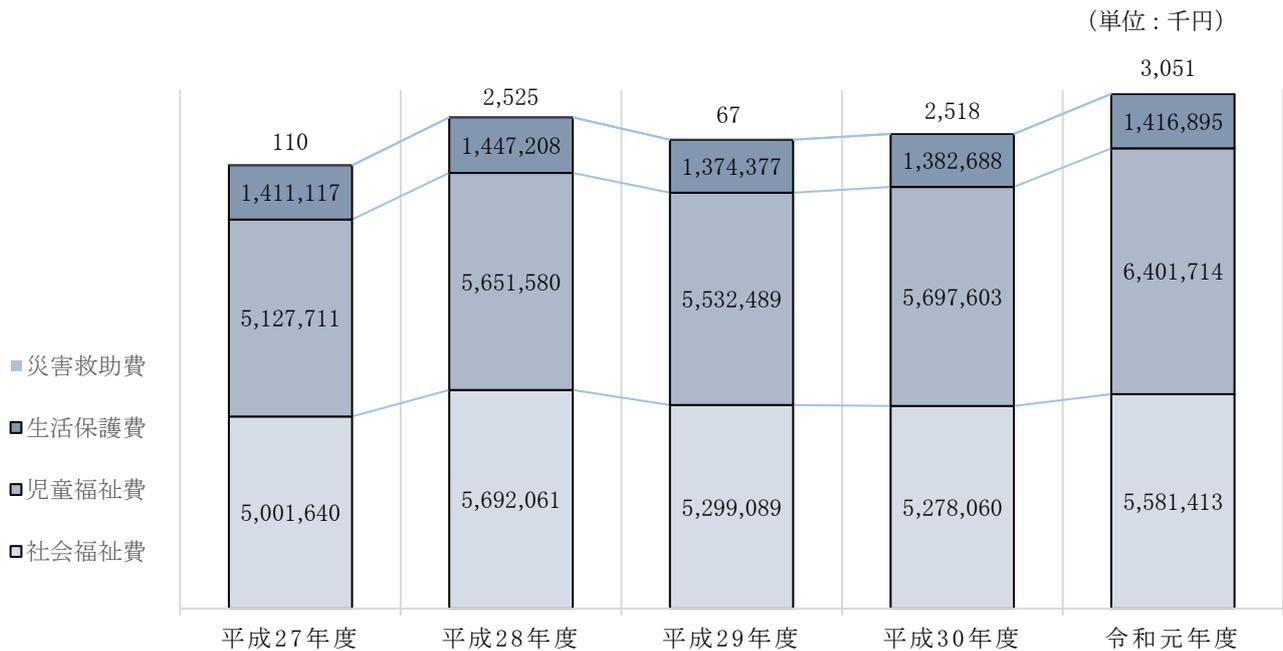


#### 【歳出】429億2,000万円

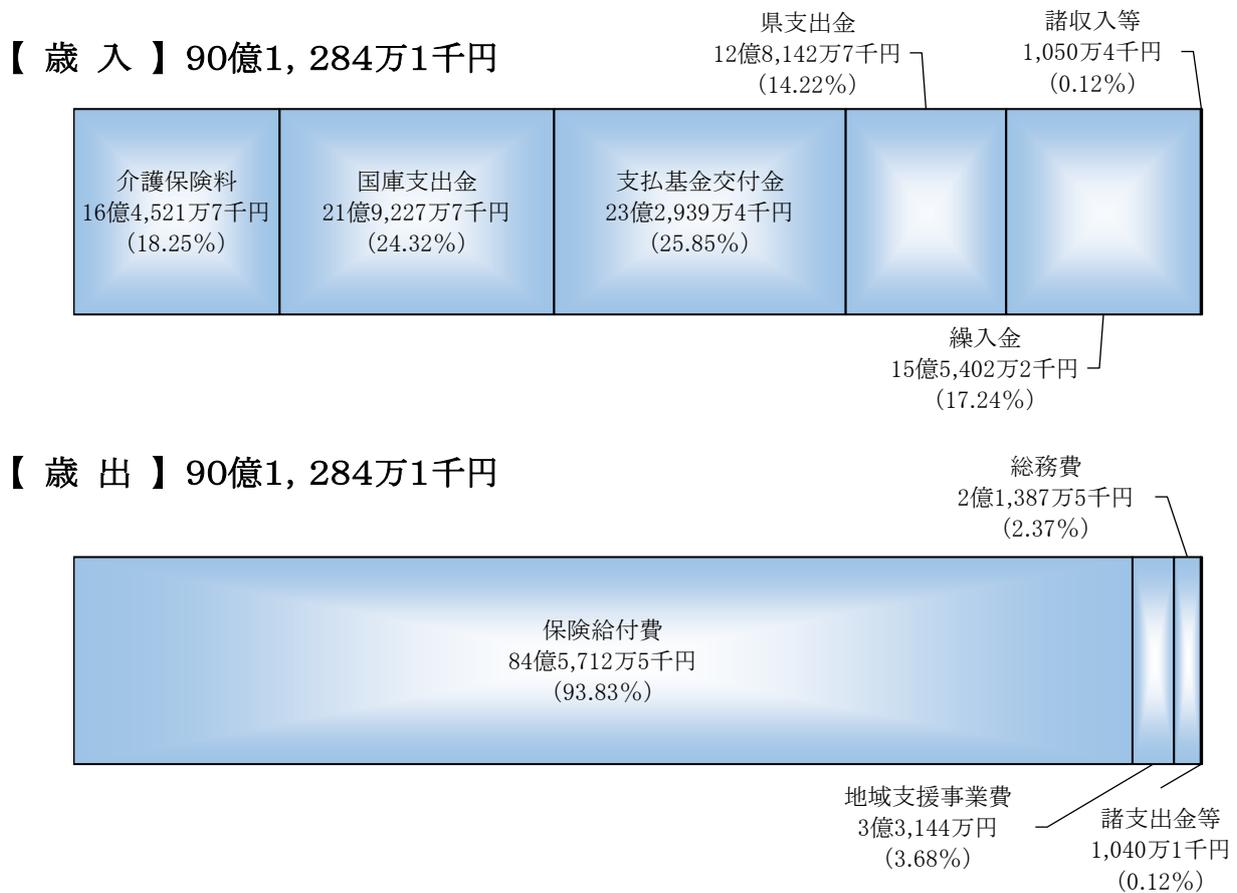


社会福祉費内訳		
社会福祉総務費	16億1,662万9千円	12.05%
障がい者福祉費	22億1,725万9千円	16.53%
老人福祉費	18億1,715万4千円	13.54%
国民年金費	2,381万9千円	0.18%
児童福祉費内訳		
児童福祉総務費	10億2,397万6千円	7.63%
子育て支援医療費	4億291万9千円	3.00%
ひとり親家庭等医療費	5,336万1千円	0.40%
児童措置費	43億4,804万2千円	32.41%
児童福祉施設費	1億3,289万6千円	0.99%
児童養護施設費	1億5,648万4千円	1.17%
市立保育所費	2億1,272万6千円	1.59%
生活保護費内訳		
生活保護総務費	1億796万円	0.80%
生活保護扶助費	12億9,990万円	9.69%
災害救助費	305万2千円	0.02%

#### 4. 民生費(決算額)の推移



#### 5. 令和2年度 介護保険事業勘定特別会計 当初予算



## 令和2年度 米沢市福祉行政運営方針

本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化を伴う人口減少に加え、地域の繋がり希薄化が進む中、いわゆる制度の狭間や複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもりなど長期的支援が必要な世帯が増加傾向にあり、今後も公的福祉サービスへのニーズは増大していくと見込まれます。よって、本市福祉行政に関わる各々の計画に沿った各種事業の推進に努め、個人・地域住民・事業者・行政が一体となって問題解決に取り組んでいきます。

また、今般の新型コロナウイルスの影響で生活に困窮する方々に対し、福祉行政面からの支援が迅速に行き届くよう努めてまいります。

**地域福祉** 令和2年度から5年間を計画期間とする「第3期地域福祉計画」に基づき、市民一人ひとりの福祉意識の醸成や、地域における福祉活動の活性化を支援するとともに、複合化・複雑化した世帯全体の問題を丸ごと受け止める「断らない総合相談体制」の構築を検討し、みんなで支え合う福祉都市を目指していきます。

**生活福祉** 生活保護受給者に対しては、経済的支援とともに、自立の助長を図るためきめ細やかな指導・助言を行っていきます。また、コロナ禍により増加が予想される生活困窮者に対しては、自立相談支援事業等をはじめ包括的かつ継続的な支援体制を整備し、自立支援を総合的に推進します。

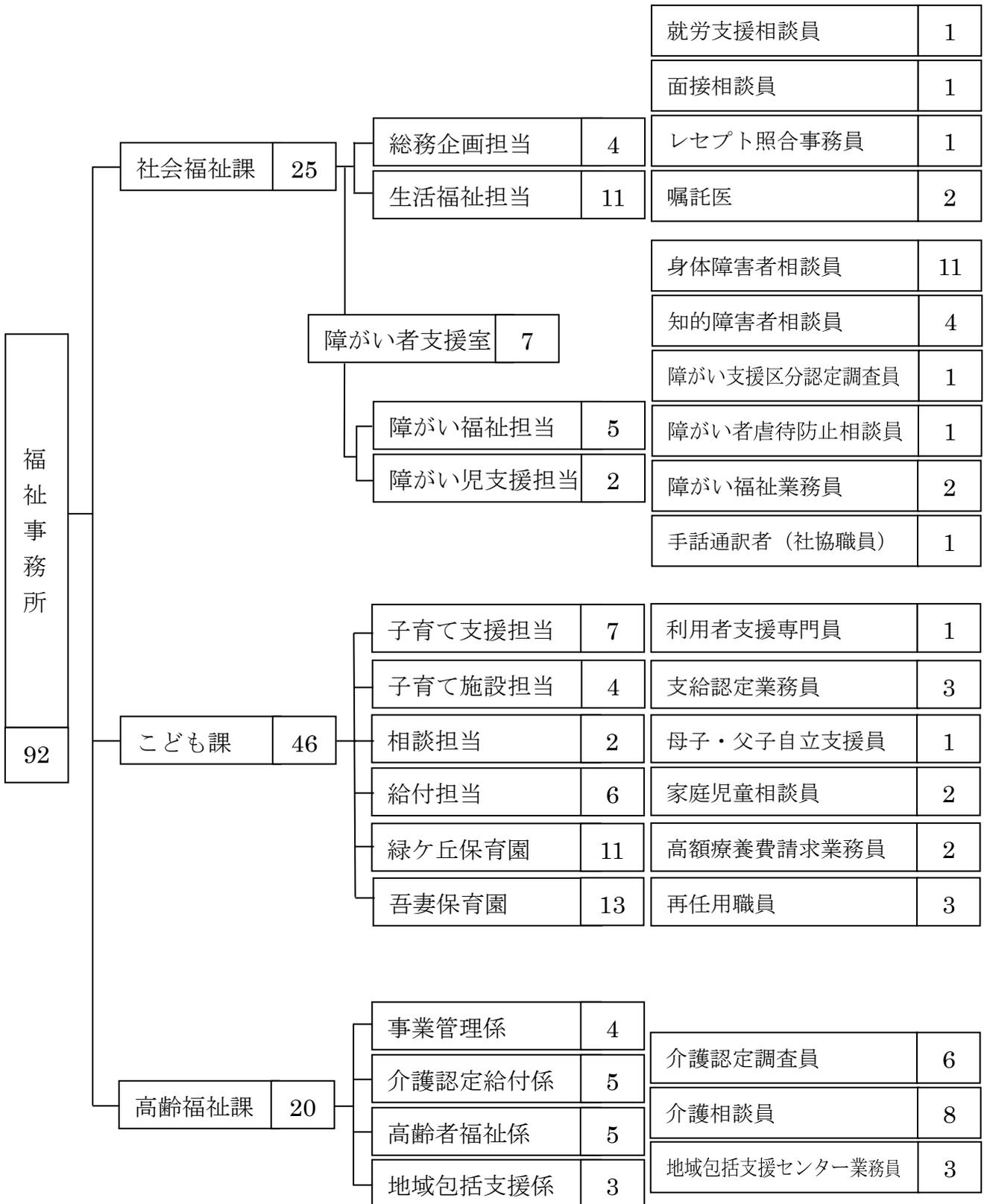
**障がい福祉** ひきこもりに関する相談窓口を設置し、周知とともに、当事者や家族等の居場所づくり、訪問支援を実施して、課題解決を図っていきます。また、「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づき、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる共生社会の実現を目指します。

**児童福祉** 多子世帯の経済的負担の軽減として、第3子以降の保育料の無償化事業を継続実施します。小学6年生から数えて第3子以降となる子どもの保育料及び副食費について、利用している施設に関係なく保育料等の軽減を図ります。また、子育て支援医療給付事業については、今年度から対象者を高校3年生等までとし、子どもの医療費の無償化を拡充します。新生児訪問や乳幼児健康診査の実施により、子どもの発育・発達の確認とともに育児相談も行い、母親の精神面の支援等を行います。

**高齢者福祉** 支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応とともに、高齢者が参加しやすい活動の場の拡大を図り、介護予防と生活習慣病の疾病予防・重度化予防を一体的に実施するフレイル対策事業や健康づくりを強力に推進します。また、平成30年度から3か年を計画期間とする「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、要介護認定やケアマネジメントなどの適正化事業を推進するとともに、成年後見制度の推進及び高齢者施策全般に係る取組を実施していきます。

# 福祉事務所の機構と職員数

令和2年4月1日現在



※補佐級（室長・副主幹）は、係・担当に含みません（ただし、保育園は園長を含む）。

# 福祉事務所事務分掌

## 1 社会福祉課

<p>総務企画担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉計画に関する事。</li> <li>② 民生委員児童委員事務に関する事。</li> <li>③ 社会福祉法人の認可等事務、指導監査に関する事。</li> <li>④ 米沢市社会福祉協議会に関する事。</li> <li>⑤ 戦没者遺族及び戦傷病者援護に関する事。</li> <li>⑥ 中国帰還者等及び未帰還者に関する事。</li> <li>⑦ 災害見舞金の支給に関する事。</li> <li>⑧ 災害時要援護者避難支援に関する事。</li> <li>⑨ 臨時福祉灯油等助成金に関する事。</li> <li>⑩ 生活保護等の経理に関する事。</li> <li>⑪ 日本赤十字社に関する事。</li> </ul>
<p>生活福祉担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活保護に関する事。</li> <li>② 中国残留邦人等支援給付に関する事。</li> <li>③ ホームレス・行旅病人・行旅死亡人等に関する事。</li> <li>④ 生活困窮者自立支援に関する事。</li> <li>⑤ 嘱託医に関する事。</li> </ul>
<p>障がい福祉担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい者計画及び障がい福祉計画に関する事。</li> <li>② 障がい者福祉団体等に関する事。</li> <li>③ 障がい者自立支援給付に関する事。</li> <li>④ 障害者手帳に関する事。</li> <li>⑤ 障害支援区分認定に関する事。</li> <li>⑥ 障害者相談員に関する事。</li> <li>⑦ 障がい者等の福祉サービス事業に関する事。</li> <li>⑧ ひきこもり相談及びひきこもりサポート事業に関する事。</li> </ul>
<p>障がい児支援担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい福祉の経理に関する事。</li> <li>② 障がい児総合支援に関する事。</li> <li>③ 特別児童扶養手当の進達に関する事。</li> <li>④ 特別障害者手当等の支給に関する事。</li> <li>⑤ 重度心身障がい児養育手当の支給に関する事。</li> <li>⑥ 山形県心身障がい者扶養共済制度の進達に関する事。</li> <li>⑦ ひまわり学園に関する事。</li> <li>⑧ 障がい児通所支援の利用認定及び給付費の支給に関する事。</li> <li>⑨ 障がい児援護対策に関する事。</li> </ul>

2 こども課

<p>子育て支援担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 米沢市子ども・子育て会議に関する事。</li> <li>② 子どものための教育・保育の支給認定及び給付に関する事。</li> <li>③ 保育所、認定こども園の利用調整に関する事。</li> <li>④ 保育料決定及び徴収、滞納処理に関する事。</li> <li>⑤ 児童センターの入所及び使用料徴収、滞納処理に関する事。</li> <li>⑥ 子ども・子育て支援交付金に関する事。</li> <li>⑦ 地域子ども・子育て支援事業に関する事。</li> <li>⑧ ファミリー・サポート・センター事業に関する事。</li> <li>⑨ 市単独補助金に関する事。</li> <li>⑩ 私立幼稚園に関する事。</li> <li>⑪ やまがた子育て応援パスポートに関する事。</li> </ul>
<p>子育て施設担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市立保育所の管理運営に関する事。</li> <li>② 児童センターの管理運営に関する事。</li> <li>③ 放課後児童健全育成事業に関する事。</li> <li>④ 認可外保育施設に関する事。</li> <li>⑤ 児童遊園に関する事。</li> <li>⑥ 特定教育・保育施設等及び家庭的保育事業等に関する事。</li> <li>⑦ 民間保育施設等の施設整備に関する事。</li> <li>⑧ 紅花ふれあい基金に関する事。</li> </ul>
<p>相談担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭児童相談室の運営に関する事。</li> <li>② 児童虐待・婦人相談に関する事。</li> <li>③ 母子・父子自立支援事業に関する事。</li> <li>④ 要保護児童対策地域協議会に関する事。</li> <li>⑤ 里親に関する事。</li> <li>⑥ 子育て短期支援事業に関する事。</li> <li>⑦ 入院助産施設等措置に関する事。</li> <li>⑧ 興望館に関する事。</li> </ul>
<p>給付担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重度心身障がい(児)者医療給付に関する事。</li> <li>② 子育て支援医療給付に関する事。</li> <li>③ ひとり親家庭等医療給付に関する事。</li> <li>④ 児童手当に関する事。</li> <li>⑤ 児童扶養手当に関する事。</li> <li>⑥ 未熟児養育医療給付に関する事。</li> <li>⑦ 置広指定ごみ袋子育て支援事業に関する事。</li> </ul>

米沢市立 緑ヶ丘保育園 吾妻保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 0～5歳児保育の実施に関する事。</li> <li>② 教材管理に関する事。</li> <li>③ 環境整備に関する事。</li> <li>④ 保育指導案作成に関する事。</li> </ul>
-------------------------	---

### 3 高齢福祉課

事業管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険事業特別会計予算管理、介護保険給付基金に関する事。</li> <li>② 介護保険事業計画策定、進行管理に関する事。</li> <li>③ 米沢市介護保険運営協議会に関する事。</li> <li>④ 地域密着型サービス、居宅介護支援及び総合事業指定事業者等の指定、指導等に関する事。</li> <li>⑤ 介護保険制度の啓発に関する事。</li> <li>⑥ 国、県等補助金・交付金に関する事。</li> </ul>
介護認定給付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定に関する事。(審査会・認定調査・主治医意見書)</li> <li>② 介護保険給付に関する事。</li> <li>③ 給付費適正化に関する事。</li> <li>④ 市独自の利用者負担助成に関する事。</li> <li>⑤ 被保険者証交付、資格管理に関する事。</li> </ul>
高齢者福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老人ホーム入所措置等の調整管理に関する事。 (事前調査・入所判定委員会)</li> <li>② 高齢者の在宅福祉サービスに関する事。</li> <li>③ 高齢者の権利擁護に関する事。</li> <li>④ 高齢者等の緊急通報システムに関する事。</li> <li>⑤ 高齢者の創造活動事業に関する事。</li> </ul>
地域包括支援係 (地域包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括支援センターの運営に関する事。</li> <li>② 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。</li> <li>③ 在宅医療・介護連携推進に関する事。</li> <li>④ 認知症総合支援に関する事。</li> <li>⑤ 生活支援体制整備に関する事。</li> <li>⑥ 地域ケア会議に関する事。</li> <li>⑦ 介護相談員派遣に関する事。</li> </ul>



# I 一般社会福祉

# I 一般社会福祉

## 1 民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員は、町内会等からの推薦に基づき、地区選考委員会、米沢市民生委員推薦会、山形県社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣及び県知事から委嘱される。任期は3年で、本市の定数は200名となっている。

活動については、地域住民の生活実態を把握し、援助を必要とする人たちの相談に応じ、その人たちの有する能力に応じて自立した日常を営むことができるよう支援するなど、行政や専門機関へのパイプ役としての役割を果たしている。また、市内14地区に組織される民生委員児童委員協議会の一員として、毎月定例会を開催し、様々な問題についての意見交換や自発的な研修を通して問題の解決等にあたるなど、地域の福祉課題の解決や改善を組織的に図っていく役割を担っている。

民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」として厚生労働大臣から指名され、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。近年の子育て不安、児童虐待問題等の増加の状況に対応するため、地区民生委員児童委員協議会が担当する地区に2人ずつ配置されており、現在27名（男7名、女20名）が活動している。

（1）地区別の委員数（令和2年3月末現在）

地区	男	女	計	地区	男	女	計	地区	男	女	計
中部	6 (1)	5 (1)	11 (2)	松川	2	11 (2)	13 (2)	三沢	9	2 (2)	11 (2)
東部	6	16 (2)	22 (2)	愛宕	4 (1)	5 (1)	9 (2)	山上	6	5 (2)	11 (2)
西部	15 (1)	6 (1)	21 (2)	万世	7	3 (2)	10 (2)	上郷	7	6 (2)	13 (2)
南部	11 (1)	4	15 (1)	広井郷	10	6 (2)	16 (2)	南原	11 (1)	1 (1)	12 (2)
北部	6	7 (2)	13 (2)	窪田	11 (2)	2	13 (2)	計	111 (7)	79 (20)	190 (27)

（ ）は主任児童委員

## (2) 活動状況

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
相談・支援 件数	内 容 別	在宅福祉	471	393	666	595	611
		介護保険	110	116	115	126	119
		健康・保健医療	222	225	282	164	149
		子育て・母子保健	248	220	147	175	121
		子どもの地域生活	443	422	279	329	286
		子どもの教育・学校生活	449	456	337	323	285
		生活費	221	208	166	138	140
		年金・保険	36	40	17	17	43
		仕事	90	43	35	51	40
		家族関係	209	308	214	180	155
		住居	133	109	101	106	75
		生活環境	299	337	283	241	248
		日常的な支援	2,270	2,168	1,905	1,721	1,600
		その他	2,173	1,989	1,972	2,002	1,986
	計	7,374	7,034	6,519	6,168	5,858	
	分 野 別	高齢者に関すること	3,469	3,276	3,516	3,092	3,210
		障がい者に関すること	460	423	301	271	198
		子どもに関すること	1,605	1,600	1,246	1,249	993
		その他	1,840	1,735	1,456	1,556	1,457
計		7,374	7,034	6,519	6,168	5,858	
その 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	3,015	2,663	2,663	2,165	2,459	
	行事・事業・会議への参加協力	4,952	4,542	4,724	4,882	4,687	
	地域福祉活動・自主活動	6,291	5,818	5,292	5,519	5,143	
	民児協運営・研修	4,905	5,147	5,078	5,003	5,731	
	証明事務	238	386	355	261	394	
	要保護児童の発見の通告・仲介	63	172	53	78	33	
訪問 回数	訪問・連絡活動	20,202	20,088	19,602	19,541	19,512	
	その他	6,124	6,308	5,975	5,410	5,670	
連絡調 整回数	委員相互	6,214	6,645	6,763	6,724	7,328	
	その他の関係機関	4,876	4,707	4,308	3,876	3,888	
活 動 日 数		24,593	24,602	25,017	24,711	24,725	

## 2 援護・恩給

戦没者遺族・戦傷病者に対して給付金・弔慰金の受付業務を行う。

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく各種請求書進達
- 戦傷病者特別援護法による給付の周知及び請求書進達
- 戦没者・戦傷病者等の遺族に対する特別給付金支給
- 中国残留邦人等帰国援護、援護関係団体協力
- シベリア抑留死亡者の遺族調査
- 米沢市戦没者追悼式 など

## 3 災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付事業

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき実施するとともに、この法律の適用を受けない小規模災害等についても、市独自の弔慰金等を支給している。

種 別			基 準 額	R元年度実績	
				件数	支給額
災害弔慰金	法適用災害	死亡者が主たる生計維持者	5,000,000	0	0
		その他	2,500,000	0	0
	上記以外の災害（市独自）		150,000	0	0
災 害 障 害 見 舞 金	障がい者が主たる生計維持者		2,500,000	0	0
	その他の場合		1,250,000	0	0
災害見舞金 （市 独 自）	全焼・全壊・流出・埋没	(2人以上世帯)	20,000	4	80,000
		(単身世帯)	10,000	0	0
	半焼・半壊・半流出・半埋没	(2人以上世帯)	10,000	0	0
		(単身世帯)	5,000	0	0
床上浸水		5,000	0	0	
災 害 援 護 資 金 貸 付 （世帯主に 1ヶ月以上 の負傷があ るとき）	家財の1/3以上の損壊		1,500,000	0	0
	家財の損害があり、かつ住居の損害がない 場合		2,500,000	0	0
	住居が半壊した場合		2,700,000	0	0
	住居が全壊した場合		3,500,000	0	0
	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない 場合等特別の事情がある場合		3,500,000	0	0
災 害 援 護 資 金 貸 付 （世帯主に 負傷がない 場合）	家財の損害があり、かつ住居の損害がない 場合		1,500,000	0	0
	住居が半壊した場合		1,700,000	0	0
	住居が全壊した場合		2,500,000	0	0
	住居全体が滅失又は流出した場合		3,500,000	0	0
	住居の残存部分を取り壊さざるを得ない 場合等特別の事情がある場合		2,500,000	0	0
住居が全壊した場合で特別の事情がある 場合		3,500,000	0	0	

#### 4 社会福祉法人に対する認可等事務

本市に事務所を有し、市内で事業を実施する社会福祉法人について、所轄庁として法人設立認可等事務や指導監査を実施している（平成 25 年度権限移譲）。

	対象法人名	所在地	設立認可年月日
1	社会福祉法人 米沢仏教興道会	塩井町塩野 1476 番地の 1	S27. 5. 17
2	社会福祉法人 法音会	御廟 2 丁目 3 番 17 号	S40. 4. 1
3	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会	西大通 1 丁目 5 番 60 号	S43. 3. 11
4	社会福祉法人 米沢栄光の里	万世町梓山 5494 番地の 1	S44. 9. 20
5	社会福祉法人 米沢中央保育園	桜木町 1 番 75 号	S47. 9. 26
6	社会福祉法人 山上保育園	通町 4 丁目 11 番 20 号	S49. 3. 18
7	社会福祉法人 緑成会	広幡町成島字窪平山 2120 番地の 5	S51. 6. 21
8	社会福祉法人 ましみず会	塩井町塩野 2081 番地の 6	S53. 3. 10
9	社会福祉法人 照護会	西大通 1 丁目 6 番 56 号	S60. 2. 20
10	社会福祉法人 米沢弘和会	大字築沢 3046 番地	H 1. 3. 31
11	社会福祉法人 仁慈の会	吾妻町 4 番 25 号	H 2. 9. 18
12	社会福祉法人 米沢明星会	門東町 3 丁目 2 番 27 号	H 3. 6. 18
13	社会福祉法人 あづま会	大字李山 8132 番地の 11	H 4. 5. 15
14	社会福祉法人 回春堂	大字花沢 2986 番地の 1	H 7. 6. 26
15	社会福祉法人 敬友会	大字下新田 28 番地	H11. 3. 3
16	社会福祉法人 にじの家	太田町 3 丁目 1 番 32 号	H15. 6. 27

#### 5 災害時要援護者避難支援事業

災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者など、災害発生または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（災害時要援護者）について名簿を作成するとともに、災害時要援護者避難支援制度への登録を促し、登録情報を民生委員・児童委員及び自主防災組織と共有することで、平時から地域で支え合う体制の構築を推進する。

（令和 2 年 3 月末現在）

区分	災害時要援護者数	登録者数	登録率
65 歳以上の高齢者のみの世帯	11, 130	2, 927	26. 30
要介護 3～5 認定者	546	162	29. 67
身体障害者手帳交付者(1 級, 2 級)	743	426	57. 34
療育手帳交付者(A 判定)	97	53	54. 64
民生委員が特に必要と認めた者	41	41	100. 00
計	12, 557	3, 609	28. 74

注) 災害時要援護者数は、令和元年 7 月 1 日現在の人数（但し、民生委員が特に必要と認めた者は、登録者数と同値とする。）

## 6 福祉バスの運行

福祉に関する団体、ボランティア活動を行う団体及び米沢市老人クラブ連合会に加入している老人クラブが、福祉に関する活動を行う移動手段として福祉バスを活用することにより、地域福祉活動の向上を図る。

(1) 1号車 24名以上38名以内

定員：座席（30）、補助席（6）、車いす（2）

(2) 2号車 10名以上23名以内

定員：座席（14）、補助席（7）、車いす（2）

※ 平成23年4月から2台で運行

(3) 運行状況

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
運行日数	1号車	118	133	131	102	86
	2号車	102	102	112	104	85
利用人数	1号車	3,488	3,837	3,730	2,772	2,175
	2号車	1,788	1,787	1,999	1,625	1,276
稼働率 (%)	1号車	40.83	46.02	45.33	34.00	29.65
	2号車	35.29	35.29	38.75	34.55	28.42

## 7 日本赤十字事業

日本赤十字社の「人道と博愛」を基調とし、本市も日本赤十字米沢市地区として各種事業を推進している。

(1) 社資収納状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
目標額	15,366,400	15,297,800	15,906,800	15,923,600	15,989,400
収納額	15,789,269	14,987,410	15,023,310	14,784,980	14,699,095
達成率 (%)	102.8	98.0	94.4	92.8	91.9

(2) 講習会実施状況

(令和元年度実績)

	救急法				水上 安全法	幼児 安全法	健康生活 支援講習	計
	基礎	養成	短期	うちAED	短期	短期	短期	
実施回数	1	1	24	18	1	4	0	31
受講人数	15	15	585	453	19	100	0	734

(3) 災害救護

	被災件数			救援物資交付数			見舞金支給額
	全焼	半焼	部分焼	毛布	緊急セット	学用品	
H27年度	6	1	0	16	7	0	130,000
H28年度	1	1	0	5	2	0	30,000
H29年度	3	0	0	10	4	0	60,000
H30年度	1	0	0	1	1	0	20,000
R元年度	4	0	0	15	5	0	80,000

(4) 義援金等の受付状況

名称	受付金額	受付期間	備考
東日本大震災義援金	103,783	H23.3.12～	累計 32,568,421円
熊本地震災害義援金	15,341	H28.4.15～	累計 4,172,576円
平成30年7月豪雨災害義援金(西日本豪雨)	22,847	H30.7.10～	累計 632,920円
北海道胆振東部地震災害義援金	44,765	H30.9.6～	累計 1,032,794円
令和元年台風第15号千葉県災害義援金	122,956	R1.9.18～	
令和元年台風第19号災害義援金	498,392	R1.10.16～	
NHK海外たすけあい募金	18,625	R1.12.1～ R1.12.25	
計	826,709		

## Ⅱ 低 所 得 者 福 祉

## II 低所得者福祉

### 1 生活保護

日本国憲法第 25 条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、この理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護法が制定されたものである。この制度の基本原理は、1. 無差別平等の原理、2. 最低生活保障の原理、3. 補足性の原理から成り立っている。生活保護行政は、単に生活に困窮している国民に対して最低生活を保障することだけでなく、さらに積極的に、それらの人々の自立の助長を図ることを目的としている。

本市における生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員数、保護率とも平成 8 年度までは、おおむね減少の傾向で推移してきたが、その後は増加傾向に転じ、特に平成 20 年に発生したリーマンショックの影響により製造業を中心とした雇用環境の悪化を受け、平成 24 年 1 月には 780 世帯、1,064 人、保護率 1.19%と最高値を記録したところである。その後は減少傾向で推移し、令和元年度は 666 世帯、794 人、保護率 0.96%となっている。

被保護世帯の世帯別類型については、従前より高齢者世帯の割合が最も高い割合を占めていたが、高齢化の一層の進展に伴い令和元年度は 56.1%と半数を超える状況となっている。

また、稼働年齢層である「その他の世帯」の割合は、平成 21 年度 (9.9%) から平成 24 年度 (21.9%) にかけて顕著な増加傾向が見られたが、それ以降は雇用環境の改善等を受け減少傾向で推移している。

生活保護の運用においては、経済的援助のほか、在宅支援や介護サービス等を活用しての処遇の充実を図るなど日常的にきめ細かく、適切な助言指導を行うことにより、経済的・精神的自立の助長を図る必要があるため、平成 21 年 4 月から就労支援相談員を 1 名配置している。さらに、平成 28 年 4 月からは「被保護者就労準備支援事業」も実施し被保護者への就労支援や指導を実施している。

また、平成 24 年 4 月から面接相談員を 1 名配置し、複雑化・高度化する相談業務に対応している。

#### (1) 生活保護世帯等の推移 (年度平均)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
被保護世帯数		702	661	645	650	666
被保護人員		906	831	793	783	794
保護率 %	米沢市	1.06	0.98	0.94	0.94	0.96
	山形県	0.68	0.69	0.70	0.72	0.73
	全国	1.71	1.69	1.67	1.66	1.64

※年度平均…被保護世帯数・人員は常に変動するため、毎月末時点の値を合計し 12 か月で除したもの (県調査「生活保護の実施状況」による)。

(2) 保護の開始理由別世帯数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
傷病	20	15	19	29	20
要介護状態	0	0	0	0	1
働いていた者の死亡	0	0	0	0	0
働いていた者の離別	1	1	0	2	4
失業・解雇等	5	5	3	6	6
老齢による収入の減少	8	2	3	6	4
事業不振・倒産	1	1	1	0	0
その他の働きによる収入減少	3	2	3	1	1
社会保障給付金の減少・喪失	1	1	3	0	4
貯金等の減少・喪失	27	12	23	28	32
仕送りの減少・喪失	1	4	2	7	3
ケース移管	0	4	4	4	3
その他	14	11	17	7	8
計	81	58	78	90	86

(3) 保護の廃止理由別世帯数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡	42	39	27	41	36
失踪	1	0	0	0	0
働きによる収入の増加・取得	22	9	12	8	5
働き手の転入	0	0	0	0	0
社会保障給付金の増加	10	4	5	8	5
仕送り等の増加	1	0	0	1	0
親類縁者等の引取り	4	5	2	3	4
施設入所	9	4	2	3	8
医療費の他法負担	2	0	1	0	2
ケース移管	3	9	5	4	3
その他	10	26	13	19	14
計	104	96	67	87	77

(4) 生活保護世帯類型別の推移（年度平均、停止世帯を除く）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
高齢者世帯	世帯数	320	333	343	352	374
	割合	45.7%	50.5%	53.2%	54.1%	56.1%
母子世帯	世帯数	37	34	27	25	20
	割合	5.3%	5.1%	4.2%	3.8%	3.0%
障がい者世帯	世帯数	73	67	71	78	80
	割合	10.4%	10.2%	11.0%	12.0%	12.0%
傷病者世帯	世帯数	137	119	115	125	123
	割合	19.6%	18.1%	17.9%	19.2%	18.5%
その他の世帯	世帯数	133	106	88	71	69
	割合	19.0%	16.1%	13.7%	10.9%	10.4%

(5) 生活保護費の扶助別支給状況

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
生活扶助	人員(人)	9,480	8,655	8,306	8,237	8,243
	金額(円)	390,110,528	360,180,276	345,194,397	337,917,565	337,070,487
住宅扶助	人員(人)	8,735	8,018	7,794	7,765	7,870
	金額(円)	162,635,100	158,456,480	159,996,722	162,449,132	169,214,102
教育扶助	人員(人)	627	530	417	381	353
	金額(円)	7,751,717	7,182,117	5,135,484	4,100,166	3,928,613
介護扶助	人員(人)	2,073	1,977	2,006	2,201	2,484
	金額(円)	36,128,285	33,318,382	29,931,264	35,233,389	43,259,429
医療扶助	人員(人)	8,563	8,136	7,783	7,711	7,942
	金額(円)	650,173,970	677,242,991	659,449,443	682,762,610	657,881,030
出産扶助	人員(人)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
生業扶助	人員(人)	255	144	176	147	166
	金額(円)	3,295,370	2,118,915	2,979,278	1,993,672	3,010,656
葬祭扶助	人員(人)	7	4	3	12	4
	金額(円)	1,649,394	543,600	482,464	1,509,801	753,373
保護施設事務費	人員(人)	287	284	267	262	246
	金額(円)	42,944,624	42,071,842	42,145,936	41,254,671	42,208,819
就労自立給付金	人員(人)	-	1	4	3	6
	金額(円)	-	44,195	341,679	181,533	159,758
進学準備給付金	人員(人)	-	-	-	2	2
	金額(円)	-	-	-	400,000	400,000
合計	人員(人)	30,027	27,749	26,756	26,721	27,316
	金額(円)	1,294,688,988	1,281,158,798	1,245,656,667	1,267,802,539	1,257,886,267

(6) 被保護者の救護施設入所状況（年度平均）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
救護施設泉荘（長井市）	14	14	14	11	10
救護施設紅花ホーム（天童市）	5	4	4	6	6
救護施設みやま荘（河北町）	5	5	5	5	5

## 2 生活困窮者自立支援

雇用環境の変化や超高齢社会の到来の影響を受け、全国的生活保護受給者数は急増し、平成27年3月には現行制度下で過去最高となる約217万人を記録した。

生活保護受給世帯を世帯類型ごとにみると、稼働年齢層を含む「その他世帯」が平成27年までの10年間で約3倍強に増加しており、こうした状況を受け、生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行された。

本制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

### (1) 必須事業

自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
住居確保給付事業	離職により住居を失った又はその恐れが高い方に、有期で家賃相当額を支給する。

### (2) 任意事業

就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
家計改善支援事業	家計の管理に課題を抱える生活困窮者世帯に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する。
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援等を行うとともに、その保護者等に対して養育支援を行う。(生活保護受給者世帯も対象)

### (3) 事業実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
相談者数	250	225	219	195	186
新規支援プラン決定者	20	12	14	15	9
住居確保給付金受給者	12	8	8	9	9
就労準備支援利用者	8	6	6	7	6
家計改善支援利用者	—	—	—	—	6
子どもの学習・生活支援利用者	5	7	6	7	9

※「家計改善支援事業」は令和元年度から実施

### Ⅲ 障がい児・者福祉

### Ⅲ 障がい児・者福祉

#### 1 障がい児・者福祉

障がい者福祉制度は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて「支援費制度」が施行された。平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が施行され、更なる福祉サービスの充実が図られた。平成24年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備が図られ、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」に改正された。法律の基本理念には「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を盛り込み、障がい者の範囲に難病が追加された。

障がい児福祉制度については、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法と分かれて実施されてきたが、障がい児支援の強化を図るため平成24年度より児童福祉法に一元化された。

##### (1) 障害者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成24年度より県から市へ委譲される。

##### ① 身体障害者相談員（任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	氏名	住所	電話
1	藤 身 貴 一	米沢市中田町795番地の17	37-2273
2	大 竹 雄 次	米沢市塩井町塩野2287番地の7 3-306号室	—
3	高 橋 祐 三	米沢市中央1丁目13番14号 601号室	21-1370
4	木 村 了	米沢市東大通3丁目8番9号	22-2686
5	齋 藤 定 雄	米沢市太田町4丁目1番128-8号	38-6115
6	我 妻 收 子	米沢市塩井町塩野798番地の5	21-6431
7	退 田 妙 子	米沢市六郷町桐原287番地	37-4479
8	山 田 記 子	米沢市中央2丁目6番6号 502号室	090-9740-3382
9	佐 藤 登志男	米沢市諸仏町4866番地の6	38-3795
10	我 妻 次 雄	米沢市諸仏町3580番地の2	38-3375
6	清 水 潤	米沢市矢来1丁目3番65号	22-8199

##### ② 知的障害者相談員（任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	氏名	住所	電話
1	我 妻 みさ子	米沢市万世町牛森4850番地	28-6927
2	高 橋 美津子	米沢市花沢町3249番地	23-6893
3	山 口 好 江	米沢市吾妻町3番16号	38-5150
4	佐 藤 美智子	米沢市城西2丁目3番32号	22-6300

③ 相談内容及び件数

(令和元年度実績)

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
身体障害者手帳	13	療育手帳	1
補装具	6	教育・学校生活等	24
日常生活用具	8	成年後見制度	1
更生・育成医療	0	福祉施設	31
福祉施設	3	障害年金・手当	7
障害年金・手当	1	介護保険	0
介護保険	3	生活福祉資金	0
生活福祉資金	2	障がい福祉サービス	4
税金	0	税金	0
保健・医療	2	保健・医療	17
結婚・育児	0	結婚・育児	3
就職・就労	0	就職・就労	18
対人関係	11	対人関係	2
虐待	0	虐待	0
その他	44	その他	77
計	93	計	185

(2) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

各種福祉制度を受ける場合、税の控除、減免、J R、バス、タクシー等の運賃割引等各種の制度を利用するため交付するもので、平成22年4月から肝臓機能障がいも対象となっている。

ア 年度別身体障害者(児)手帳交付状況

		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度	
		新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在
視覚障害	18歳未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	8	183	8	180	7	168	14	171	11	172
	計	9	184	8	180	7	168	14	171	11	172
機能障害 聴覚平衡	18歳未満	0	9	1	10	1	9	1	9	0	7
	18歳以上	23	279	13	288	16	273	14	267	16	255
	計	23	288	14	298	17	282	15	276	16	262

しやく機能障害 音声・言語・そ	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	39	4	40	1	39	6	40	4	36
	計	1	39	4	40	1	39	6	40	4	36
肢体不自由	18歳未満	1	31	3	29	1	27	0	28	3	28
	18歳以上	118	1,954	98	2,026	94	1,920	91	1,888	87	1,819
	計	119	1,985	101	2,055	95	1,947	91	1,916	90	1,847
内部障害	18歳未満	1	16	4	18	1	16	1	14	1	13
	18歳以上	123	1,097	118	1,158	122	1,118	120	1,118	108	1,099
	計	124	1,113	122	1,176	123	1,134	121	1,132	109	1,112
計	18歳未満	3	57	8	57	3	52	2	51	4	48
	18歳以上	273	3,552	241	3,692	240	3,518	245	3,484	226	3,381
	計	276	3,609	249	3,749	243	3,570	247	3,535	230	3,429

イ 等級別身体障害者手帳交付台帳登載者数

障害名	年齢層	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	16	18	4	3	7	3	51
	65歳以上	42	44	6	8	16	5	121
	計	58	62	10	11	23	8	172
聴覚障害	18歳未満	0	4	3	0	0	0	7
	18～64歳	7	27	4	6	0	13	57
	65歳以上	16	22	27	50	2	78	195
	計	23	53	34	56	2	91	259
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	0	1	0	0	0	1
	65歳以上	0	0	0	0	2	0	2
	計	0	0	1	0	2	0	3
音声・言語・そしやく機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	1	4	5	0	0	10
	65歳以上	0	4	15	7	0	0	26
	計	0	5	19	12	0	0	36

肢 体 不 自 由	上肢機能障害	18歳未満	5	0	2	0	1	0	8
		18～64歳	43	42	22	18	13	11	149
		65歳以上	114	102	51	30	33	23	353
		計	162	144	75	48	47	34	510
	下肢機能障害	18歳未満	0	0	2	1	1	1	5
		18～64歳	14	13	20	64	54	34	199
		65歳以上	20	32	174	407	224	71	928
		計	34	45	196	472	279	106	1,132
	体幹機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	10	10	13	0	4	0	37
		65歳以上	18	26	22	1	24	0	91
		計	28	36	35	1	28	0	128
脳 原 性 運 動 機 能	上肢機能障害	18歳未満	3	0	0	0	0	1	4
		18～64歳	11	4	5	3	1	1	25
		65歳以上	5	1	2	1	0	1	10
		計	19	5	7	4	1	3	39
	移動機能障害	18歳未満	8	2	0	0	0	1	11
		18～64歳	10	7	0	0	0	2	19
		65歳以上	1	0	5	0	2	0	8
		計	19	9	5	0	2	3	38
内 部 障 が い	心臓機能障害	18歳未満	6	0	3	2	0	0	11
		18～64歳	57	0	9	18	0	0	84
		65歳以上	428	3	69	72	0	0	572
		計	491	3	81	92	0	0	667
	じん臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	82	1	0	0	0	0	83
		65歳以上	115	0	0	1	0	0	116
		計	197	1	0	1	0	0	199
	呼吸器機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	2	0	3	1	0	0	6
		65歳以上	34	3	21	2	0	0	60
		計	37	3	24	3	0	0	67
	膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	1	4	32	0	0	38
		65歳以上	0	0	6	125	0	0	131
		計	1	1	10	157	0	0	169
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18～64歳	0	0	0	1	0	0	1	
	65歳以上	0	0	1	0	0	0	1	
	計	0	0	1	1	0	0	2	

免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	1	1	1	1	0	0	4
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	1	0	0	4
肝臓機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64歳	1	0	0	0	0	0	1
	65歳以上	2	0	0	0	0	0	2
	計	4	0	0	0	0	0	4
合 計	18歳未満	24	6	10	3	2	3	48
	18～64歳	255	125	90	152	79	64	765
	65歳以上	795	237	399	704	303	178	2,616
	計	1,074	368	499	859	384	245	3,429

## ② 療育手帳

昭和48年9月に制定され、知的障がい児・者に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉制度を受けやすくするために交付している。

障害程度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
A（重度）	18歳未満	31	30	31	33	23
	18歳以上	157	163	167	171	187
B（中・軽度）	18歳未満	60	63	62	61	61
	18歳以上	384	392	395	418	417
計		632	648	655	683	688

## ③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種福祉制度を受けやすくするための手帳で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付している。

障害程度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
1級	112	106	106	94	104
2級	185	210	216	213	243
3級	119	128	122	122	152
計	416	444	444	429	499

## (3) 自立支援給付

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の基本理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため「介護給付」及び「訓練等給付」を実施する。

平成24年度からは相談支援の充実が図られ、計画相談支援の対象が障がい福祉サービス利用者全員に拡大され、さらに地域相談支援が新設された。

介護 給 付	居宅介護	障がいのある人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由な人、又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う
	短期入所	居宅において、その介護者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人について、短期間施設に入所し入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う
	療養介護	医療の必要な障がいのある人で常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養医療として提供する
	生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う
	施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
訓練 等 給 付	自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人又は難病等のある人に対し、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により雇用されることが困難となった人及び、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
共同生活援助	障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

① 訪問系サービス利用状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
居宅介護	153	141	143	149	152
重度訪問介護	1	2	4	7	7
同行援護	7	9	8	6	5
行動援護	1	1	1	0	0
計	162	153	156	162	164

② 日中活動系サービス利用状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
短期入所	80	68	81	75	77
療養介護	20	21	18	16	19
生活介護	220	227	231	229	234
自立訓練（機能訓練）	5	4	7	7	7
自立訓練（生活訓練）	1	1	2	1	1
宿泊型自立訓練	1	0	0	0	1
就労移行支援	23	23	17	21	22
就労継続支援（A型）	41	46	51	45	47
就労継続支援（B型）	328	362	391	412	424
自立生活援助				0	1
計	719	752	798	806	833

③ 居住系サービス利用状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
施設入所支援	1 3 6	1 3 3	1 3 3	1 2 7	1 3 0
共同生活援助（グループホーム）	1 1 7	1 3 4	1 4 2	1 4 7	1 5 7
計	2 5 3	2 6 7	2 7 5	2 7 4	2 8 7

④ 相談支援利用状況

ア 計画相談支援・障害児相談支援

自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する。

イ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

施設や病院から地域へ移行するための相談や、地域で生活するための常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行なう。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
計画相談支援	6 8 7	7 1 7	7 5 2	7 8 3	8 0 1
障害児相談支援	9 8	1 1 0	1 3 0	1 5 0	1 6 1
地域移行支援	5	2	4	4	6
地域定着支援	0	0	0	1	2
計	7 9 0	8 2 9	8 8 6	9 3 8	9 7 0

⑤ 障がい児通所支援事業

障がい児が身近な地域で通所により適切な支援を受けることができるようにする制度であり、平成24年度から児童福祉法に創設された。障害児通所支援の創設により、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の1つであった児童デイサービスは、「障害児通所支援」の「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」または、「放課後等デイサービス」に移行した。

ア 児童発達支援

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
男	2 1	2 1	2 1	2 6	2 6
女	7	5	7	5	7
計	2 8	2 6	2 8	3 1	3 3

イ 医療型児童発達支援

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
男	0	0	0	0	0
女	0	1	2	1	1
計	0	1	2	1	1

ウ 放課後等デイサービス

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
男	5 5	5 6	6 9	7 6	9 7
女	2 3	2 5	2 7	2 7	2 9
計	7 8	8 1	9 6	1 0 3	1 2 6

⑥ 補装具の給付

身体障がい児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を取り戻し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
義肢	交 付	5	5	6	3	8
	修 理	9	8	5	13	6
装具	交 付	29	23	22	24	19
	修 理	8	7	7	4	12
座位保持装置	交 付	9	3	9	5	8
	修 理	8	9	10	7	12
立位保持装置	交 付	2	1	2	0	1
	修 理	0	0	0	0	1
盲人安全つえ	交 付	2	4	4	0	2
	修 理	0	0	0	0	0
眼鏡	交 付	3	1	6	1	3
	修 理	0	0	0	0	0
補聴器	交 付	34	41	30	31	28
	修 理	21	15	17	23	14
車いす	交 付	15	12	10	15	17
	修 理	25	21	20	23	25
電動車いす	交 付	3	2	1	2	0
	修 理	13	15	19	14	14
歩行器	交 付	3	0	2	0	0
	修 理	1	0	0	0	0
歩行補助つえ	交 付	4	3	6	1	1
	修 理	0	1	0	0	0
意思伝達装置	交 付	0	0	1	1	0
	修 理	0	0	0	0	0
座位保持いす	交 付	1	1	1	2	1
	修 理	0	0	0	0	0
頭部保持具	交 付	0	0	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
計	交 付	110	96	100	85	88
	修 理	85	76	78	84	84

(4) 自立支援医療給付

① 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより身体上の障害を軽減し、または機能の保持が保たれる見込みがある場合に医療の給付を行う。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
視覚障害		0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害		0	1	0	2	1
音声・言語・咀嚼機能障害		1	1	1	1	1
肢体不自由		50	33	46	35	28
内臓障害	心臓機能障害	52	52	74	63	54
	腎臓機能障害	153	134	119	160	161
	小腸機能障害	0	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	0	0	0	0
免疫機能障害		4	4	3	5	4
計		260	225	243	266	249

② 育成医療

現に身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がい程度の軽減、または取り除いたりするため手術を必要とし、確実な治療効果が期待される場合に医療の給付を行う。

		H27年度 受給者	H28年度 受給者	H29年度 受給者	H30年度 受給者	R元年度受給者 (新規決定者)
視覚障害		4	5	1	3	3(3)
聴覚・平衡機能障害		1	1	1	2	1(1)
音声・言語・咀嚼機能障害		11	6	8	9	7(0)
肢体不自由		0	6	5	6	4(1)
内臓障害	心臓機能障害	5	4	4	1	3(2)
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0(0)
	小腸機能障害	0	0	0	0	0(0)
	肝臓機能障害	0	0	0	0	0(0)
	その他	2	1	2	2	1(1)
免疫機能障害		0	0	0	0	1(1)
計		23	23	21	23	20(9)

※ 平成25年度より県から事務移譲

③ 精神通院医療

精神的な疾病により通院を必要とする方に対し、治療上必要と認められる医療に対して医療の給付を行う。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
精神通院医療	1,148	1,110	1,208	1,269	1,356

(5) 地域生活支援

① 地域活動支援センター事業

障がいのある方が事業所に通い、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を図る。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
米沢ひまわりの家	17	18	18	19	21
ホープ米沢	13	8	11	10	10
米沢市社会福祉協議会	19	16	16	16	16
とまり木	1	2	2	3	4
計	50	44	47	48	51

② 手話通訳者設置事業

日常生活における意思の疎通を円滑に行うために、米沢市社会福祉協議会に委託、手話通訳者2名を配置し、障がい者の利便と福祉の増進を図る。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
医療	128	164	220	197	137
教育保育	6	2	2	3	3
職業	2	0	4	0	0
手続き	230	138	99	136	114
生活	377	455	443	613	449
手話指導	12	10	12	0	1
相談	0	1	7	13	9
その他	28	23	22	16	23
県外者	1	1	3	1	1
緊急	2	2	0	1	1
計	784	795	812	980	738

③ 手話奉仕員派遣事業

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある者が医療機関や就職の手续に事業所等に出かける場合手話奉仕員を派遣し円滑な意思疎通を図る。

平成31年4月現在、11名登録。(活動費：1,000円/時間)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
医療	12	1	3	0	1
教育保育	1	1	2	0	0
職業	0	0	0	0	0
生活	12	5	8	6	2
会議	4	3	3	3	3
行事	6	6	8	7	5
その他	4	2	2	9	7
計	39	18	26	25	18

④ 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの安全な移動を支援する。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
利用者数	38	34	35	31	34
延べ利用者数	293	307	254	238	240
延べ利用時間	2,018	2,099	1,894	1,631	1,617

⑤ 日常生活用具給付事業

在宅障がい(児)者に対し、本人や介護者の負担を軽減するための用具の給付を行っている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
特殊寝台	2	6	0	2	3
特殊マット	3	0	0	2	3
体位変換器	0	0	0	0	1
頭部保護帽	0	2	2	0	0
入浴補助用具	8	5	7	2	2
T字状・棒状つえ	3	2	3	2	3
移動・移乗支援用具	4	2	3	5	3
移動用リフト	1	0	0	1	0
火災警報器	0	0	0	0	0
自動消火器	0	0	0	0	0
電磁調理器	1	0	0	0	0
透析液加温器	0	4	2	0	0
ネブライザー	0	2	3	3	2
電気式たん吸引器	1	6	9	5	7
動脈血中酸素飽和度測定器	0	0	1	1	1
点字器	0	0	2	0	0
点字ディスプレイ	0	0	0	1	0
点字タイプライター	0	0	0	0	1
携帯用会話補助装置	0	1	0	0	0
人工喉頭	1	4	0	3	4
歩行支援用具	0	0	0	0	0
ストマ装具 消化器系	1,684	1,764	1,786	1,900	1,881
ストマ装具 泌尿器系	296	303	280	266	264
紙おむつ	23	24	24	24	24

特殊便器		2	0	0	0	0
便器		0	0	0	0	1
居宅生活動作補助用具		11	2	3	1	4
情報・通信支援用具		0	2	1	0	1
視覚障がい用	ポータブルレコーダー	1	5	0	1	2
	活字文書読上装置	0	0	0	0	0
	拡大読書器	1	3	3	1	3
	時計（音声）	2	2	0	2	3
	時計（触媒）	1	0	0	0	0
	体重計	1	0	1	1	0
	体温計（音声）	1	0	1	0	0
聴覚障がい用	通信装置	1	1	0	1	0
	情報受信装置	0	0	0	1	0
	屋内信号装置	0	2	1	2	0
計		2,048	2,142	2,132	2,227	2,213

⑥ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、介護者の就労支援や休息を図ることを目的に実施している。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
利用者数		46	61	110	118	132	
内訳	18歳以上	人数	26	30	53	52	62
		回数	413	953	985	1,234	1,355
	18歳未満	人数	20	31	57	66	70
		回数	1,567	2,763	2,852	4,253	2,895

(6) 自立に向けた施策

① 紙おむつ支給事業

心身に障がいのある方で、常時失禁状態にあり、市民税非課税世帯に対し支給。なお、市単独事業として、世帯全員の市民税額が13万円以下の世帯に対しても支給している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
支給人数	88	83	87	84	81
支給総額	5,524,833	4,649,851	4,730,127	4,654,949	4,321,117

② 福祉タクシー利用助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大に資する目的から、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあつては、上肢及び聴覚障がいを除く。）

療育手帳〔A〕の所持者

精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

助成額：タクシー券26枚交付

小型・中型車：500円、大型車：600円の助成/枚

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
助成対象人数	2,403	2,435	2,404	2,374	2,341
助成券交付人数	1,060	994	912	854	827
利用枚数	13,170	12,402	11,730	10,914	9,850
助成額	6,600,800	6,210,900	5,870,000	5,469,800	4,928,900

③ 自動車燃料費助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあつては、上肢及び聴覚障がいを除く。）

療育手帳〔A〕の所持者

精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者に限る。

助成額：年間6,000円（消費税込）上限

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
助成人数			114	145	155
助成額			684,000	870,000	929,029

④ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

対象者：市内に住所を有し、在宅で生活する身体障害者手帳の交付を受けているものであつて、入浴が困難な環境にあり、かつ、医師から入浴が可能であると認められたもの。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数	3	3	2	6	7
利用回数	249	188	179	176	338
事業総額	2,490,000	2,087,928	1,987,974	1,848,000	4,056,000

⑤ 人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能に障がいがある方の経済的負担の軽減及び社会参加促進を図るため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成。(交通費は、自家用車のガソリン代含む。)

対象者：生計中心者が所得税非課税世帯

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
利用者数		90	88	87	101	94
内訳	前期利用者数	46	47	43	54	49
	後期利用者数	44	41	44	47	45

⑥ 在宅酸素療法者支援事業

医師の処方に基づいて在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がいがある者に対し、酸素供給装置の使用に係る電気料金の一部を助成。

対象者：市内に住所を有する者で、呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（1,2級を除く）を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている者

助成金：月額1,600円/人

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
利用者数		13	14	12	16	14
利用延べ月数		117	117	125	138	143

⑦ 自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

重度の身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車の運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に要した経費の一部を助成。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
免許取得助成者数		0	0	0	0	0
自動車改造助成者数		4	0	0	2	1

⑧ 介護用自動車改造等助成事業

自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者の社会参加の促進と、当該身体障がい者の介護者の負担軽減を図るため、車いす使用者に配慮した自動車への改造等に係る経費の一部を助成。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
助成者数		0	0	2	1	0

⑨ 声の広報

文字を読むことが困難な重度の視覚障がい者に対し、市が発行する広報「よねざわ」を音訳したCDを配布。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
配布者数		14	12	8	7	7

⑩ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成。(平成27年度～)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
助成者数	4	0	1	2	1

⑪ 障がい者虐待防止支援事業

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、社会福祉課内に「米沢市障がい者虐待防止センター」を設置。センターの業務は、虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発活動としている。社会福祉課の業務は、虐待の事実確認や立ち入り調査、被虐待者の保護のための居室の確保、養護者への支援等としている。

相談・通報受付件数		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
身体障がい者	養護者から	身体的	1		1	1	
		心理的			1		
		放棄・放任	1				
		性的					
		経済的					
		計	2		2	1	
	施設従事者から	身体的					1
		心理的	1				3
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計	1				4
	使用者から	身体的					
		心理的			1		
		放棄・放任					
性的							
経済的							
計				1			
知的障がい者	養護者から	身体的	2		2	2	1
		心理的				2	
		放棄・放任				1	
		性的					
		経済的			1	2	
		計	2		3	7	1

	施設従事者から	身体的	2	1		1	
		心理的	3		1	1	1
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計	5	1	1	2	1
	使用者から	身体的	1	1			
		心理的	1	1			
		放棄・放任					
		性的		1			
		経済的					
		計	2	3			
精神障がい者	養護者から	身体的					
		心理的				1	
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計				1	
	施設従事者から	身体的	1				
		心理的	3		1		
		放棄・放任					
		性的	1				
		経済的					
		計	5		1		
相談・通報件数合計			17	4	8	10	7
虐待と判断した件数			4	1	0	5	3

⑫ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
精神	男	0	1	0	1	1
	女	0	1	1	1	0
知的	男	1	2	0	2	0
	女	0	0	0	0	0
計		3	1	4	1	1

イ 報酬助成

成年後見人等に係る報酬を負担することが困難である者については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、助成を行っている。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
精神	男	0	1	0	1	0
	女	0	0	0	0	1
知的	男	0	0	0	0	0
	女	0	1	0	1	0
計		1	0	2	0	1

(7) 各種手当

① 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給。認定基準は、概ね身障手帳1級か2級の一部、療育手帳Aと同等の障がいを持つ方。(所得制限あり。)

月額：14,880円、支給月：2月、5月、8月、11月

② 特別障害者手当

心身に最重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給。認定基準は、国民年金法による障がい等級1級程度の障がいを重複して持つ方。(所得制限あり、また施設入所者または3か月入院している場合は除く。)

月額：27,350円、：支給月：2月、5月、8月、11月

③ 福祉手当(経過措置分)

20歳以上で、昭和61年3月31日現在、福祉手当の受給者であって、障害基礎年金と特別障害者手当に該当しなかった方に支給している手当。昭和61年4月から新規受付なし。(所得制限あり。)

月額：14,880円、支給月：2月、5月、8月、11月

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
障害児福祉手当	57	54	53	51	49
特別障害者手当	74	72	74	76	74
福祉手当(経過措置分)	1	0	0	0	0

④ 特別児童扶養手当(進達事務)

精神又は身体に重度の障がいのある20歳未満の児童を養育する父母等に支給。(所得制限あり、施設等入所者は除く。)

月額：1級52,500円、2級34,970円、支給月：4月、8月、12月

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
1 級	77	63	63	62	57
2 級	158	140	145	144	135

⑤ 重度心身障がい児養育手当

市単独事業で、満3歳以上、20歳未満の重度の障がい児を養育している方に支給。  
(所得制限なし、施設入所者除く。)

月額：3,000円、支給月：1月、4月、7月、10月

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
受給者数	76	67	61	57	58

(8) 山形県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が加入者となり、加入者に万一のことがあった場合、障がいのある方に生涯年金を支給。長期加入者や生活に困っている方には、掛金が免除。

① 加入要件

- ア 心身に障がいがある方を扶養し、山形県内に住所のある方
- イ 65歳未満の方
- ウ 加入時病気や特別な障がいがない方

② 年金・弔慰金の額

- ア 加入者が死亡、または高度障がい者となった場合、その月から被加入者に2万円/月の年金支給。
- イ 加入1年以上で被加入者死亡した場合、弔慰金支給。

加入期間	1年以上5年未満	5年以上20年未満	20年以上
弔慰金額	50,000円	125,000円	250,000円

③ 掛金 平成20年4月以降に加入された方の掛金

加入時の年齢の区分	掛金月額	加入時の年齢の区分	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上～55歳未満	18,800円
35歳以上～40歳未満	11,400円	55歳以上～60歳未満	20,700円
40歳以上～45歳未満	14,300円	60歳以上～65歳未満	23,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円		

④ 加入等状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
加入者	9	9	8	8	8
年金受給者	21	21	22	23	21

(9) 障がい者権利擁護研修会

地域住民や障がい福祉サービス従事者等を対象に、障がい者の権利擁護等に関する研修会を開催し、障がい者の虐待防止や権利養護、養護者支援に関する周知・啓発を図る。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
参加者数	110	97	107	72	208
内 容	演劇鑑賞、シンポジウム	演劇鑑賞、シンポジウム	演劇鑑賞、盲導犬を学ぼう、シンポジウム	演劇鑑賞、手話を学ぼう、シンポジウム	演劇鑑賞、条例制定記念講演会

(10) 障がい者スポーツ教室

障がい者の機能の回復や体力の維持増強、社会参加意欲を高めるとともに、障がい者と健常者の交流を図り、障がい者に対する地域の理解を深める。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
参加者数	40	33	40	42	99
内 容	ボッチャ、卓球バレー	ボッチャ、卓球バレー、ラダーゲッター	ボッチャ、卓球バレー、囲碁ボール	カローリング	ボッチャ、卓球バレー

※例年は1回開催だが、令和元年度は「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定に伴い、市民への周知啓発と障がい者の理解促進を図るため2回開催した。

(11) 障がい者芸術作品展

障がいのある人、障がいのある人と関わりのある人が、互いの交流を通して感じた感性を表現した独創的な芸術作品の創出や、芸術活動への取組みを通じて、障がいのある人の社会参加を促すとともに、様々な作品を観賞いただくことにより市民に広く障がいへの理解と啓発の推進を図る。(令和元年度から開催)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
出展作品数					99
入場者数					1,027

(12) 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度本市の物品等調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進を図っている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
合計金額	1,830,708	2,517,092	2,422,631	2,460,221	2,865,698	
内 訳	物品	1,509,786	1,528,421	1,531,124	1,586,759	1,991,222
	役務	320,922	988,671	891,507	873,462	874,476

(13) 医療保護入院の市長同意

精神障がい者が、精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められ、本人の同意が得られず、家族等がいない、又は同意を得ることができない場合、市長が入院に必要な同意を行う。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
同意件数	4	5	17	8	11

(14) 心身障がい児在宅福祉事業「親子ふれあい教室」

在宅の心身障がい児及びその保護者とともに研修やレクリエーションを年1回実施している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
参加人数	2	13	27	13	6
事業内容	障がい者ニュースポーツ教室への参加	いきいき深山郷のどか村	加茂水族館	霊山こどもの村	国営みちのく杜の湖畔公園

(15) 障がい児通園事業「ひまわり学園」

昭和48年11月に開設し、障がい児通園施設として、在宅の心身に障がいのある就学前児童を対象に、身辺自立のための個別的及び集団的な指導訓練を実施してきている。市単独事業として、ひまわり学園内に言語障がいやことばの遅れ等に関する相談窓口と指導訓練教室を設け、専門職員が対応している。また、平成29年度より自主事業として就学前の発達障がい児及び診断等は受けていないが発達について気になる子ども並びにその家族等を支援するために発達障がい児等支援事業を実施している。

- ① 沿革 昭和48年11月 開設  
 平成4年4月 米沢市社会福祉協議会へ管理委託  
 平成6年 増改築事業  
 平成15年 児童デイサービス事業所（支援費制度による）  
 平成18年4月 米沢市社会福祉協議会を管理者として指定  
 平成18年4月 児童デイサービス事業所（障害者自立支援法による）  
 平成24年4月 児童発達支援事業所（児童福祉法による）
- ② 開設日 月～金、週5回（休・祝日は除く）
- ③ 事業内容 児童発達支援事業、ことばの相談・指導訓練教室事業（相談・指導訓練）  
 発達障がい児等支援事業
- ④ 定員 児童発達支援事業 10名、ことばの相談・指導訓練教室事業 4名  
 発達障がい児等支援事業 概ね20組の親子
- ⑤ 児童発達支援事業

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
男児	14	12	13	16	15
女児	5	4	4	5	6
合計	19	16	17	21	21

⑥ ことばの指導訓練教室事業実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
男児	25	21	17	16	17
女児	8	5	6	8	10
合計	33	26	23	24	27

⑦ 発達障がい児等支援事業

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
男児	1 1	1 1	1 5
女児	3	5	3
合計	1 4	1 6	1 8

(16) 「いこいの家」施設協力会運営事業

独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設入所者の家族、療育に従事する職員、活動に來所する奉仕者の活動並びに休息の場として提供している。

宿泊利用定員は6人で、利用資格は次のとおり。

- ア 重症心身障がい児施設入所者の家族
- イ 重症心身障がい児施設にあつて療育に従事する職員
- ウ 重症心身障がい児のための奉仕活動に従事する者
- エ その他会長が認める者
- オ 協力会運営費（令和元年度実績）

県補助金 29万6千円 市補助金 11万1千円

施設入所児一人当たり負担金 10,500円（措置委託市町村負担）

「いこいの家」利用状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
日帰り	6 9 3	7 2 2	3 9 5	4 3 0	3 9 1
宿泊	1 2 3	1 3 5	1 1 5	1 2 3	1 6 4
計	8 1 6	8 5 7	5 1 0	5 5 3	5 5 5

(17) 未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付

① 申込状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
人数	8	1 1	1 8	1 8	1 6

\* 28年度キャンセル1名、29年度キャンセル1名と他市へ転出1名含まれる。

② 受診状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
人数	—	8	1 3	1 3	1 8
(当該年度申込者)	( 4)	( 5)	( 8)	( 5)	( 5)

# IV 児 童 福 祉

## IV 児童福祉

### 1 児童福祉

児童福祉の理念は、すべての児童が心身ともに健やかに生まれ、育てられ、そして生活が保障されることにある。児童福祉行政は、この理念を実現することに目的があり、その充実が高齢化社会において、社会の活力を維持し、より豊かな社会を築くための最も基本的で重要な課題である。

今日の子どもや家庭をとりまく環境は、出生数の低下による子どもの減少、女性就労の増加など女性の社会進出、核家族化の進行に加えて、保護者の子育て観、家族観等の意識の変化、地域社会における連帯意識の希薄化等により大きく変わりつつある。また、今日の児童施設が直面している問題は多岐にわたっている。今後子どものための教育・保育の実態を的確にとらえ様々な子育てニーズに対応できるよう努力していく。

#### (1) 就学前児童の推移

各年4月1日現在

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
就学前児童数(0～6歳未満)	3, 675	3, 475	3, 321	3, 198	3, 046

#### (2) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況

令和2年4月1日現在

区 分			児童数
特定教育・ 保育施設	① 保育所	15か所	1, 324
	② 認定こども園	7か所	889
	③ 小規模保育事業	2か所	34
	④ 施設型給付を受ける幼稚園	2か所	81
	⑤ 市外委託保育所等(認定こども園含む)	14か所	32
上記以外 の施設	⑥ 私学助成を受ける幼稚園	1か所	49
	⑦ 認可外保育施設(事業所内保育所含む)	11か所	135
	⑧ 児童センター	2か所	34
計			2, 578

※ 特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給を受ける施設として確認した教育・保育施設(認定こども園・保育所・幼稚園等)。施設型給付費の支給を受けず、私学助成を受ける幼稚園は含まれない。

## (3) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況内訳

## ① 保育所

令和2年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	西部乳児園	50	53	—	—	53
2	プチハウス	50	59	—	—	59
3	みどり乳児園	30	33	—	—	33
4	松ヶ岬保育園	80	45	15	32	92
5	明星保育園	120	61	22	45	128
6	山上保育園	110	57	20	43	120
7	興道東部保育園	100	49	22	42	113
8	興道南部保育園	100	49	20	42	111
9	興道北部保育園	120	61	25	50	136
10	米沢中央保育園	100	46	19	38	103
11	塩井保育園	80	36	13	40	89
12	森の子園保育所	60	29	6	18	53
13	そらいろ保育園	110	56	22	43	121
14	米沢市立緑ヶ丘保育園	60	20	13	16	49
15	米沢市立吾妻保育園	75	27	11	26	64
計		1,245	681	208	435	1,324

※他市児童及び市外委託児童は除く。

## ② 認定こども園

令和2年4月1日現在

	施設名	類型	定員	入所児童数			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	かしのみ幼稚園	幼稚園型	180	50	29	79	158
2	幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	幼保連携型	175	47	36	80	163
3	米沢西部こども園	幼保連携型	213	33	50	118	201
4	認定こども園 米沢幼稚園	幼稚園型	90	0	16	50	66
5	戸塚山こども園	幼保連携型	110	40	23	58	121
6	米沢中央幼稚園	幼稚園型	120	0	32	75	107
7	興道こども園どんぐり	幼保連携型	80	32	11	30	73
計			968	202	197	490	889

※他市児童及び市外委託児童は除く。

## ③ 小規模保育事業

令和2年4月1日現在

	施設名	類型	定員	入所児童数			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	さくら保育園	A型	19	21	—	—	21
2	あゆみ園	A型	16	13	—	—	13
計			35	34	—	—	34

※他市児童及び市外委託児童は除く。

## ④ 施設型給付を受ける幼稚園

令和2年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	普慈幼稚園	60	—	8	23	31
2	九里幼稚園	60	—	12	38	50
計		120	—	20	61	81

## ⑤ 市外委託保育所等（認定こども園含む）

令和2年4月1日現在

委託先の市町名		入所児童数			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
長井市		0	0	0	0
南陽市		3	1	2	6
高島町		5	4	11	20
川西町		1	2	0	3
飯豊町		1	1	0	2
福井県あわら市		0	0	1	1
計		10	8	14	32

## ⑥ 私学助成を受ける幼稚園

令和2年4月1日現在

	施設名	定員	入所児童数			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	まいづる幼稚園	150	—	16	33	49
2	東部幼稚園（H27年4月～休園）	—	—	—	—	—
計		150	—	16	33	49

## ⑦ 認可外保育施設

令和2年4月1日現在

		施設名	定員	入所児童数			
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
認可外 保育園	1	恵泉愛児園（休所）	—	—	—	—	—
	2	やまびこ園	36	7	5	6	18
	3	おのがわ保育園ドレミ館	30	6	4	3	13
	4	フレンドリーハウス（休所）	—	—	—	—	—
	5	おひさまえん	18	7	1	3	11
	6	青空保育たけの子	15	1	1	5	7
小計		99	21	11	17	49	

企業主 導型	7	キッズピーパル	30	25	—	—	25
	8	米沢こころの病院院内保育所 にこにこ保育所	20	4	0	—	4
	小計		50	29	0	—	29
事業 所内 保育 所	9	米沢ヤクルト販売(株)夢スタ ジオ 8960 花沢保育室	20	2	1	0	3
	10	米沢ヤクルト販売(株)夢スタ ジオ 8960 西大通保育室	23	4	0	0	4
	11	米沢市立病院保育所	40	15	2	—	17
	12	舟山病院院内保育所	40	2	3	1	6
	13	三友堂病院院内保育所 「ちびっ子広場 めんご」	20	20	6	1	27
	14	島貫医院医内保育所 (休所)	—	—	—	—	—
	小計		143	43	12	2	57
計		292	93	23	19	135	

⑧ 児童センター

令和2年4月1日現在

	施設名	入所児童数			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	米沢市窪田児童センター	4	3	13	20
2	米沢市上郷児童センター	0	4	10	14
計		4	7	23	34

(4) 地域子ども子育て支援事業

① 一時預かり事業

概ね1歳から就学前の児童について、家庭での日中の保育が一時的に困難になった場合に保育所で保育を行う。保護者の就労等の場合（非定型的保育）は週3日、出産や冠婚葬祭等のやむを得ない理由がある場合（緊急保育）は月14日、育児疲れの解消等の場合（私的利用による保育）は週2日の利用が可能である。

	施設名	区分	利用延児童数				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
1	明星保育園	3歳未満児	706	732	437	597	558
		3歳以上児	44	51	70	9	14
		計	750	783	507	606	572
2	興道北部保育園	3歳未満児	106	54	138	249	206
		3歳以上児	13	61	0	20	7
		計	119	115	138	269	213
3	そらいろ保育園	3歳未満児	147	57	215	92	53
		3歳以上児	4	7	14	26	0
		計	151	64	229	118	53
計		3歳未満児	959	843	790	938	817
		3歳以上児	61	119	84	55	21
		計	1,020	962	874	993	838

② 病児保育事業

ア 病児対応型

生後6か月から小学3年生までの児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、集団保育が困難な期間において、保護者の就労等により家庭での保育ができない場合に、当面の症状の急変が認められないと診断された児童を保育所に付設された専門スペースで一時的に保育する。年度ごとの登録制であり、市内2か所の病児保育室を利用することができる。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	登録児童数	237	226	225	220	219
1	興道南部保育園 (りんごのへや)	113	115	89	107	102
2	塩井保育園 (すまいる)	202	223	245	249	259
	計	315	338	334	356	361

イ 体調不良児対応型

実施保育所に入所している児童を対象に、児童が保育中に微熱を出すなど体調が不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、医務室等で看護師が保健的な対応を行う。

	施設名	利用延人数				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
1	プチハウス	237	251	229	566	558
2	興道親和乳児園 (H30年度末閉園)	123	160	254	312	—
3	みどり乳児園	—	(※)121	393	881	681
4	松ヶ岬保育園	—	(※)142	268	(※)310	(※)254
5	山上保育園	199	(※)199	287	260	265
6	興道東部保育園	164	274	307	170	83
7	興道南部保育園	(※)250	224	(※)80	169	134
8	興道北部保育園	(※)308	(※)377	596	379	395
9	そらいろ保育園	122	(※)132	204	255	254
10	市立吾妻保育園	127	(※)94	(※)31	314	106
11	ひばりが丘幼稚園	—	—	—	57	27
12	興道西部保育園	—	—	—	—	(※)223
	計	1,530	1,974	2,649	3,673	2,980

※補助金要綱に該当した月の利用延人数

③ 子育て短期支援事業

保護者が疾病や仕事等により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設に一時的に入所又は通所を行うことにより、児童を保護する。

		短期入所生活援助事業	夜間養護等事業
概 要		一時的に入所して養育、保護する。	通所し、午後5時から午後9時までの間生活指導、夕食の提供を行う。
対 象 児 童		疾病、出張等で養護できなくなった3歳から小学校修了前の児童	仕事等が恒常的に夜間にわたる父子家庭等の小学生
利 用 期 間		30日/年	
費用区分	生活保護世帯等	0円	0円
	市町村民税非課税世帯	1,840円	520円
	その他の世帯	4,650円	900円
実績	平成29年度	16日	2日
	平成30年度	69日	—
	令和元年度	3日	—

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

市内5か所の保育所に子育て支援センターを設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施している。

	名 称		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
1	くれよん (プチハウス内)	延べ登録児童数	240	211	213	260	258
		延べ利用者数	9,381	8,115	7,361	9,010	8,190
		相談件数	241	371	393	383	316
2	びっころ (松ヶ岬保育園内)	延べ登録児童数	148	149	137	154	123
		延べ利用者数	4,379	4,309	4,821	5,416	3,157
		相談件数	411	404	331	256	184
3	ろけっと (そらいろ保育園内)	延べ登録児童数	111	115	119	101	102
		延べ利用者数	2,953	2,793	3,019	3,558	3,199
		相談件数	300	273	348	244	207
4	おひさま (山上保育園内)	延べ登録児童数	226	220	165	178	170
		延べ利用者数	5,098	3,845	2,772	3,311	2,812
		相談件数	8	0	19	9	6
5	つむぎ (西部乳児園内)	延べ登録児童数	136	149	154	124	73
		延べ利用者数	3,805	3,144	3,954	4,187	2,774
		相談件数	1	0	680	1,622	192
6	敬師なかよし一む (敬師児童センター内) ※平成28年度末で閉所	延べ登録児童数	139	125	—	—	—
		延べ利用者数	2,152	2,992	—	—	—
		相談件数	17	12	—	—	—
計		延べ登録児童数	1,000	969	788	817	726
		延べ利用者数	27,768	25,198	21,927	25,482	20,132
		相談件数	978	1,060	1,771	2,514	905

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において子どもの預かりの援助を受けたい者（利用会員）と援助を行いたい者（協力会員）及びその両方を希望する者（両方会員）からなる会員組織が、地域における相互援助活動を行う事業。米沢市ファミリー・サポート・センターは、平成11年4月1日に設立し、同年8月1日から会員の募集を開始、10月1日から活動を開始した。平成15年度からは、（社福）米沢仏教興道会に運営を委託している。現在はアドバイザー2人を設置し、相互援助活動の連絡・調整や講習会の開催等を行っている。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用会員	550	500	507	501	513
協力会員	109	99	95	99	101
両方会員	23	29	27	27	26
会員数計	682	628	629	627	640
援助活動件数	1,029	886	886	889	472

⑤ 放課後児童健全育成事業

働く親たちが安心できるように学校や家庭に代わって放課後の児童を預かる事業である。放課後児童健全育成事業として運営するクラブは、各地域に36か所（40支援の単位）ある。

登録児童数一覧

各年4月1日現在

	児童クラブ名	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
1	東部小学校区学童保育施設 正和こどもの家 （※29年度から2支援の単位）	57	79	73	73	74
2	学童保育クラブ 米沢西部みどりの家	39	36	41	42	36
3	南部学童保育所 キッズ	38	35	40	41	40
4	南部学童保育所 ジュニア&スター （※R2年度から施設の合築により1施設2支援の単位となる）	78	82	85	79	77
5	南部学童保育所 ビーンズ	41	44	45	43	40
6	南部学童保育所 オレンジ	40	44	43	45	41
7	北部地区学童保育所 たんぽぽクラブ	40	29	39	43	45
8	北部地区学童保育所 コスモスクラブ （※28年から2支援の単位）	82	59	73	89	85
9	NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ愛宕	52	44	41	34	33
10	NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部	37	40	43	40	43
11	NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部Ⅱ	40	39	39	40	37
12	NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部Ⅲ	36	39	38	38	37
13	NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部Ⅳ	37	38	41	41	42

14	NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ窪田 (※R2年度から2支援の単位)	36	40	47	55	68
15	森の子園第1学童クラブ	40	42	50	45	41
16	森の子園第2学童クラブ	39	40	39	40	44
17	松川小学校区学童保育所 風の子クラブ	45	47	49	45	41
18	松川小学校区学童保育所 風の子クラブ第2	37	35	31	37	29
19	南原地区学童保育所 わかたかクラブ	39	40	46	49	48
20	東部小学区学童保育所 あっとホーム	24	29	32	31	27
21	東部小学区学童保育所 ぐっとホーム	35	40	40	41	36
22	東部小学区学童保育所 ほっとホーム	33	31	32	29	50
23	東部小学区学童保育所 ひっとホーム	35	35	31	32	30
24	児童クラブ まどか	57	49	44	35	32
25	三沢地区学童保育所 どんぐりクラブ	15	14	12	13	9
26	愛宕地区学童保育所 レインボー	58	66	43	50	51
27	愛宕地区学童保育所 レインボーなないろ	—	—	28	34	39
28	塩井さくらんぼクラブ	39	37	40	51	41
29	六郷地区学童保育のびのびクラブ	13	16	17	16	12
30	広幡地区学童保育 げんきっ子クラブ	24	23	28	31	24
31	米沢市上郷児童センター 学童クラブ	29	30	31	31	28
32	米沢市窪田児童センター 学童クラブ	36	37	38	39	32
33	敬師学童クラブ	10	12	13	10	10
34	南部小学校区学童保育 グレース	6	15	19	24	31
35	北部地区学童保育所 おぼこ広場「北斗塾」	—	35	38	38	35
36	児童クラブ 太陽の子	—	—	—	—	6
計		1,267	1,321	1,389	1,424	1,394

(5) 児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している人に児童手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とした制度。

児童手当は0歳から中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）前の児童を養育している人に支給される。（平成24年6月支給分から所得制限有り）

0歳から3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は、15,000円）
中学生	一律 10,000円
特例給付（所得制限該当者）	一律 5,000円

① 算定基礎人数（人）

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
被用者（0歳～3歳未満）	15,781	14,923	14,441	14,282	14,055
被用者中学校修了前	82,659	80,515	78,377	76,557	74,459
非被用者中学校修了前	17,296	16,298	14,859	13,241	12,263
特例給付	2,812	3,200	3,381	3,365	3,214
計	118,548	114,936	111,058	107,445	103,991

② 支給額（千円）

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
被用者（0歳～3歳未満）	236,715	223,845	216,615	214,230	210,825
被用者中学校修了前	862,390	841,295	819,695	801,945	779,990
非被用者中学校修了前	192,525	181,850	165,950	147,145	136,065
特例給付	14,060	16,000	16,905	16,825	16,070
計	1,305,690	1,262,990	1,219,165	1,180,145	1,142,950

※被用者とは、厚生年金、私学共済団体等に加入している人、非被用者とは、被用者、公務員以外の人

(6) 医療給付制度

① 重度心身障がい(児)者医療給付(身)

目的：重度心身障がい(児)者の医療費の負担を軽減し、福祉の向上を図る。

要件：・身体障害者手帳1・2級所持者

- ・特別児童扶養手当1級受給者
- ・公的年金各法の障害年金1級受給者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方の所持者
- ・特別障害者手当受給者

※ 所得制限があります。

② 子育て支援医療給付(子)

目的：乳幼児等の医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図る。

要件：0歳～高校生等（18歳到達後の最初の3月31日）まで

③ ひとり親家庭等医療給付(親)

目的：ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図る。

要件：・18歳以下の児童を養育する配偶者のいない父か母（配偶者に重度の障害がある場合を含む）と18歳以下の児童

・両親のいない18歳以下の児童

・18歳以下の児童を養育しており、配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令が出された父か母と18歳以下の児童（※H26.7.1から対象）

※ 養育者に所得税が課されている場合は非該当

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
重度心身障がい(児)者医療	受給者(人)	696	689	681	658	652
	件数(件)	17,286	17,674	17,392	16,715	16,496
	給付額(円)	86,577,805	83,823,585	89,752,295	79,082,823	74,576,447
重度心身障がい(児)者医療(老人)	受給者(人)	662	672	698	731	770
	件数(件)	19,439	19,646	19,809	20,596	21,420
	給付額(円)	54,219,683	55,378,332	56,399,522	57,657,764	58,591,067
子育て支援医療	受給者(人)	10,449	10,208	9,879	9,587	9,334
	件数(件)	129,569	158,690	153,989	152,119	147,339
	給付額(円)	266,583,760	304,739,770	300,197,510	297,813,261	291,863,235
ひとり親家庭等医療	受給者(人)	1,386	1,314	1,320	1,243	1,167
	件数(件)	17,581	16,789	16,414	16,490	15,722
	給付額(円)	45,259,078	45,078,039	42,405,949	44,476,675	45,008,448
計	受給者(人)	13,193	12,963	12,578	12,219	11,923
	件数(件)	183,875	212,799	207,604	205,920	200,977
	給付額(円)	452,640,326	489,019,726	488,755,276	479,030,523	470,039,197

※平成28年度より子育て支援医療の一部負担金を廃止。

※扶助費から高額療養費の戻入及び医療費返納を差し引いたものを給付額とする。

④ 未熟児養育医療給付制度

出生時体重が2,000グラム以下、もしくは身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院療養を必要と認めた乳児に対し、その入院医療にかかる費用を公費で負担する。

ただし、指定された医療機関での治療が対象となり、世帯の所得税額に応じて、費用の一部は自己負担となる。（平成25年4月1日から、県から市へ権限移譲）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
申請件数(件)	11	11	11	13	9
養育医療給付費(円)	2,455,718	3,940,925	2,576,561	4,198,478	3,743,261

### (7) 家庭児童相談室

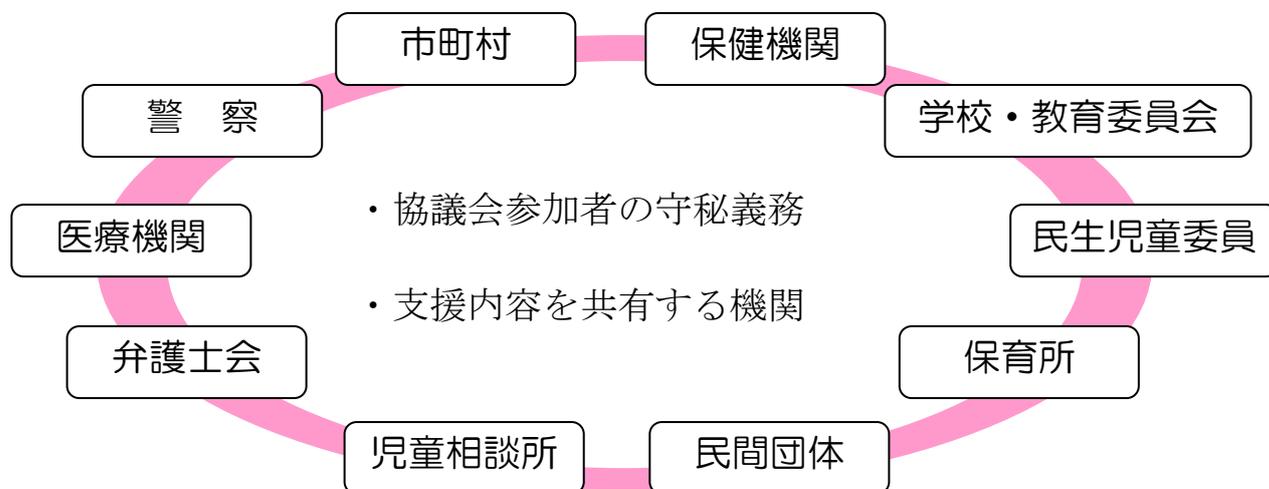
家庭児童相談室は、昭和39年度に設置し、福祉事務所が行う家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉及び父子家庭の福祉に関する業務において、事情を把握し相談に応じ、必要な調査や指導を行っている。家庭児童福祉相談業務に従事する相談員は2人で、積極的な指導活動を行っている。また、平成16年度の法改正により、市が児童虐待の通告先とされ、様々な支援を行っている。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
養護 相談	児童虐待相談	38	37	33	32	44
	その他の相談	68	81	59	88	43
保健に関する相談		3	0	3	1	0
障がいに関する相談		30	11	9	10	2
非行に関する相談		1	0	1	1	2
育成相談		37	26	32	31	16
その他の相談		78	58	53	90	95
計		255	213	190	253	202

### (8) 米沢市要保護児童対策地域協議会

関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者の協力により、要保護児童の適切な保護を図るため、平成18年11月1日に設置した。

(児童福祉法第25条の2第1項に規定)



調整機関：米沢市健康福祉部こども課

#### 構成機関

山形地方法務局米沢支局、山形県中央児童相談所、山形県置賜保健所、山形県米沢警察署、山形県弁護士会、米沢市医師会、児童養護施設米沢市立興望館を管理する指定管理者、米沢市地域子育て支援センターを実施する機関、米沢市在住の人権擁護委員、米沢市在住の民生委員・児童委員及び主任児童委員、米沢市立小学校（18校）、米沢市立中学校（7校）、米沢市内の山形県立高等学校（4校）、米沢市内の私立高等学校（2校）、山形県立米沢養護学校、米沢市内の施設型給付を受ける幼稚園（2園）、米沢市内の私立幼稚園（1園）、米沢市内の認定こども園（7園）、米沢市立保育所（2園）、米沢市内の私立の認可保育所（13園）、米沢市学童保育連絡協議会、米沢市教育委員会教育指導部、米沢市健康福祉部、米沢市長が指定する者

(9) 児童厚生施設

児童厚生施設である児童センターは、広く一般児童のために健全な遊びの場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、市内に2か所を設置している。概ね3歳以上の児童を対象に集団保育を行うとともに、自由来館の任意利用にも対応している。

なお、管理運営については、米沢市社会福祉協議会を管理者として指定している。

集団保育利用状況

	施設名	集団保育（令和2年4月1日現在）			自由来館人数 （令和元年度）
		3歳未満児	3歳以上児	計	
1	米沢市窪田児童センター	4	16	20	第1子 16,000 第2子 13,000 R1.10～ 3歳以上無料
2	米沢市上郷児童センター	0	14	14	
	計	4	30	34	

(10) 米沢市立興望館

児童福祉法に基づく児童養護施設で、入所児は3歳以上児で、保護者のいない児童や放任、虐待を受けている児童、父母の家出、離婚や精神障がいによるものと入所理由が多様化している。このようなことから、入所児童には単なる養護だけでなく治療的指導を行うため、従事職員の各種研修会への参加や施設独自の研修会の開催などによって専門性を高め、同時に処遇の向上に努めている。

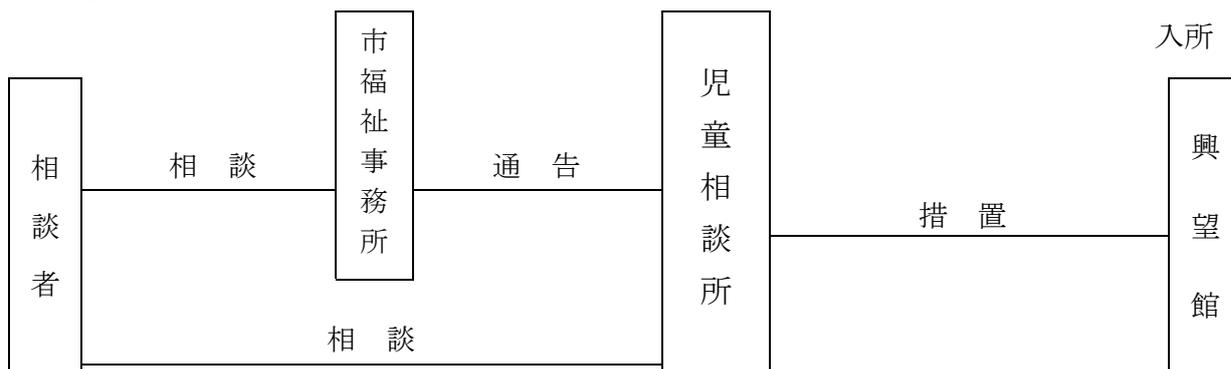
運営については、平成12年度から社会福祉法人緑成会に委託している。平成18年度からは指定管理者制度を導入し、社会福祉法人緑成会を管理者として指定している。

平成13年度から、子育て短期支援事業の実施施設として利用している。

① 施設の概要

認可年月日	昭和24年6月20日
認可定員	30名
所在地	米沢市太田町四丁目1番153号
建物構造	RC造2階建
敷地	2,811㎡
延床面積	1,009.49㎡（1階 709.79㎡ 2階 299.70㎡）
付属施設	75.33㎡

② 入所の手続



- ・興望館 ☎ 0238(38)6109 FAX 0238(38)6128
- ・県中央児童相談所 ☎023(627)1198
- ・山形県福祉相談センター置賜総合支庁駐在 ☎0238(26)6032
- ・子ども電話相談 ☎023(642)2340

③ 児童数及び内訳（令和2年4月1日現在）

ア 学年別

	小学校							中学校				高等学校				その他 (就労)	幼児	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計			
男	1	0	2	2	1	0	6	0	2	4	6	1	1	2	4	0	2	18
女	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	2	5	0	2	8
計	1	0	2	2	1	0	6	1	2	4	7	2	3	4	9	0	4	26

イ 出身地別

	米沢市	南陽市	飯豊町	山形市	鶴岡市	新庄市	合計
男	9	4	1	0	4	0	18
女	5	1	0	1	0	1	8
計	14	5	1	1	4	1	26

ウ 両親の状況

	両親有り	父のみ		母のみ		実父継母	実母継父	養父母死亡	両親なし				
		母生別	母死亡	父生別	父死亡				父母生死別亡	母父生死別亡	行方不明	死亡	
男	2	7	0	5	0	0	4	0	0	0	0	0	0
女	2	0	1	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
計	4	7	1	9	0	0	5	0	0	0	0	0	0

エ 入所理由別年度毎入所児童数

入所理由		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
家庭に問題がある	両親死亡	0	0	0	0	0
	父親死亡	0	0	0	0	0
	母親死亡	0	0	0	0	0
	両親行方不明	0	0	0	0	0
	父親行方不明	0	0	0	0	0
	母親行方不明	0	0	0	0	0
	両親離婚	0	0	0	0	0
	父母の疾病	4	6	6	7	7
	経済的困窮による養育困難(棄児)	0	0	0	3	3
	父母の長期拘禁	5	5	5	5	4
	父・母の就労	1	1	0	0	0
	身体的虐待(虐待・酷使)	6	6	3	3	6
	ネグレクト(放任・怠惰)	7	7	6	7	3
	父母の性格異常・精神障がい	0	0	0	0	0
	児童問題により監護困難	0	0	0	0	0
本人に問題がある	不登校	1	1	1	1	1
	非行	0	0	0	0	0
その他		3	3	4	3	2
計		27	29	25	29	26

(11) 里親制度

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和の取れた発達のための暖かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るための制度である。

(12) 『よねざわ子育てハンドブック』の配布

子育てに関する項目を「遊ぶ」、「妊娠・出産・健康」、「集まる」、「預ける」、「就学準備」、「ひとり親家庭・障がい児支援」、「手当・助成・相談」の7項目に分類し、本市の保育サービスや小児科、保育所や認定こども園などの教育・保育施設、児童遊園施設などを紹介する冊子を配布している。母子手帳の交付時や転入手続きの際などに配布している。

## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

## V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

### 1 母子・父子及び寡婦福祉

我が国の母子福祉対策は、古くは昭和4年に制定された救護法により行われ、これによると「13歳以下の幼者」を救護の対象に含め、1歳未満の乳児に限って母子一体救護の必要性を認めていた。しかしながら、当時は世界的な経済不況の影響もあって母子心中が続出したため、昭和12年に母子保護法が制定され、13歳未満の子を持つ母で夫がなく生活が困難な場合には、その母子の生活費が支給されることとなった。

戦後、昭和21年には生活保護法が制定され、全国民に対して最低生活が保障されることとなり、戦前の救護法や母子保護法は生活保護法に吸収される形で廃止された。しかし、母子家庭の置かれている事情から一般家庭と同じ一律の保護では母子福祉の徹底を図ることは難しく、昭和27年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子家庭の経済的自立が図られることとなった。

同法の制定後、母子家庭のための年金制度や児童扶養手当が創設される等、母子福祉施策の関連分野に広がりが見られるようになり、これらの母子福祉対策を総合的に推進するため、昭和39年に母子福祉法が制定された。母子福祉法は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の内容をおおむね引き継ぐとともに、母子福祉に関する基本法としての体系を整えたものであった。

母子福祉法の対象は20歳未満の子のいる母子家庭であり、子が成人すると対象外となっていたが、子が成人したからといって直ちに自立できる状態にはなっておらず、寡婦についても総合的な福祉施策を法律で規定することが要望されるようになった。昭和56年に母子福祉法が改正され、寡婦についても母子家庭の母に準じて法的保護の対象とするとともに、法律の名称も「母子及び寡婦福祉法」と改正された。

父子家庭への支援については、児童扶養手当が平成22年から支給対象となり、平成26年には母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金が創設される等、父子家庭に対する支援が拡充された。

また、母子・父子家庭は、配偶者のない者と児童が基本的構成要件である。これら母子・父子家庭の福祉の増進を図るため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、関係機関と連携をとりながら相談指導を行っている。

相談内容としては、家庭紛争や児童の養育・結婚、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題、就職、生業、住宅等生活上の問題等がある。

## (1) 母子・父子家庭の状況及び相談件数

		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
生活一般	住宅	5	0.6	1	0.4	1	0.1	0	0.0	7	0.8	
	医療・健康	3	0.3	1	0.4	5	0.6	9	1.4	7	0.8	
	家庭紛争	67	7.6	4	1.8	2	0.3	5	0.8	53	6.0	
	就労	8	0.9	6	2.7	15	1.9	5	0.8	22	2.5	
	結婚	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	その他	養育費	1	0.1	1	0.4	1	0.1	1	0.1	3	0.4
		借金	5	0.6	1	0.4	0	0.0	0	0.0	2	0.2
		その他	10	1.1	4	1.8	17	2.2	6	0.9	6	0.7
小計		99	11.2	18	8.1	41	5.2	26	4.0	100	11.4	
児童	養育	63	7.2	5	2.2	27	3.4	25	3.7	38	4.3	
	教育	2	0.3	2	0.9	22	2.8	5	0.8	12	1.4	
	非行	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	就職	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	その他	3	0.3	9	4.1	3	0.4	2	0.3	2	0.2	
	小計		68	7.8	16	7.2	52	6.6	32	4.8	52	5.9
経済的支援・生活援護	母子父子福祉資金	647	73.3	167	75.0	650	82.5	576	86.2	678	77.2	
	寡婦福祉資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	公的年金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	児童扶養手当	2	0.3	6	2.7	6	0.8	2	0.3	4	0.5	
	生活保護	13	1.4	0	0.0	4	0.5	2	0.3	1	0.1	
	税	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	
	その他	53	6.0	15	6.8	33	4.2	29	4.3	12	1.4	
	小計		715	81.0	188	84.3	694	88.1	609	91.1	695	79.2
その他	売店設置	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	
	たばこ販売	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	
	公営住宅	0	0.0	1	0.4	1	0.1	1	0.1	16	1.8	
	母子・父子福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0	
	母子生活支援施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	15	1.7	
	小計		0	0.0	1	0.4	1	0.1	1	0.1	31	3.5
合 計		882	100.0	223	100.0	788	100.0	668	100.0	878	100	

※平成 28 年度から件数の数え方を改め、それまでは母子・父子家庭相談と婦人相談の両方に件数を挙げていたものを分けて計上することとした。

(2) 児童扶養手当

離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した年度末・障がいのある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の母又は父に支給される手当。

（所得制限あり、児童養護施設等入所児童は対象外。）

（平成31年4月以降の支給額）

月額：42,910～10,120円、児童2人目10,140～5,070円加算、3人目以降は6,080～3,040円加算

（令和2年4月以降の支給額）

月額：43,160～10,180円、児童2人目10,190～5,100円加算、3人目以降は6,110～3,060円加算

① 支給原因別状況

年度	母子世帯					父子世帯					その他の世帯	合計
	離婚	父の死亡	未婚	障がい	遺棄	離婚	母の死亡	未婚	母障がい	遺棄		
27	603	4	56	6	1	79	6	0	0	0	13	768
28	604	5	58	7	1	72	4	0	1	0	11	763
29	593	4	60	6	1	73	2	0	1	0	11	751
30	559	3	61	4	1	58	1	0	0	0	10	697
元	539	2	60	5	1	53	1	0	1	0	12	674

※該当理由が2つ以上等の場合は、「その他の世帯」に計上

受給対象児童数は、計986人

② 支給状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
全部支給(人)	308	300	281	345	300
一部支給(人)	460	463	470	352	374
受給者計(人)	768	763	751	697	674
全部停止(人)	125	144	145	150	150
合計(人)	893	907	896	847	824
支給金額(円)	365,518,510	357,233,170	364,161,280	358,545,860	441,842,200

(3) 母子父子寡婦福祉資金

この制度は、母子、父子及び寡婦の方に対してその経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行うものである。

貸付金名	貸付対象者		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
	母子 父子 寡婦	その他				
事業開始	父、母	母子・父子福祉団体	2,930,000円 ※母子・父子福祉団体に対しては、4,410,000円	1年	7年	★無利子
事業継続	父、母	母子・父子福祉団体	1,470,000円	6ヵ月	7年	
修学	父、母子	父母のない児童	別表のとおり	卒業後6ヵ月	10年 専修(一般)は5年	無利子
技能習得	父、母		68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円 ※各種学校等に入学する場合等で、入学時や年度初めに必要となる額が貸付限度額の月額を超える場合は816,000円	終了後1年	10年	★無利子
修業	子	父母のない児童	68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円	終了後1年	20年	無利子
就職支度	父、母子	父母のない児童	100,000円(特別330,000円) ※特別貸付は自動車購入の場合	1年	6年	★(親)無利子
医療介護	父、母子		医療 340,000円(特別480,000円) 介護 500,000円	終了後6ヵ月	5年	★無利子
生活	父、母		①技能を習得する期間 141,000円/月 ※技能を習得する期間で5年以内	終了後6ヵ月	10年	★無利子
			②医療介護を受けている期間 105,000円/月 ※医療介護を受けている1年以内	終了後6ヵ月	5年	★無利子
			③失業している期間 105,000円/月 ※当該離職日の翌日から1年以内	満了後6ヵ月	5年	★無利子
			④母子父子家庭の母(7年未満) 105,000円/月 ※総額は2,520,000円限度 ※期間は母子家庭となって7年以内 ※養育費取得のための裁判費用は1,236,000円限度	満了後6ヵ月	8年	★無利子
住宅	父、母		1,500,000円(特別2,000,000円)	6ヵ月	6(7)年	★無利子
転宅	父、母		260,000円	6ヵ月	3年	★無利子

就学支度	父、母子	父母のない児童	学校区分	自宅	自宅外	修学又は修業修了後6ヵ月	10年	修業施設・専修(一般)は5年	無利子
			小学校	63,100円					
			中学校	79,500円					
			高校・高専・専修(一般、高等)	150,000円	160,000円				
			私立高校・専修(高等)	410,000円	420,000円				
			国公立大学・短大・専修(専門)	370,000円	420,000円				
			私立大学・短大・専修(専門)	580,000円	590,000円				
			国公立の大学院	380,000円					
			私立の大学院	590,000円					
			修業施設	272,000円	282,000円				
結婚	父、母		300,000円			6ヵ月	5年	★無利子	
臨時児童扶養等		児童扶養手当受給者	令和元年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から、同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額の範囲内			6ヵ月	3年	無利子(今年度のみ)	

〈注〉 ・原則として連帯保証人が必要。

- ・“据置期間”の特記がない資金については貸付日(期間)から。
- ・“償還期間”は、据置期間経過後。
- ・★は、保証人を立てた場合は無利子。立てない場合は、年1.0%の利子が発生する。
- ・支払期日まで納入されない場合、元金につき年3.0%の違約金が徴収される。
- ・修学資金は、県高等学校奨学金、(独)日本学生支援機構奨学金などの同種の奨学資金制度による学資資金の貸付を受けている方については、貸付対象外。(奨学金との差額を限度としての貸付は可)

別表 (単位:円 令和2年4月1日から適用)

			1年	2年	3年	4年	5年	
修学資金貸付限度額(月額)	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	78,000	78,000			
私立		自宅通学	89,000	89,000				
		自宅外通学	126,500	126,500				

修学資金貸付限度額(月額)	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	96,500	96,500			
		私立	自宅通学	93,500	93,500			
			自宅外通学	131,000	131,000			
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
	大学院 (修士・博士前期課程)	国公立	自宅通学	132,000	132,000			
			自宅外通学	132,000	132,000			
		私立	自宅通学	132,000	132,000			
			自宅外通学	132,000	132,000			
	大学院 (博士後期課程)	国公立	自宅通学	183,000	183,000	183,000		
			自宅外通学	183,000	183,000	183,000		
私立		自宅通学	183,000	183,000	183,000			
		自宅外通学	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			49,500	49,500				

※母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通

※扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況(金額単位:千円)

区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H 元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専修	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	1	876	0	0	0	0	0	0	0	0
就業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	高校	0	0	1	391	0	0	0	0	0
	高専	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	876	1	391	0	0	0	0	0	0

# VI 高 齡 者 福 祉

## VI 高齢者福祉

### 1 高齢者福祉

我が国における人口の高齢化は、極めて急速に進展し、世界でも例を見ない速さで進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025年に高齢化率は30%台に達し、2033年には32%を超え、2046年には37%と予想されている。それに加え、家族構成及び扶養意識の変化等により、家族での介護能力が低下し、高齢者をとりまく環境は厳しく、さらに生活上のニーズも多種多様化している状況にある。

これまで、高齢者福祉対策は、主として施設入所サービスを中心に行われ、要援護者の処遇が図られてきたが、今後、増大かつ広範化する高齢者の需要等に適切に対応できるよう、総合的な在宅福祉対策の充実に努めていく必要がある。併せて高齢者一人ひとりができるだけ長い期間健康で自立した生活を送り、また、住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながらその人らしい生活を継続できるよう地域ケア体制の整備を進めていくとともに、高齢者を「社会の支え手」としてとらえ、その豊かな知識や知恵、能力などを生かし、積極的に社会参画し、地域社会を支える力として活躍できるまちづくりを展開していく必要がある。そのためには、健康な高齢者に対する施策と要援護高齢者に対する施策に分けた諸施策の充実に努めることが必要であり、健全な高齢者の生活をより豊かなものとするため、関係機関との共催で健康講座等を開催、老人体育レクリエーション大会、老人クラブの加入促進等高齢者の生きがい対策の充実に努めるほか、自立した生活を確保するため、各種在宅福祉事業に取り組んでいる。

#### (1) 高齢者人口の推移（住民基本台帳人口：各年4月1日現在）

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
総人口	83,175	82,164	81,125	80,314	79,351
60歳以上 65歳未満	6,008	5,746	5,483	5,398	5,284
総人口比 (%)	7.2	7.0	6.8	6.7	6.7
65歳以上	24,462	24,701	24,886	25,089	25,196
総人口比 (%)	29.4	30.1	30.7	31.2	31.8

#### (2) 5歳階層別高齢者人口（4月1日現在）

年齢	男	女	計
60歳以上 65歳未満	2,619	2,665	5,284
65歳以上 70歳未満	3,013	3,098	6,111
70歳以上 75歳未満	2,765	2,836	5,601
75歳以上 80歳未満	2,016	2,527	4,543
80歳以上 85歳未満	1,570	2,372	3,942
85歳以上 90歳未満	914	1,913	2,827
90歳以上 95歳未満	332	1,255	1,587
95歳以上	89	496	585
計	13,318	17,162	30,480

(3) 高齢者の状況（各年4月1日現在）

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
単身高齢者	2,588	2,986	3,003	3,049	3,078
高齢者夫婦世帯	2,766	2,934	2,961	3,006	3,035

※ 「単身高齢者」及び「高齢者夫婦世帯」の数値は、平成27年10月に実施された国勢調査を基礎に住民登録上の数値を修正して算出した推計値である。

## 2 社会参加と生きがい対策

### (1) 老人クラブ育成事業

高齢者の生きがいを高めるため、老人クラブ活動指導員1名を配置し、クラブ活動の充実、発展と高齢者福祉の増進を図り、更に、老人クラブ活動費の助成を行う。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
クラブ数	50	51	47	42	41
会員数(人)	1,582	1,602	1,452	1,272	1,213
助成金交付額(円)	1,268,280	1,290,080	1,200,080	1,087,880	1,064,520

### (2) 生きがいと創造の事業

高齢者が持っている豊富な経験と知識、趣味や研修で習得した技能を生かし、参加した仲間と一緒に意欲的に創造活動や生産活動を行うことで老後の生きがいをより一層高め、心身の健康と潤いある生活を図ることを目的に昭和56年10月に発足（生きがい事業センターを創設）。昭和58年度から市の単独事業、その後平成12年度から県の補助事業、平成18年度以降は市単独事業として実施している。

受講者の自主運営で行われており、市から講師謝礼を支出している。平成4年度からアップリケ部会、平成6年度から水墨画部会、平成7年度から日本画部会が増設された。

なお、アップリケ部会の名称を平成24年度から手芸部会へ変更している。

(単位：人)

	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	
陶芸	22	20	19	18	16	
工芸	籐づる	20	18	17	17	15
	木彫	13	13	13	14	13
園芸	44	42	36	33	30	
手芸	17	18	17	17	15	
水墨画	13	11	11	12	11	
日本画	14	16	14	14	14	
計	143	138	127	125	114	

(各年4月1日現在)

(3) 高齢者いきいきデイサービス

概ね65歳以上の高齢者（介護保険法の要介護認定において非該当(自立)認定または同程度と見込まれる者）が在宅での生活を維持できるよう、日常生活での動作の訓練や食事、語らいの場を提供して、高齢者の社会的孤立感を解消することを目的に実施する。

平成28年度から寿山荘コースを廃止し、公民館コースを5施設追加し計10施設で実施している。また隔月で温泉施設での入浴サービスを行っている。

コース名	会場	利用料金	サービス内容
公民館 (週1回)	コミュニティセンター9箇所 (中部・東部・西部・南部・北部・愛宕・万世・六郷・三沢) 及びすこやかセンター	1,000円 内訳 ・弁当代 ・お茶代	・日常生活での動作の訓練 ・食事の提供 ・ゲーム等のレクリエーション ほか ・温泉施設での入浴(隔月)

		H27年度	H28年度	H29年度	R30年度
公民館	開催日数	240	478	481	478
	延人数	3,758	8,748	8,067	8,346
寿山荘	開催日数	240			
	延人数	3,091			

令和元年(平成31年)度からは身体機能向上教室を取り入れたアクティブコースと温泉を利用する湯ったりコース(80歳以上)の2コースを設けて実施している。

コース名	会場	利用料金	サービス内容
アクティブ (隔週)	コミュニティセンター4箇所 (中部・愛宕・六郷・三沢) 及びすこやかセンター	1,000円 内訳 ・昼食代 ・お茶代	・日常生活での動作の訓練 ・食事の提供 ・ゲーム等のレクリエーション ・外部講師による指導等
湯ったり (隔週)	コミュニティセンター9箇所 (中部・東部・西部・南部・北部・愛宕・万世・六郷・三沢) 及びすこやかセンター	・プログラム 資料等代	・日常生活での動作の訓練 ・食事の提供 ・ゲーム等のレクリエーション ・温泉施設での入浴等

		R元年度
アクティブ	開催日数	108
	延人数	1,265
湯ったり	開催日数	207
	延人数	3,269

(4) 老人体育レクリエーション

高齢者がスポーツ、レクリエーションを通じて、健康の保持と相互の親睦を図り、老後の生活を豊かなものとするため、昭和50年から市、社会福祉協議会、老人クラブ連合会が主催して、毎年実施している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
開催日	7月4日	7月2日	7月1日	7月7日	7月6日
場所	市営体育館	市営体育館	市営体育館	市営体育館	市営体育館
参加人数	600	600	600	500	500

(5) シルバー人材センター

公益社団法人米沢市シルバー人材センター（昭和55年11月4日発足）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就業等を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上及び活性化を目的とし、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、公益社団法人である。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
会員数(人)	448	423	386	387	376
契約金(千円)	240,494	231,702	226,853	218,871	212,140

(6) 高齢者温泉利用福祉事業

老人福祉センター「寿山荘」の廃止に伴い、平成30年度からその代替事業として民間事業所に委託し、高齢者に対する温泉施設ならではの各種サービスの提供を実施している。主なサービス内容として、低額での日帰り温泉利用、高齢者団体への場の提供、いきいきデイサービスの利用、障がい者の温泉利用、小町教室（趣味の講座）の開催等がある。

	H30年度		R元年度	
日帰り入浴者数（稼働日数）	1,088	(190)	1,949	(302)
いきいきデイサービス利用者数（実施回数）	512	(30)	857	(85)
団体の利用者数（利用団体数）	130	(10)	74	(9)
障がい者の入浴者数（実施回数）	18	(4)	0	(4)
特別企画・小町教室等の参加者数（開催日数）	56	(3)	258	(18)
合計	1,804		3,138	

### 3 在宅高齢者サービス

#### (1) 愛の一声事業

昭和61年度にスタートした事業で、市内に居住する70歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、乳酸飲料（ヤクルト）を支給しながらその安否を確認するとともに、日常生活に生きがいと楽しみを与え、在宅福祉の増進を図る目的で実施している。（一部地域を除く。）

また、平成20年度から、乳酸飲料の配付本数を週3本から週2本に変更している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
支給者数(人)	365	374	376	402	374
金額(円)	952,527	952,267	898,645	890,935	894,686

#### (2) はり、きゅう、マッサージ等助成

68歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けた際に、市が一回につき1,000円を限度に助成し、高齢者の健康保持を図ることを目的に、昭和55年度から米沢市の単独事業として実施している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
交付人数(人)	1,009	1,100	1,113	1,216	1,235
助成額(千円)	5,746	5,274	5,504	6,107	6,252

#### (3) あんしん電話事業

一人暮らしの高齢者等の家庭に緊急通報機器を設置し家庭内での急病、事故等により救援を必要とする場合、機器を通じて受信センターに通報し、速やかな救援活動を行うために実施する。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
設置累計(世帯)	224	207	203	217	199	
受信状況(誤作動含)	328	287	385	109	111	
内 訳	緊急ボタン	175	166	236	60	77
	ペンダント	24	34	37	27	26
	リズムセンサー	129	87	112	22	8
出動状況(回)	37	21	10	9	18	

※令和元年度……新規設置件数：40台、撤去件数：58台

#### (4) 訪問理美容助成事業

寝たきり状態にあることや身体の障がい等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である概ね65歳以上で介護保険における要介護度が3・4・5の人や重度身体障がい者(下肢障がい1・2級)等に対し、自宅への出張訪問に要する費用の一部を助成する。(申請に基づき1回2,000円の助成券を年4枚交付する。(施設入所者を除く。))

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用者(人)	40(14)	39(8)	35(8)	46(5)	58(9)
利用枚数(枚)	121(42)	119(29)	109(29)	120(19)	124(27)

( ) は障がい者数

(5) 高齢者生活支援事業（ホームヘルパーの派遣）

概ね65歳以上で、要介護認定において非該当（自立）認定、又は同程度と見込まれる単身あるいは高齢者夫婦世帯で介護を必要とする状態になることを予防するため、ホームヘルパーの派遣を行う。

利用範囲：1回当たり1時間で週1回まで（午前8時から午後6時の間）

①調理 ②衣類の洗濯や補修 ③屋内の清掃や整理整頓

利用者負担：1時間当たり200円

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数(人)	24	21	21	20	14
派遣回数(回)	706	634	593	473	428

(6) 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

在宅の高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、または高齢者を養護している人が疾病その他の理由により養護することが一時的に困難な場合に、当該高齢者を短期間施設に入所させることで、当該高齢者への指導や支援を行う。

① 実施施設：成島園、万世園、おいたまの郷、花の里、星の村、サンファミリア米沢、回春堂

② 利用期間：1年間で最高14日間

③ 利用料金：1日 2,250円

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数(人)	7	8	6	8	7
利用日数(日)	47	37	32	57	62

(7) 紙おむつ支給事業

満65歳以上の寝たきりまたは認知症高齢者で常時失禁状態にある人で、生計中心者の市民税額13万円以下の世帯に支給している。

平成12年度から、給付券を使い市内の指定店から購入する給付券方式を採用。介護保険法の要介護3・4・5の認定を受けた人及び寝たきり障がい者については、市民税非課税世帯の人で月7,000円、市民税課税世帯の人で月5,000円、それ以外の人で市民税非課税世帯の人は月4,000円、市民税課税世帯の人は3,000円の給付券を支給している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H元年度
申請者数(人)	1,329	1,415	1,367	1,425	1,326
支給金額(円)	57,708,316	47,570,826	45,666,537	46,311,382	45,654,653

(8) 寝具洗濯乾燥サービス事業

寝たきり高齢者または障がい者等に対して、昭和50年度から、年2回（7月～3月）実施している。

（平成19年度までは、所得税非課税世帯。平成20年度からは、生計中心者の市民税課税額が3,000円以下の世帯）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
申請者数(人)	4 (0)	4 (0)	7 (2)	9 (2)	8 (2)
実施回数(回)	8 (0)	6 (0)	11 (3)	17 (4)	15 (4)
実施金額(円)	34,560	25,920	47,520	91,800	88,360

( ) は障がい者数

(9) 高齢者等除雪援助員派遣事業

在宅の65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯に属するすべての者の市民税課税額が3万円以下の世帯であって、冬期間においても支障なく自立した生活が営めるように除雪援助員を派遣する。

① 内 容：ア 公道から玄関先まで通路の確保

イ 12月1日から3月31日まで最高10回の派遣  
（一部地域は12回）

② 利用者負担：1回当たり ・手作業の場合 300円  
・除雪機使用の場合 750円

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
登録者数(人)	388	438	415	374	375
手作業派遣(回)	269	504	538	380	73
除雪機派遣(回)	294	889	1,081	652	55
総事業費(円)	2,976,810	8,088,210	9,580,320	5,940,600	635,400

(10) 高齢者等雪下ろし助成事業

住居の屋根の雪下ろし等を自力で行うことが困難な65歳以上の単身高齢者等に対して、12月から3月までの間に雪下ろしに要した費用のうち1回あたり9,000円までを年3回（一部地域は4回）を上限として助成金を交付する。（平成25年度から派遣事業から助成事業に変更）

対象者は、市内に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯に属するすべての者の市民税課税額が3万円以下の世帯。ただし、税法上の扶養親族者がいる世帯、生活保護世帯、施設・病院等に入所・入院中により自宅が不在の世帯、親族が行う雪下ろしは対象外。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
登録者数(人)	769	982	998	818	610
助成回数(回)	120	1,243	1,649	522	1
総事業費(円)	1,065,415	11,112,400	14,722,575	4,610,710	9,000
備考					暖冬のため降雪量が少なかった。

(11) 老人日常生活用具給付等事業

在宅の概ね65歳以上の高齢者の日常生活を支援するため、日常生活上の便宜を図る用具の給付（身体虚弱等のため、防火などの配慮が必要な人）・貸与（身体虚弱等のため緊急事態に対応することが困難な人で、所得税非課税世帯に属する人）を行う。（対象者の市民税課税額により、負担金有り）

（単位：件）

区分	用具		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	名称	性能					
給付	電磁調理器	電磁による調理器で、高齢者が容易に使用できるもの	6	1	5	6	0
	火災警報器	屋内の火災を煙で感知し、音声等で知らせる。	3	2	3	2	0
	自動消火器	屋内温度の異常上昇や炎の接触に反応し、自動的に消火液を噴出して、初期消火を行う。	1	0	3	4	0
貸与	老人用電話	電話加入権（あんしん電話設置者に限る。）	0	0	0	0	0

(12) 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）

在宅の概ね65歳以上の単身世帯や高齢者夫婦世帯で、日常生活上の援助が必要な人が介護を必要とする状態になることを予防するために、日常生活において、家周りの清掃、自宅の軽微な修繕、目が不自由な方への朗読、不用となった日常生活用品の排出等の軽度な支援を行う生活援助員を派遣する。利用者負担は、1時間当たり80円としている。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数(人)	70	81	81	80	86
派遣回数(回)	3,531	3,839	3,828	3,782	4,152
総派遣時間(h)	1,794.0	1,935.0	1,972.5	1,905.5	2112.0

(13) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

米沢市営住宅塩井町団地に入居する高齢者等の世帯が、地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活が営むことができるよう、塩井町住宅の一部の居室に緊急通報装置等を設置するとともに、生活援助員が安否の確認、緊急時の対応、生活に関する相談等の支援を行っている。平成21年度から事業が開始され、高齢者用の住戸には、平成31年4月1日現在で24世帯（24名）が居住している。

※ 供用開始：1号棟（8世帯）平成21年度、2号棟（8世帯）平成24年度、3号棟（8世帯）平成26年度

#### 4 寿賀祝品贈呈

##### (1) 市敬老祝品支給事業

高齢者に対して、敬老の意を表し合わせて敬老思想の高揚を図ることを目的として、寿詞等を贈呈している。平成20年度からは、数え年100歳（長寿）の方に祝金10万円及び寿詞を贈呈し、数え年88歳（米寿）の方及び101歳以上の方には寿詞又は、記念品（平成27年度から記念品）を贈呈している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
米寿の寿詞	607	563	602	537	630
長寿祝金及び寿詞	29	40	29	44	56
数え年101歳以上 寿詞又は記念品	68	68	73	71	83

##### (2) 県祝品支給人員

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
白寿の寿詞	56	42	52	76	69

※ 喜寿は平成11年度に、長寿の祝金は平成14年度に、米寿の祝金は平成15年度に廃止

#### 5 老人福祉施設の入所状況

65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済的理由等により、在宅生活が困難な人について、養護老人ホーム入所委託措置を行う。

##### (1) 入所者の状況

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
星の村（米沢市）	77	73	67	63	59
蔵王長寿園（上山市）	3	3	2	5	4
南陽やすらぎ荘(南陽市)	13	14	11	8	8
おいたま荘（長井市）	3	3	0	0	0
山静寿（山形市）	1	1	1	4	5
明鏡荘（朝日町）	0	0	1	1	1
緑光園（福島市）	1	1	1	1	2
合計	98	95	83	82	79

##### (2) 入所者等の異動状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
入所者数(人)	9	6	9	11	10
退所者数(人)	12	15	12	12	13
措置金額(千円)	190,900	180,423	167,073	173,733	184,550

## 6 権利擁護事業

米沢市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携を図り虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の事実確認、養護者への支援を行う。

	内 訳	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
養護者による	通報件数 (H29 は相談含む)	19	14	40	42	37
	虐待件数	8	11	12	13	13
	施設・高齢者住 宅等入所・入居	2	4	6	8	1
	その他の対応	4	3	6	5	12
	見守りのみ	2	4	0	0	0
施設従事者による	通報件数	2	3	1	1	3
	虐待件数	1	0	0	0	1
	従事者指導	0	0	0	0	1
	その他の対応	1	0	0	0	0
	見守りのみ	0	0	0	0	0

# VII 介 護 保 險 事 業

## VII 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設された。給付と負担の関係が明確な社会保険方式をとっており、老人福祉、老人保健、医療保険の制度を再編し、利用者の選択により介護に関する福祉サービス・医療サービスを総合的に受けられる仕組みとなっている。保険者は市町村及び特別区である。

平成30年度から第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を推進している。

### 1 被保険者数と認定者数の推移

#### (1) 被保険者とは

第1号被保険者 65歳以上の者

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

#### (2) 要介護・要支援認定者数の推移

介護サービスを利用するためには、市に申請して要介護・要支援の認定を受ける必要があり、市では申請した被保険者の訪問調査を行うとともに、かかりつけの医師に意見書作成を依頼し、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会（審査会48回開催、審査件数5,376件）で判定を行っている。

適正申請勧奨や認定有効期間の延長等により、認定率は減少傾向を示している。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
第1号被保険者(A)		24,349	24,589	24,751	24,753	25,060
認定者数	第1号被保険者(B)	4,532	4,526	4,347	4,480	4,480
	第2号被保険者	76	69	74	91	84
	計	4,608	4,595	4,421	4,571	4,564
認定者比率(B/A) (%)		18.6	18.4	17.5	18.0	17.8

#### (3) 要介護度別認定者数

(令和2年3月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1号被保険者	404	339	1,031	879	600	676	551
第2号被保険者	7	6	21	15	14	12	9
計	411	345	1,052	894	614	688	560

### 2 保険給付の状況

認定を受けた被保険者は、自己又は介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターに依頼して介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービスを利用したり、介護保険施設に入所して施設サービスを受けたりすることができる。居宅サービスについては、要介護度に応じて1か月単位の支給限度基準額が設定されている。

要支援1・2の人は介護予防サービス、要介護1～5の人は介護サービスを利用することになる。

【居宅サービスの支給限度基準額（月額）】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
支給限度基準額	50,320	105,310	167,650	197,050	270,480	309,380	362,170

※1 利用者負担は、支給限度基準額の範囲以内で実際にかかる費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）となる。

⇒3割負担になるのは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。

\*合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。

⇒2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。（3割負担になる人を除く。）

※2 施設と地域密着型サービスのうち施設生活で提供されるものは、支給限度基準額が適用されない。

(1) 受給者数の推移（延人数）

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
居宅サービス	33,418	33,809	32,138	30,584	30,820
地域密着型サービス	5,454	6,980	7,198	7,664	8,357
施設サービス	10,367	10,325	10,412	10,406	10,590
計	49,239	51,114	49,748	48,654	49,767

(2) 保険給付の状況

	給付額（円） ※[ ]内前年からの伸び率（%）				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
居宅サービス	3,394,416,906 [△1.1]	3,348,083,619 [△1.4]	3,256,834,080 [△2.8]	3,143,966,875 [△3.5]	3,123,249,114 [△0.7]
地域密着型サービス	1,127,576,255 [0.2]	1,224,049,351 [8.6]	1,222,054,615 [△0.2]	1,303,657,362 [6.6]	1,427,292,010 [9.5]
施設サービス	2,609,394,478 [△1.6]	2,561,408,220 [△1.8]	2,625,019,684 [2.5]	2,666,514,286 [1.6]	2,782,854,765 [4.4]
その他	417,508,557 [5.2]	422,506,079 [1.2]	410,895,886 [△2.7]	420,109,716 [2.2]	439,504,164 [4.6]
計	7,548,896,196 [△0.8]	7,556,047,269 [0.1]	7,514,804,265 [△0.6]	7,534,248,239 [0.3]	7,772,900,053 [3.2]

※ 地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援していく介護サービスとして、地域の実情に合わせて市町村が指定し、原則として事業所所在市町村の住民が利用するもの。

### 3 地域支援事業

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始され、①総合事業（要介護状態等となることの予防、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援、多様な生活支援のニーズに対して、地域の支え合い体制づくりなど）、②包括的支援事業（住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう地域における関係機関とのネットワークの構築を図り活用する事業など）、③包括的支援事業社会保障充実分（住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携を推進する事業など）④任意事業（高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業など）で構成される地域支援事業を実施している。

主な事業内容		
介護予防・日常生活支援総合事業	<b>【一般介護予防事業（全高齢者が対象）】</b> 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
	<b>【介護予防・生活支援サービス事業（要支援者等が対象）】</b> 訪問型サービス事業、通所型サービス事業、介護予防ケアマネジメント	リスクの高い高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するための通所型・訪問型サービス等の提供、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
包括的支援事業	<b>【地域包括支援センターの運営】</b>	
	総合相談支援業務	地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、緊急の対応の必要性を判断する。
	権利擁護業務	専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
	介護予防ケアマネジメント	要介護状態等の予防、軽減、悪化の遅延・防止し、自立した日常生活を支援する。
	<b>【社会保障充実分】</b>	
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるように早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
	個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組み、地域を包括的に支援する。	
任意事業	介護給付等費用適正化事業、家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業、高齢者見守り支援事業	

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場の充実・継続的拡大を図るとともに、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組を行い、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築するための事業を実施した。

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的知識の普及啓発に効果があると認められる事業を実施した。

◆介護予防教室

運動、栄養、口腔、認知症等の介護予防に関する知識の習得、活動等を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
事業所数	12	14	22	28	28
開催回数	60	60	110	140	125
参加者数	802	1,166	1,398	2,140	1,811

◆認知症予防教室（平成 29 年度～）

認知機能を刺激する体操等、認知症予防に資するプログラムを実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
事業所数			2	1	1
開催回数			24	36	36
参加者数			380	665	547

◆泳がない!水中足腰運動教室（平成 30 年度～）

プールでの水中運動等を組み合わせた転倒予防を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
事業所数				1	1
開催回数				24	24
参加者数				422	377

◆地域づくり型運動教室（令和元年度～）

専門職の指導による軽体操のほか、教室終了後に参加者自らが通いの場を立ち上げるための話し合い等を行い、住民主体の地域活動組織立ち上げの支援を実施した。

事業所数：3 開催数：60 回 参加者数：603 人

◆介護予防教室等の周知

65 歳到達者に対する介護保険被保険者証の送付時に各種教室等のチラシを同封

◆介護予防普及啓発活動

平成 29 年 10 月より、本市独自に毎月 15 日を「介護予防の日」と設定し、高齢福祉課職員が啓発用 T シャツを着用し業務遂行

◆「米沢はっぴい体操」の普及（平成 29 年度～）

平成 30 年 3 月、本市オリジナル介護予防体操「米沢はっぴい体操」DVD を作成。以降、体験会の開催・チャレンジデーでの実施・各医療機関へのチラシ配布実施

イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指して、住民の主体的運営による通いの場の立ち上げおよび継続的活動の支援を実施した。

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）立ち上げ支援（平成 26 年度～）

米沢はっぴい体操・いきいき 100 歳体操に取り組む地域活動組織の育成を行った。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
新規設置数 〔合計設置数〕	7 〔9〕	7 〔16〕	3 〔19〕	3 〔22〕	6 〔28〕
参加者数 〔合計人数〕	93 〔117〕	146 〔263〕	47 〔310〕	13 〔323〕	45 〔368〕

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）活動継続支援（平成 26 年度～）

体力測定や運動指導等、実施状況の把握および実地指導を行った。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
実施数	23	65	54	57	86
参加者数	239	953	785	862	1,069

◆介護予防推進員への活動支援（平成 27 年度～）

介護予防に関するボランティアの人材育成のための学習会を開催した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
推進員数	10	10	9	8	7
実施回数	16	10	11	17	9

〔介護予防推進員による地域活動内容〕

いきいきデイサービスでの運動指導、地域住民に対する運動指導等

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域活動組織等に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取組に対する技術的指導を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
派遣団体数			8	7	5
派遣回数			10	14	11

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態となることの予防・状態軽減・悪化防止および日常生活の支援を行うことにより、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護サービス事業所の専門的なサービスに加え多様なサービスの充実による地域の支え合い体制づくりを推進するための事業を実施した。

ア 通所型・訪問型介護予防事業

高齢者の生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を内容とした、リハビリテーション専門職等による 3～6 か月の短期集中型サービスを提供した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
通所型参加者数			35	20	14
訪問型参加者数			0	0	0

イ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業・介護予防給付が効果的かつ効率的に提供され、高齢者自身が健康増進や介護予防に向けた取組を主体的に行うよう、自立支援に資するケアマネジメントを実施した。

◆ケアプラン作成数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
作成件数			2,395	3,916	4,470

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの設置・運営（平成 18 年度～）

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な業務を実施した。

令和元年 10 月より一部地区割を再編し地域型センターを中地区に増設、直営型センターをセンター間の総合調整や後方支援を行う基幹型センターへ変更した。

地域型	地区名	名 称	運営法人
	東地区	おいたまの郷地域包括支援センター	社会福祉法人 敬友会
	西地区	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
	南地区		
	北地区	成島園地域包括支援センター	社会福祉法人 緑成会
	中地区	サンファミリア米沢地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢弘和会
[基幹型]	米沢市地域包括支援センター	米沢市	

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を実施した。

◆総合相談件数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	6,179	6,487	6,181	8,160	9,340

◆高齢運転者の生活支援等に係る警察署との連携対応（平成 29 年度～）

平成 29 年 12 月より、警察署へ相談に訪れた高齢運転者が運転免許返納後の生活支援等に関して地域包括支援センターによる支援を希望した場合、運転免許返納者の情報を共有、相談や情報提供等の必要な支援を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数			14	22	10

## イ 権利擁護業務

関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を実施した。

### ◆権利擁護に関する相談

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	179	242	171	280	268

### ◆高齢者虐待に関する相談

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	309	262	415	638	443

### ◆消費者見守りサポーター養成講座（平成 27 年度～）

消費者被害を早期発見し、相談窓口への通報など見守り活動を行う消費者見守りサポーター及びサポーター養成講座の講師となる消費者見守りメイトを養成した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
養成講座開催数	28	42	26	22	35
養成人数 〔合計人数〕	422 〔422〕	569 〔991〕	448 〔1,439〕	158 〔1,597〕	588 〔2,185〕
講師養成開催数	2	1	1	1	1
講師養成数 〔合計人数〕	40 〔40〕	14 〔54〕	14 〔68〕	12 〔80〕	9 〔89〕

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめとする多職種相互の協働による包括的かつ継続的な地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を実施した。

### ◆介護支援専門員に対する個別支援

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	369	292	276	344	314

### ◆支援困難事例に関する介護支援専門員への助言等

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	93	101	124	139	135

### ◆ケアプラン作成指導等

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	622	380	419	455	448

◆質の向上のための研修

◎介護支援専門員連絡協議会研修会

介護支援専門員で組織する米沢市介護支援専門員連絡協議会が資質向上・自己研鑽を目的として、地域包括支援センターとの協働により開催。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数	4	4	4	4	4

◎地域包括支援センター担当地区別研修会

地域包括支援センターが担当地区内の介護支援専門員に対する支援として開催。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	5	10	10	9	6

◎ケアマネジメント向上研修会

地域共生社会の実現に向けて、制度横断的な対応を可能とするための連携体制構築を目指し、年1回、相談支援専門員（障がい）と介護支援専門員との合同研修を実施。その他、直営型センターを中心に介護支援専門員の資質向上のため必要に応じて開催。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数				2	1

◆新規ケアプラン確認指導（平成 30 年度～）

新規作成されたケアプランについて記載要領等を参考に内容を確認、助言等を記載した確認票により介護支援専門員への指導等を実施。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数				468	424

エ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者に対し、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。

◆予防給付ケアプラン作成数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
作成件数	643	683	3,313	1,663	2,110

② 在宅医療・介護連携支援事業（平成 29 年度～）

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を支援する機関として、米沢市立病院に在宅医療・介護連携支援センターを設置し、調査や研修会・講演会の開催等、必要な業務を実施した。

③ 生活支援体制整備事業（平成 30 年度～）

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、関係者のネットワーク化や生活支援等サービスの提供体制構築に向けた推進役として、生活支援コーディネーター（高齢福祉課 1 名・米沢市社会福祉協議会 3 名）を配置し、社会資源・住民主体の活動の把握等を実施した。

④ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応、医療・介護の連携構築及び日常生活支援を実施した。

ア 認知症サポーター等養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター及びサポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成した。

◆ 認知症サポーター養成講座（平成 21 年度～）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
養成講座開催数	56	61	59	60	50
養成数(人) 〔合計人数〕	1,130 〔3,625〕	1,369 〔4,994〕	968 〔5,962〕	875 〔6,837〕	647 〔7,484〕
講師養成開催数 (県主催)	2	2	2	2	1
講師養成数(人) 〔合計人数〕	23 〔86〕	22 〔108〕	18 〔126〕	13 〔139〕	20 〔159〕

イ 徘徊高齢者等支援事業（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録（事前登録制度「かえっぺ」）を行い、警察署との情報共有・早期発見・保護時の身元確認の支援を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
新規登録者数	36	13	27	29	40
登録者総数	36	49	76	105	145

ウ 認知症初期集中支援推進事業（平成 27 年度～）

平成 27 年 10 月より、認知症が疑われる人等に対し、適切な医療・介護サービスにつなげていくための医師をはじめとした専門職による支援チームを米沢こころの病院に設置し、地域包括支援センターからの相談対応や助言・指導のほか個別事例対応等、必要な支援を実施した。

エ 認知症地域支援推進員設置事業（平成 26 年度～）

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携支援や、地域の実情に応じた地域支援体制の構築を行う推進員を地域包括支援センター（直営型 2 名・委託型 3 名）に配置し、必要な支援を実施した。

⑤ 地域ケア会議推進事業（平成 28 年度～）

平成 28 年 12 月より、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを促進するため、リハビリ系専門職を助言者とした個別事例検討（自立支援型地域ケア会議）を開催し、介護支援専門員の資質向上や地域課題の把握等を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数		4	12	18	23
検討事例数		8	24	37	46

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

認定調査票・ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じ、適切な介護サービスの確保・不適切なサービス提供の検証を実施した。

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
認定調査保険者実施率 (個人委託含む)	47.3% (-%)	50.8% (54.5%)	47.5% (50.0%)
ケアプラン点検事業における面接での点検件数	5 件	30 件	50 件
住宅改修アドバイザー事業利用件数		2 件	9 件

平成 30 年度から、認定調査個人委託を開始した。

② 家族介護者交流激励支援事業

日ごろ、在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に開放し、相互交流を図る機会を提供する。(※平成 15 年度より開始。日帰り交流会と宿泊交流会がある。)

対象者は、要介護 3、4、5 の人又は認知症高齢者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ及びM)を現に在宅で介護している人。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
宿泊交流者数(人)	35	32	20	14	27
宿泊交流先	上山	上山	上山	赤湯	黒沢・小野川
日帰交流者数(人)	48	38	23	38	15
日帰交流先	小野川×2	小野川×2	小野川×2	小野川×3	小野川
総事業費(円)	745,740	635,580	343,200	370,888	373,434

③ 成年後見制度

ア 市長申立て、親族申立て助言・指導状況

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、「老人福祉法」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。また、親族申立ての際の助言、指導も行っている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
市長申立て	2	4	6	4	4
親族申立ての助言・指導	1	1	0	1	1
合計	3	5	6	5	5

イ 申立て費用助成・成年後見等報酬助成状況

高齢者の権利擁護及び利用促進の観点から、所得の低い人に対して制度利用の経費助成を行うもの。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、市が報酬に係る費用の全部(又は一部)を助成するもの。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
申立て費用助成件数	2	4	6	4	7
成年後見等報酬助成件数	1	3	1	4	4
合計	3	7	7	8	11

(※申立て費用助成件数は、③-アの表の市長申立て件数と同伴数)

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

高齢者の福祉用具・住宅改修に関する相談、助言を行うとともに申請に係る理由書の作成経費の助成を行うもの。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
助成件数	25	40	26	20	29

⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービスの資質向上と苦情の発生を未然に防止するため、介護サービス事業所を訪問し利用者からの相談や要望等を聞く介護相談員を配置し、訪問活動のほか意見交換会等を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談員数	5	6	7	8	8
訪問回数	528	546	590	680	651

⑥ 高齢者見守り支援事業

認知症など心身機能の低下した高齢者を早期発見するとともに、孤独感を緩和し安心した生活の継続を支援するため、見守り訪問員を配置（米沢市社会福祉協議会）、週 1 回程度、介護保険サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
訪問員数	6	6	6	6	6
登録者数	151	157	148	133	130

## 4 低所得者対策

### (1) 高額介護サービス費

世帯の居宅サービスや施設サービスに係る利用者負担額（保険対象分）の 1 か月分の合計額が次の金額を超えた場合に、申請によりその超えた分について支給する。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (月額)
現役並み所得者 ※同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人 がいて、収入が単身 383 万以上、2 人以上 520 万円以上の人	世帯：44,400 円
一般世帯	世帯：44,400 円*
住民税世帯非課税	世帯：24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人</li> <li>●住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人：15,000 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護の受給者</li> <li>●利用負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	個人：15,000 円 世帯：15,000 円

\*同一世帯の全ての 65 歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯には、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り、年間上限を 446,400 円（37,200 円×12 か月）とする。

(2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったとき、限度額を超えた分について支給する。(医療保険の窓口申請)

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得者の人は、経済的理由で施設利用が困難とならないように、所得に応じて食費・居住費の負担限度額が定められ、一定額以上は特定入所者介護サービス費として支給される。

(4) 介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業

本市独自の低所得者支援策として、平成14年度より居宅介護サービス費等の利用者負担の支払いが困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部を助成している。

① 対象サービス(介護予防を含む。)

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与

② 対象者と助成内容

対 象 者		助成内容
介護保険料 賦課段階第1段階	市民税世帯子課税者で、老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金受給者(生活保護受給者を除く)	利用者負担額の1/2
介護保険料 賦課段階第2段階	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	利用者負担額の1/3
	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	

\*「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入額に係る所得額」を控除した額

③ 利用実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
件数 (件)	555	697	582	635	587
助成額 (円)	1,644,532	2,149,518	1,980,508	2,173,493	2,081,291

(5) 社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減しており、その軽減した一部について助成を行う。

## 5 財政状況

介護サービスの利用増加により保険給付費の支出が増加しているが、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画（保険料算定の基礎となる）に概ね沿った状況となっている。

(1) 歳入 (単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
保険料	1,629,475	1,666,910	1,688,910	1,700,949	1,685,408
国庫支出金	2,017,604	1,957,830	1,981,925	2,068,799	2,069,173
支払基金交付金	2,120,193	2,128,320	2,131,987	2,065,353	2,155,934
県支出金	1,122,386	1,123,681	1,130,116	1,147,016	1,186,188
一般会計繰入金	1,165,279	1,151,024	1,183,073	1,197,056	1,282,995
基金繰入金	0	0	0	0	46,503
その他	121,756	152,353	126,581	114,351	103,859
計	8,176,693	8,180,118	8,242,592	8,293,524	8,530,060

(2) 歳出 (単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総務費	195,545	174,156	201,407	200,489	223,039
保険給付費	7,548,896	7,556,047	7,514,804	7,534,248	7,772,900
地域支援事業費	121,037	137,209	216,376	305,526	315,657
基金積立金	113,104	107,436	165,449	79,264	10,640
諸支出金	49,232	85,293	36,419	72,903	105,554
計	8,027,814	8,060,141	8,134,455	8,192,430	8,427,790

## 6 介護保険料

第1号被保険者の保険料は市で賦課徴収している。負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階別の定額保険料となっており、平成27年度から11段階に変更し、負担能力に配慮した保険料負担段階を設定している。また、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者で算定し徴収している。

(1) 第7期計画期間の保険料段階

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1	世帯全員が市民税非課税 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、 合計所得金額(※1)＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.50	34,500円
		×0.45	31,000円
		(※2)×0.375	25,800円
第2	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	基準額×0.75 ×0.625	51,700円 43,100円
第3	第1段階、第2段階以外の者	基準額×0.75 ×0.725	51,700円 50,000円

段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
第 4	非 市 課 民 税 税 者	合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の者	基準額×0.90	62,100 円
第 5		第 4 段階以外の者	基準額×1.00	69,000 円
第 6	市 民 税 課 税 者	合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額×1.20	82,800 円
第 7		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の者	基準額×1.30	89,700 円
第 8		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	基準額×1.50	103,500 円
第 9		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	基準額×1.70	117,300 円
第 10		合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	基準額×1.85	127,600 円
第 11		合計所得金額が 600 万円以上	基準額×2.00	138,000 円

※1 合計所得金額 「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額（年金収入に係る所得額の控除は第 1、2、4 段階のみ）

※2 表中の下線部分 令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う保険料率及び保険料年額

(2) 段階別保険料額・被保険者数の推移

段階	年間保険料額（円）			年度末被保険者数(人)、[ ]内構成比(%)				
	第 5 期 (24～26 年)	第 6 期 (27～29 年)	第 7 期 (30～32 年)	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
第 1	31,300	31,000	31,000	3,282 [13.0]	3,204 [12.6]	3,120 [12.1]	3,082 [12.0]	3,050 [11.7]
第 2	31,300	51,700	51,700	1,902 [7.5]	1,925 [7.5]	2,002 [7.8]	2,059 [8.0]	2,087 [8.0]
第 3	43,800	51,700	51,700	1,987 [7.9]	2,020 [7.9]	2,136 [8.3]	2,189 [8.5]	2,279 [8.7]
第 4	47,000	62,100	62,100	4,377 [17.4]	4,169 [16.3]	3,964 [15.4]	3,704 [14.4]	3,478 [13.3]
第 5	56,400	69,000	69,000	5,241 [20.8]	5,352 [21.0]	5,480 [21.3]	5,552 [21.6]	5,648 [21.7]
第 6	62,700	82,800	82,800	4,146 [16.5]	4,337 [17.0]	4,369 [17.0]	4,508 [17.5]	4,654 [17.9]
第 7	75,200	89,700	89,700	2,372 [9.4]	2,393 [9.4]	2,483 [12.1]	2,689 [10.4]	2,719 [10.4]
第 8	81,500	103,500	103,500	994 [3.9]	1,111 [4.4]	1,140 [4.4]	1,004 [3.9]	1,069 [4.1]
第 9	100,300	117,300	117,300	369 [1.5]	381 [1.5]	380 [1.5]	338 [1.3]	367 [1.4]
第 10	119,100	127,600	127,600	238 [0.9]	271 [1.1]	272 [1.1]	283 [1.1]	317 [1.2]
第 11	—	138,000	138,000	295 [1.2]	323 [1.3]	345 [1.3]	349 [1.4]	387 [1.5]

## (3) 介護保険料決算状況

(単位：円、%)

区 分	H27 年度			H28 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,636,377,800	1,616,882,790	98.81	1,673,164,700	1,655,485,206	98.94
(1) 特別徴収	1,490,632,600	1,490,632,600	100.00	1,537,788,300	1,537,788,300	100.00
(2) 普通徴収	145,745,200	126,250,190	86.62	135,376,400	117,696,906	86.94
2 滞納繰越分	54,112,219	11,594,688	21.43	45,732,821	10,747,274	23.50
合 計	1,690,490,019	1,628,477,478	96.33	1,718,897,521	1,666,232,480	96.94

区 分	H29 年度			H30 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,694,844,800	1,680,148,038	99.13	1,706,281,600	1,694,466,428	99.31
(1) 特別徴収	1,556,713,800	1,557,933,600	100.08	1,581,086,300	1,582,004,900	100.06
(2) 普通徴収	138,131,000	122,214,438	88.48	125,195,300	112,461,528	89.83
2 滞納繰越分	39,078,565	8,761,967	22.42	31,150,203	6,482,742	20.81
合 計	1,733,923,365	1,688,910,005	97.40	1,737,431,803	1,700,949,170	97.90

区 分	R 元年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,690,393,200	1,679,401,992	99.35
(1) 特別徴収	1,565,002,300	1,565,977,400	100.06
(2) 普通徴収	125,390,900	113,424,592	90.46
2 滞納繰越分	26,058,447	6,006,245	23.05
合 計	1,716,451,647	1,685,408,237	98.19

(注) 収入済額には還付未済額を含まない。



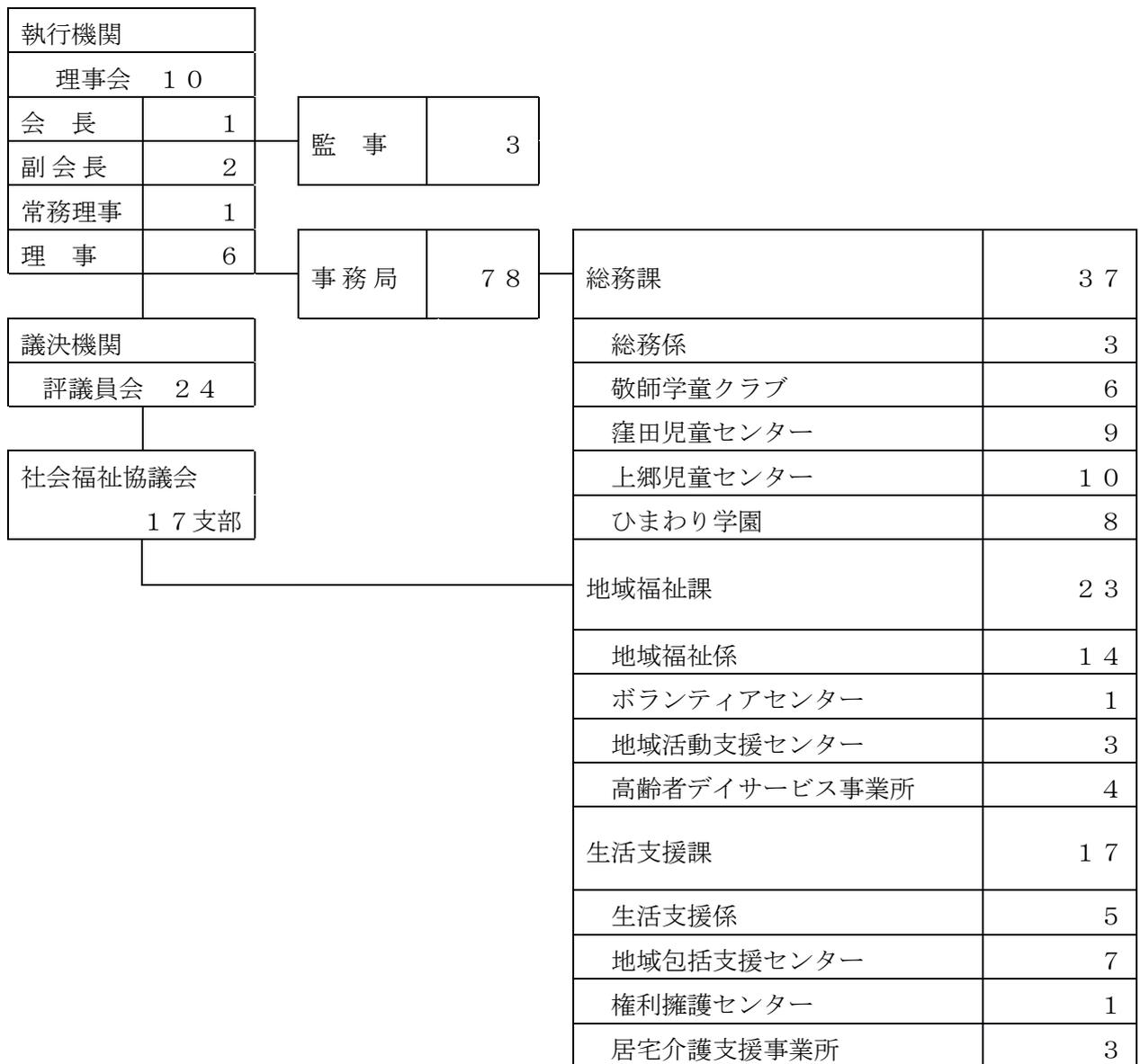
## VIII 社会福祉協議会の活動

## Ⅷ 社会福祉協議会の活動

### 1 社会福祉協議会

米沢市社会福祉協議会は、市民誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、社会福祉活動を行うことにより地域福祉の向上を図ることを目的に社会福祉法に基づいて設置されている民間の団体であり、社会福祉活動は、活動の指針となる第5期米沢市地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助をとおして地域の福祉力を高める活動に取り組んでいます。

### 2 組織体制 （令和2年5月31日現在）



### 3 社協会員・会費

社会福祉協議会は、市民のみなさんの福祉活動への協力と参加を進めるため普通会費・通常賛助会費・特別賛助会費制度を取り入れ、必要に応じた福祉サービスを提供できるよう地域福祉・在宅福祉の充実に努めています。

住み慣れた地域で暮らし続けるために、市民のみなさんが社協会員となっただき地域福祉を支えています。

#### (1) 年会費

普通会員	本市に世帯を有する世帯主とする。	年額 600 円以上
通常賛助会員	本市内の個人及び法人並びに団体で本会の主旨に賛同して入会した者とする。	年間 3,000 円以上
特別賛助会員	本会の主旨に賛同する個人及び法人並びに団体で入会した者とする。	年間 10,000 円以上

#### (2) 会員・会費の状況

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
普通会員（世帯）		32,553	29,334	29,287	29,277	29,275
賛助 会員	個人	105	91	93	95	88
	事業所	115	104	106	106	102
会費額（円）		14,392,060	14,201,800	14,226,580	14,066,060	940,000

### 4 主な事業

メインテーマ「なせば成る！愛があふれる福祉の輪」

基本目標「お互いに助け合い支えあうまちをつくろう」

#### ～基本計画1 つたえる（広報・啓発）

地域住民の福祉活動を推進していくため、見やすくわかりやすい広報紙を作成するとともに、SNSの活用やマスコミの協力を得ながら情報発信に努めていきます。また、福祉教育事業や福祉イベント等を通し福祉活動に対する気運を高めてもらうよう取り組んでいきます。

実施計画	具体的な事業等
1. 福祉情報を発信する	○社協だより「ほのぼの」年5回発行 ○社協パンフレット・ホームページの充実 ○てくてくマップ情報紙の更新
2. 福祉教育・福祉学習（福祉共育）をすすめる	○福祉教育・福祉学習（福祉共育）プログラム作成 ○福祉指定校事業、福祉指定校担当者会議 ○福祉体験学習の推進
3. 福祉イベントを開催する	○第30回米沢市・市民福祉大会の開催 ○第26回米沢市生涯学習フェスティバル参加

### ～基本計画2～ つながる（連携・協働）

身近な地域でお互いにゆるやかな見守りや声かけを行い気にかける関係性ができるよう行政やコミュニティセンター、支部社協、民児協、関係機関等と連携し研修会や座談会等を開催していきます。

実施計画	具体的な事業等
1. 住民同士のつながりを強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お互いさまの関係づくりの推進</li> <li>○ゆるやか見守り、声かけの推進</li> <li>○町内福祉部活動の推進</li> <li>○防災研修会の開催</li> <li>○町内見守り（防災）マップの作成</li> </ul>
2. 支部社協活動を支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支部社協福祉活動指針（福祉8策）の推進</li> <li>○町内会長・町内福祉部長等研修会</li> <li>○おもしろな福祉座談会</li> </ul>
3. 社会福祉法人の公益的な取組を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米沢市社会福祉法人連絡協議会との協働事業</li> </ul>

### ～基本計画3～ つくる（活動・拠点）

誰もが元気に活躍できる地域や気軽に交流できる集いの場を推進します。また、ボランティア活動について身近で気軽に参加していただける活動を中心にPRを強化するとともに、今後のボランティア活動の在り方について活動者から意見をいただく機会を作ります。

実施計画	具体的な事業等
1. 誰もが元気に活躍できる地域をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学び合う研修会開催に向けた情報収集</li> </ul>
2. 集いの場づくりを広める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい・いきいきサロン、ふれあい子育てサロン活動支援</li> <li>○カフェや食堂などとの連携 (地域の集いの場や情報交換の場になっているので、有効活用できる方法を検討していきます。)</li> <li>○地域食堂（こども食堂・みんなの食堂）支援 (地域の居場所づくりや多世代交流、孤食防止となる地域食堂の立ち上げを支援していきます。)</li> <li>○障がい者とのふれあいのつどい</li> <li>○障がい者の集いの場「にこ・かふえ」</li> <li>○ふれあい会食会の支援</li> <li>○高齢者いきがい事業</li> <li>○高齢者いきいきデイサービス（市委託事業）</li> <li>○地域活動支援センター（市委託事業）</li> </ul>
3. ボランティア活動をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアセンターの運営</li> <li>○除雪ボランティアセンターの設置運営</li> <li>○災害ボランティアセンターの運営準備</li> </ul>
4. 外出支援の実施に向けて検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との情報交換</li> </ul>

5. 活動基盤を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主財源の確保</li> <li>○共同募金会の協力</li> <li>○福祉団体事務局受託 (米沢市民生委員児童委員連合協議会 米沢市老人クラブ連合会(きららクラブ米沢) 山形県共同募金会・米沢市共同募金委員会 米沢市ボランティア連絡協議会)</li> <li>○福祉団体への助成 (米沢市ボランティア連絡協議会 米沢地区保護司会 米沢遺族連合会 米沢針灸按摩マッサージ師会 米沢市更生保護女性会 米沢市民生委員児童委員連合協議会 米沢手話サークル「年輪」手話サークル「つみ木」)</li> <li>○会の運営 理事会 評議員会 監査 正副会長会 支部長会</li> </ul>
--------------	--

参考資料

「ボランティア登録者数の内訳と推移」

(単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
団体会員数	1,313	1,158	1,263	1,156
個人登録者	66	66	88	88
除雪ボランティア登録者	102	546	235	0
災害ボランティア登録者	0	0	15	130
合計	1,481	1,770	1,601	1,374

～基本計画4～ ささえる（相談・支援）

地域共生社会の実現に向けて、様々な福祉相談を一体的に受付する福祉総合相談を設置し、行政や関係機関と連携していきます。また、誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、地域包括ケアシステムの推進に協力していきます。

実施計画	具体的な事業等
1. 福祉の総合相談窓口を設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉相談を一体的に対応する「福祉総合相談窓口」での対応</li> <li>○米沢市生活自立支援センター（市受託事業）</li> <li>○山形県生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）・米沢市社会福祉資金貸付事業</li> <li>○米沢善意銀行</li> <li>○制度の狭間にある方への支援</li> <li>○関係機関との情報交換</li> </ul>

2. 権利擁護センターを設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の利用促進</li> <li>○福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）</li> <li>○法人後見事業</li> <li>○任意後見事業や死後事務委任契約の検討</li> </ul>
3. 地域包括ケアシステムの推進に協力する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター（西部圏域・南部圏域）の運営（市受託事業）</li> <li>○米沢市生活支援体制整備事業（市受託事業）</li> <li>○米沢市高齢者見守り支援事業（市受託事業）</li> <li>○米沢市高齢者ホームヘルプサービス事業（市受託事業）</li> <li>○給食配送サービス事業（ふれあい型・生活支援型）</li> <li>○居宅介護支援事業</li> </ul>

地域における利用者本位の福祉サービスをめざし、住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるため、地域福祉活動と連携した事業を展開していきます。

1. 指定管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窪田児童センター・上郷児童センターの管理、経営と窪田・上郷の各学童クラブの運営</li> <li>○ひまわり学園の管理、経営</li> </ul>
2. 受託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意思疎通支援事業</li> <li>○福祉バス運営管理事業</li> </ul>



## IX 管内社会福祉施設一覧表

## IX 管内社会福祉施設等一覧表

### 1 特定教育・保育施設

(1) 保育所（就労などのため保育を必要とする乳幼児を保育する施設）

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
興道南部保育園	本町1丁目1-84	社)米沢仏教興道会	S23. 8. 17	100	21-3756
興道北部保育園	塩井町塩野 1476-1	社)米沢仏教興道会	S23. 8. 17	120	21-5070
松ヶ岬保育園	西大通1丁目6-56	社)照護会	S23. 9. 15	80	21-0349
明星保育園	門東町3丁目2-27	社)米沢明星会	S24. 1. 31	120	22-2260
山上保育園	通町4丁目11-20	社)山上保育園	S25. 10. 19	110	23-3416
市立緑ヶ丘保育園	矢来1丁目3-75	米沢市	S27. 4. 30	60	23-1867
西部乳児園	御廟2丁目3-17	社)法音会	S40. 4. 1	50	21-0426
興道東部保育園	下花沢3丁目10-9	社)米沢仏教興道会	S44. 11. 1	100	23-6624
米沢中央保育園	桜木町1-75	社)米沢中央保育園	S47. 10. 31	100	23-5470
市立吾妻保育園	太田町4丁目1-151	米沢市	S51. 5. 4	75	38-4402
塩井保育園	塩井町塩野 2081 - 6	社)ましみず会	S53. 4. 1	80	21-1225
プチハウス	徳町1-38-1	社)米沢仏教興道会	H13. 3. 29	50	26-6565
森の子園保育所	万世町牛森 4172-6	NP0 法人森の子会	H17. 3. 29	60	28-3715
そらいろ保育園	万世町片子 343	社)照護会	H22. 3. 16	110	40-0280
みどり乳児園	塩井町塩野 1480-30	有)幸望いのうえ	H25. 3. 19	30	22-6679

(2) 認定こども園（教育と保育を一体的に行う施設）

施設名	類型	所在地	設置主体	認可等年月日	定員	電話
かしのみ幼稚園	幼稚園型	城南5丁目1-1	学校法人城南学園	H27. 3. 31 認定	180	21-0205
幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	幼保連携型	大字三沢 26090	学校法人松原学園	H28. 3. 24 認可	175	22-7541
米沢西部こども園	幼保連携型	御廟2丁目3-8	学校法人法音学園	H29. 3. 21 認可	213	21-6010
認定こども園 米沢幼稚園	幼稚園型	中央3丁目6-45	学校法人興譲学園	H29. 3. 31 認定	90	23-2134
戸塚山こども園	幼保連携型	大字上新田 2008	学校法人音羽学園	H29. 3. 21 認可	110	37-2419
米沢中央幼稚園	幼稚園型	中央7丁目5-70-5	学校法人椎野学園	H31. 3. 11 認定	120	23-2569
興道こども園 どんぐり	幼保連携型	直江町4-100	社会福祉法人米沢仏教興道会	R2. 3. 30 認可	80	24-8558

(3) 施設型給付を受ける幼稚園（1号認定を受けて利用する学校教育法で定められた教育施設）

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
普慈幼稚園	下花沢3丁目4-30	学校法人巨溪学園	S56. 12. 1	60	21-0212
九里幼稚園	門東町1丁目1-18	学校法人九里学園	S53. 12. 1	60	23-9261

## 2 特定地域型保育事業（所）（家庭的保育事業等）

(1) 小規模保育事業（所）（就労などのため保育を必要とする満3歳未満の子を保育する施設）

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
さくら保育園	中央3丁目8-24	学校法人興譲学園	H29. 3. 31	19	40-1187
あゆみ園	大町1丁目4-11	NPO 法人あゆみやまびこ 共に育つ会	H30. 3. 29	16	23-9604

## 3 児童保育関連施設

(1) 私学助成を受ける幼稚園

施設名	所在地	設置主体	定員	電話
まいづる幼稚園	丸の内1丁目1-47	学校法人松岬学園	150	23-1489
東部幼稚園	駅前4丁目2-51	学校法人米沢斎藤学園	休 園	

(2) 認可外保育園

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
おのがわ保育園ドレミ館	小野川町1770-1	H 5. 4. 1	30	32-2729
恵泉愛児園	福田町1丁目3-67	S37. 2. 25	休 所	
フレンドリーハウス	通町8丁目2-92	H15. 4. 1	休 所	
やまびこ園	大字口田沢 3216	H 3. 4. 1	36	31-2620
おひさまえん	直江町4-14	H18. 4. 15	18	24-6187
青空保育たけの子	大字上新田 1166	H26. 4. 1	15	070-1143-1166

(3) 企業主導型保育事業所

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
キッズ ピーパル	中田町760-2	H29. 4. 3	30	37-4300
米沢こころの病院院内保育所 にこにこ保育所	アルカディア1丁目808-32	H29. 6. 1	20	27-0506

(4) 事業所内保育所

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
米沢ヤクルト販売（株） 夢スタジオ8960 花沢保育室	大字花沢 3056-1	H14. 8. 5	20	21-8960
米沢ヤクルト販売（株） 夢スタジオ8960 西大通保育室	西大通1丁目5-40	H 5. 5. 6	23	22-8960
米沢市立病院 こぐま保育所	福田町2丁目1-56	S47. 12. 1	40	22-2450 (内線5111)
舟山病院内 保育所	駅前2丁目5-7	S51. 4. 1	40	(代)23-4435
島貫医院内 保育室	中央2丁目5-12	H25. 3. 4	休 所	
三友堂病院内保育所ちびっこ 広場めんご	大字塩野 2755-3	H26. 10. 14	20	27-0530

#### 4 児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
窪田児童センター	窪田町窪田 424	米沢市	S41. 10. 1	37-5272
上郷児童センター	大字竹井 2588-304	米沢市	S42. 10. 1	28-8424

#### 5 児童養護施設

乳児を除いた保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、合わせてその自立を支援する施設

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
市立興望館	太田町 4 丁目 1-153	米沢市	S24. 6. 20	30	38-6109

#### 6 放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）

働く親たちが安心できるように学校や家庭に代わって放課後の児童を預かる場として、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図るための施設

施設名	所在地	定員	電話
東部小学校区学童保育施設 正和こどもの家	東 1 丁目 6-107	79	23-1443
学童保育クラブ 米沢西部みどりの家	直江町 10-22	47	24-3354
南部学童保育所 キッズ	本町 2 丁目 1-35	40	21-4666
南部学童保育所 ジュニア&スター	本町 2 丁目 1-37	80	33-9269
南部学童保育所 ビーンズ	門東町 1 丁目 5-3	52	33-9023
南部学童保育所 オレンジ	大町 1 丁目 4-34	50	33-9446
北部地区学童保育所 たんぽぽクラブ	城北 2 丁目 1-52	44	24-4717
北部地区学童保育所 コスモスクラブ		87	24-4716
NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ{愛宕}	御廟 3 丁目 11-6	55	21-2244
NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ{西部}	直江町 4-16	50	21-5971
NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ{西部Ⅱ}		45	21-5972
NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ{西部Ⅲ}	直江町 5-49	42	21-7700
NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ{西部Ⅳ}		45	21-3545
NPO 法人学童保育所 しゃぼん玉クラブ{窪田}	窪田町窪田 1134-11	65	37-3000
森の子園第 1 学童クラブ	万世町牛森 4172-6	60	28-3739
森の子園第 2 学童クラブ		50	28-3739
松川小学校区学童保育所 風の子クラブ	通町 2 丁目 12-1	60	23-3277
松川小学校区学童保育所 風の子クラブ第 2	通町 2 丁目 11-6	40	23-3277
南原地区学童保育所 わかたかクラブ	大字笹野 4577-1	50	38-6565
東部小学区学童保育所 あっとホーム	東 1 丁目 6-76-23	30	24-0828
東部小学区学童保育所 ぐっとホーム	東 1 丁目 6-76-14	40	24-0828
東部小学区学童保育所 ほっとホーム	東 1 丁目 6-76-21	57	24-0828

東部小学区学童保育所 ひっとホーム	東 1 丁目 6-76-17	30	24-0828
児童クラブ まどか	門東町 3 丁目 3-19	54	33-9262
三沢地区学童保育所 どんぐりクラブ	小野川町 2643-1	30	32-2142
愛宕地区学童保育所 レインボー	御廟 3 丁目 1-2	60	22-5257
愛宕地区学童保育所 レインボーなないろ	御廟 3 丁目 2-14-6	39	33-9299
塩井さくらんぼクラブ	塩井町塩野 3760	40	24-8156
六郷地区学童保育のびのびクラブ	六郷町一漆 68-2	20	37-5278
広幡地区学童保育 げんきっ子クラブ	広幡町上小菅 1394-7	38	37-5276
米沢市上郷児童センター 学童クラブ	大字竹井 2588-304	37	28-8424
米沢市窪田児童センター 学童クラブ	窪田町窪田 424	40	37-5272
敬師学童クラブ	大字関根 531-1	18	35-2113
南部小学校区学童保育グレース	福田町 1 丁目 3-67	37	23-2211
北部地区学童保育所おぼこ広場「北斗塾」	中央 7 丁目 4-37	32	070-2011-0557
児童クラブ 太陽の子	大字木和田 453-1	40	070-1140-2233

## 7 子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において子どもの預かりの援助を受けたい者（利用会員）と援助を行いたい者（協力会員）及びその両方を希望する者（両方会員）からなる会員組織が、地域における育児の相互援助活動を行う事業所

施設名	所在地	設置主体	電話
米沢市ファミリー・サポート・センター	徳町 1-38-1 (プチハウス内)	米沢市	24-6464

## 8 地域子育て支援拠点施設（子育て支援センター）

子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行い、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う施設

施設名	所在地	開始年月日	電話
くれよん	徳町 1-38-1(プチハウス内)	H13. 4. 20	26-1515
ぴっころ	西大通 1 丁目 6-56(松ヶ岬保育園内)	H17. 4. 1	40-0701
ろけっと	万世町片子 343(そらいろ保育園内)	H22. 4. 1	21-1020
おひさま	通町 4 丁目 11-20(山上保育園内)	H23. 5. 9	23-3416
つむぎ	御廟 2 丁目 3-17(西部乳児園内)	H25. 4. 8	40-0188

## 9 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする

施設名	所在地	面積(㎡)	認可年月日
市立御廟児童遊園	御廟 1 丁目 1859	2,115.30	S37. 7. 1
市立川井児童遊園	大字川井 55	1,616.54	S39.12. 1

市立敬師児童遊園	大字関根 13922-1	3,300.00	S53. 8. 4
市立塩井町児童遊園	塩井町塩野 2300-1	1,044.00	S51. 5. 31
市立びっき石児童遊園	万世町桑山蛙石 1427	953.14	S49.12.27
市立赤芝児童遊園	赤芝町 101	792.30	S53. 8. 4
市立中央児童遊園	中央 4 丁目 3360-9	830.64	H 7. 4. 1
市立小野川児童遊園	小野川町 2566-2	660.00	S54.12.20
市立通町児童遊園	通町 5 丁目 2378-1	2,274.65	S55. 7. 25
市立六郷町西藤泉児童遊園	六郷町西藤泉 1376-1	660.00	S56.10. 8
市立日の出町児童遊園	東大通 2 丁目 9102-1	904.61	H 6. 4. 1
市立成島児童遊園	広幡町成島 2107-104	33,555.00	H 6.10. 9
市立館山児童遊園	館山 4 丁目 6446-24	2,160.54	H11.10. 1

## 10 助産施設

保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入院させ、助産を受けることを目的とする施設

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
市立病院助産施設	相生町 6-36	米沢市	S45. 8. 14	4	22-2450

## 11 相談支援事業所

地域で生活する身体障がい者（児）・知的障がい者及び精神障がい者の方の生活全般に関する様々な相談を受け付ける。

施設名	所在地	設置主体	指定年月日	電話
あずさ	城西 1 丁目 3-78	社)山形県社会福祉事業団	H19. 4. 1	24-4335
すてっぷ	東 2 丁目 8-54	社)米沢栄光の里	H21. 4. 1	22-0703

## 12 特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所

障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画書を作成し、定期的にモニタリングを行い、障がい者の生活全般に係る相談に対応する。

施設名	所在地	設置主体	指定年月日	電話
あずさ	城西 1 丁目 3-78	社)山形県社会福祉事業団	H24. 4. 13	24-4335
すてっぷ	東 2 丁目 8-54	社)米沢栄光の里	H24. 9. 14	22-0703
なごみ〜る	門東町 2 丁目 8-38	有)なごみの部屋	H24.10.17	26-8346
ばおぼふ	本町 1 丁目 5-37	NPO 法人置賜自然と共育の村	H24.11. 6	090-6253-5859
なでら	城西 4 丁目 5-87	NPO 法人なでらの森	H25.9.10	40-1391
ともの家	大町 3 丁目 3-47	NPO 法人ともの家	H25.11.18	26-1288
森の子ひかり 相談支援事業所	万世町牛森 4172-7	NPO 法人森の子会	H26. 9. 10	29-1000
相談から・ころ	万世町牛森 4150-6	NPO 法人から・ころセンター	R 2. 4. 15	40-8466

### 1 3 障害者入所支援施設

施設に入所する障がい者に主として夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	定員	電話
栄光園	万世町梓山 5493-1	社)米沢栄光の里	S45. 4. 1	80	28-9446
松風園	万世町梓山 5494-1	社)米沢栄光の里	S53. 1. 1	80	28-7710
梓園	大字三沢 26100-14	社)山形県社会福祉事業団	S48. 4. 1	40	22-0398

### 1 4 就労移行支援・就労継続支援事業所

就労を希望する人に対し、一定期間生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う。通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会提供、知識や能力の向上のための訓練を行う

施設名	所在地	設置主体	指定年月日	電話
かのにの家	大字口田沢 3216	NPO 法人置賜自然と共育の村	H18. 10. 1	31-2719
楓	広幡町成島 282	NPO 法人なでらの森	H18. 10. 1	40-1821
森の子ひかり園	万世町牛森 4172-7	NPO 法人森の子会	H18. 10. 1	29-1000
にこにこホーム	金池 5 丁目 6-29	NPO 法人にこにこホーム	H18. 10. 1	24-0366
赤とんぼ	通町 2 丁目 11-28	NPO 法人赤とんぼ	H19. 4. 1	21-3343
ともの家	大町 3 丁目 3-47	NPO 法人ともの家	H20. 4. 1	26-1288
なごみ〜る	門東町 2 丁目 8-38	有)なごみの部屋	H20. 4. 1	49-8921
フラワーコート米沢	城西 1 丁目 6-36-3	NPO 法人聲明会	H21. 2. 1	21-2955
すてっぷ	東 2 丁目 8-54	社)米沢栄光の里	H21. 4. 1	22-0703
ちっちゃな町工場	福田町 1 丁目 3-69	NPO 法人ちっちゃな町工場	H22. 10. 1	49-8361
つばさ	城西 1 丁目 3-78	社)山形県社会福祉事業団	H23. 4. 1	24-7373
やまぼうし	直江町 2-30	株)菊地組	H22. 8. 1	22-6555
さくらんぼの家	吾妻町 4-25	社)仁慈の会	H23. 4. 1	38-6366
いちみ	東大通 3-12-19	株)いちみ	H23. 8. 1	49-7735
栄光園	万世町梓山 5493-1	社)米沢栄光の里	H23. 11. 1	28-9446
香房 h i y o r i	福田町 2 丁目 3-169	有)なごみの部屋	H25. 11. 1	26-8346
共働作業所夢工房	駅前 2 丁目 8-32	NPO 法人生き生きの郷	H26. 8. 26	33-9360
極楽麦酒本舗	中央 2 丁目 3-18	合)極楽麦酒本舗	H27. 7. 1	40-0291
から・ころセンター	東 2 丁目 3-116	NPO 法人から・ころセンター	H27. 2. 12	21-6436
そらの輪	中央 7 丁目 3-15	NPO 法人そら	H28. 4. 1	49-7330
みかん	城南 4 丁目 1-13	株)my life	H28. 4. 5	40-1806
公徳会米沢就労支援センター	下花沢 2 丁目 134-7	社会医療法人公徳会	H28. 11. 1	49-7561
くらら	中央 3 丁目 1-48	株)修誠会	H31. 4. 23	20-4726

## 1 5 地域活動支援センター

障がい者等を通所により地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
米沢ひまわりの家	直江町 7-43	NPO 法人米沢ひまわりの家	H19. 4. 1	24-9950
ホープ米沢	城北 1 丁目 3-18	NPO 法人ホープ米沢	H19. 4. 1	23-6176
市社会福祉協議会	西大通 1 丁目 5-60	社)米沢市社会福祉協議会	H19. 4. 1	24-7881

## 1 6 生活介護事業所

常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
にじの家	太田町 3 丁目 1-32	社)にじの家	H19. 4. 1	22-8581
かにの家	大字口田沢 3216	NPO 法人置賜自然と共育の村	H20. 4. 1	31-2719
森の子ひかり園	万世町牛森 4172-7	NPO 法人森の子会	H21. 8. 20	29-1000
梓園	大字三沢 26100-14	社)山形県社会福祉事業団	H23. 4. 1	22-0398
さくらんぼの家	吾妻町 4-25	社)仁慈の会	H23. 4. 1	38-6366
つばさ	城西 1 丁目 3-78	社)山形県社会福祉事業団	H23. 4. 1	24-7371
栄光園	万世町梓山 5493-1	社)米沢栄光の里	H23. 11. 1	28-9446
松風園	万世町梓山 5494-1	社)米沢栄光の里	H23. 11. 1	28-7710
にこにこホーム	金池 5 丁目 6-29	NPO 法人にこにこホーム	H24. 3. 31	24-0366
青い帽子	林泉寺 2 丁目 10-21	NPO 法人地域福祉共生会	H24. 11. 1	26-1170
万世園福祉サービス事業所	万世町梓山 5494-1	社)米沢栄光の里	H30. 10. 1	28-1455
いちごのこころ	泉町 2 丁目 1-6	有)なごみの部屋	R 2. 5. 1	38-7030

## 1 7 共同生活援助事業所

障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
けやき	城西 4 丁目 5-87	NPO 法人なでらの森	H18. 10. 1	40-1391
あづま	吾妻町 4-25	社)仁慈の会	H20. 7. 1	38-6366
すてっぷⅠ	東 2 丁目 8-54	社)米沢栄光の里	H21. 4. 1	22-0703
すてっぷⅡ	東 2 丁目 8-54	社)米沢栄光の里	H21. 4. 1	22-0703
やまぼうし	直江町 2-30	やまぼうし	H22. 3. 30	22-6555
日和	福田町 2 丁目 3-169	有)なごみの部屋	H24. 4. 2	26-8346
パステル	大字口田沢 3216	NPO 法人置賜自然と共育の村	H24. 1. 4	31-2719
なせば成る	万世町片子 295-3	NPO 法人先施の杜	H27. 4. 1	23-6012
まつかわ	通町 4 丁目 8-17	社)仁慈の会	H28. 5. 1	38-6366
グループホームにじいる	城南 1 丁目 7-34	社)にじの家	H29. 4. 1	40-8706
すてっぷⅢ	東 2 丁目 8-56	社)米沢栄光の里	H29. 11. 16	22-0703
ふらぼの	万世町桑山 4485	株)からふる	H31. 1. 21	27-9450
グループホーム 365日	城西 4 丁目 1-14	株)my life	R 1. 10. 25	40-1806

## 18 児童発達支援事業所

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
ひまわり学園	中央6丁目1-45	米沢市	H24. 4. 1	21-1330
かりやす	万世町梓山4101-2	株)からふる	H28. 3. 25	40-1552
Reはーとえいる	直江町7-16	合)おきたまライフフュージョンおらフ	H30. 9. 13	33-9069

## 19 放課後等デイサービス事業所

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
あおいそら	林泉寺2丁目10-21	NPO 法人地域福祉共生会	H24. 11. 1	26-1170
なせば成る	万世町片子295-3	NPO 法人先施の杜	H27. 7. 15	24-7247
キッズデイサポート虹の子	太田町3丁目1-32	社)にじの家	H25. 4. 1	40-1800
ばおぼふ	本町1丁目5-37	NPO 法人置賜自然と共育の村	H24. 4. 1	090-6253-5859
森の子わかば園	万世町牛森4172-2	NPO 法人森の子会	H25. 3. 21	29-0033
かりやす	万世町梓山4101-2	株)からふる	H28. 3. 25	40-1552
フレンドリーハウス	通町8丁目2-92	合)フレンドリーハウス	H31. 4. 1	24-3390
アップルハウス	塩井町塩野3419-3	NPO 法人アップルハウス	H31. 4. 1	22-3711
Reはーとえいる	直江町7-16	合)おきたまライフフュージョンおらフ	H30. 9. 13	33-9069

## 20 保育所等訪問支援事業所

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

施設名	所在地	設置主体	認可年月日	電話
ひまわり学園	中央6丁目1-45	米沢市	R2. 4. 1	21-1330
supportroom ぱある	徳町13-7	合同会社P A - L	R2. 4. 1	080-3324-0658

## 21 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神または環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な場合、入所により養護する施設

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
星の村	大字笹野202-3	社)米沢仏教興道会	S21. 10. 1	80	38-3011

## 2.2 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体又は精神上著しく障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な場合、入所により養護する施設

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
成島園	広幡町成島 2120-5	社) 緑成会	S52. 4. 1	110	37-2355
万世園	万世町梓山 5496-12	社) 米沢栄光の里	S59. 4. 1	85	28-1455
花の里	大字笹野 170	社) 米沢仏教興道会	H 2. 4. 1	80	38-5501
おいたまの郷	大字下新田 28	社) 敬友会	H12. 4. 1	80	37-7788
サンファミリア米沢	塩井町塩野 520	社) 米沢弘和会	H14. 11. 29	60	26-8255
回春堂	大字花沢 2986-1	社) 回春堂	H24. 3. 29	60	26-8850

## 2.3 老人保健施設

疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行なう施設

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
サンプラザ米沢	大字築沢 3046	社) 米沢弘和会	H 2. 1. 1	150	32-2234
あづま	大字李山 8132-11	社) あづま会	H 5. 4. 1	119	38-5535
サンファミリア米沢	塩井町塩野 520	社) 米沢弘和会	H14. 11. 29	100	26-8255

## 2.4 軽費老人ホーム(ケアハウス)

65歳以上の者であって、身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安が認められるもので家族による援助を受けることが困難なものを低廉な料金で利用させる施設

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
サンリヴェール米沢	大字築沢 3423	社) 米沢弘和会	H 4. 5. 1	50	32-2414

## 2.5 介護医療院

長期にわたり療養が必要である高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う施設

施設名	所在地	設置主体	開設年月日	定員	電話
松田外科医院	城西 4 丁目 4-25	松田外科医院	R 2. 4. 1	18	21-1155



# 福祉の概要

令和2年8月発行

米沢市福祉事務所  
米沢市金池五丁目2番25号